

第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口

性暴力禁止法の制定に向けて

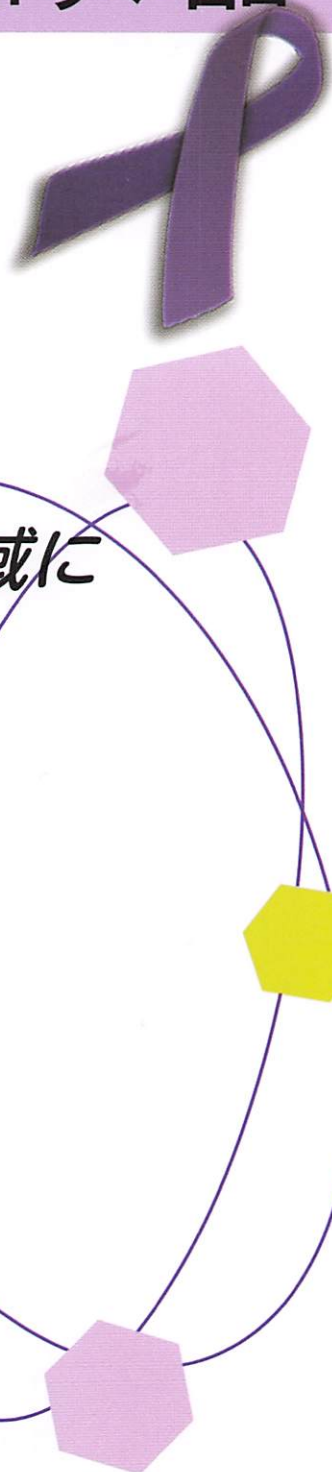
つながる 変える

女性・子どもに対する 暴力のない地域に

開催日：2014年 **11月1日(土)**
2日(日)

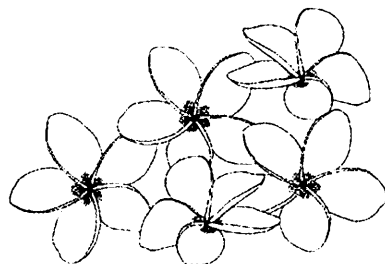
会場：**宇部市渡辺翁記念会館**
〈開会セレモニー・基調講演・シンポジウム〉
(ANAクラウンプラザホテル宇部内)
〈分科会・全体会〉
宇部市文化会館
宇部興産ビル3～4階
〈交流会〉
国際ホテル宇部

主催：第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口実行委員会
NPO法人全国女性シェルターネット



目 次

はじめに.....	1
日 程.....	2
オープニング・開会セレモニー.....	3
基調講演.....	10
シンポジウム.....	14
分科会一覧.....	50
分科会報告.....	51
共同アピール.....	90
全国シェルターシンポジウムの変遷.....	91
フォトブック.....	92



性暴力禁止法の制定に向けて
つながる 変える
女性・子どもに対する暴力のない地域に
第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口

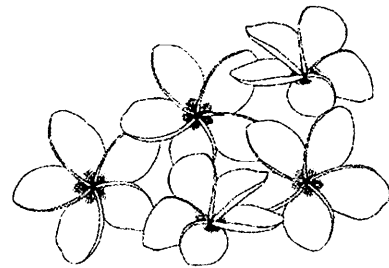
主催：第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口実行委員会
NPO法人全国女性シェルターネット

後援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、山口県、山口県教育委員会、山口県警察本部
宇部市、宇部市教育委員会、宇部観光コンベンション協会
日本司法支援センター山口地方事務所、山口県弁護士会、山口県産婦人科医会
朝日新聞山口総局、読売新聞西部本社、毎日新聞社、山口新聞社、宇部日報社
KRY山口放送、TYSテレビ山口、YAB山口朝日放送

協賛団体：フィリップモリスジャパン株式会社

目 次

はじめに.....	1
日 程.....	2
オープニング・開会セレモニー.....	3
基調講演.....	10
シンポジウム.....	14
分科会一覧.....	50
分科会報告.....	51
共同アピール.....	90
全国シェルターシンポジウムの変遷.....	91
フォトブック.....	92



性暴力禁止法の制定に向けて
つながる 変える
女性・子どもに対する暴力のない地域に
第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口

主催：第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口実行委員会
NPO法人全国女性シェルターネット

後援： 内閣府、厚生労働省、文部科学省、山口県、山口県教育委員会、山口県警察本部
宇部市、宇部市教育委員会、宇部観光コンベンション協会
日本司法支援センター山口地方事務所、山口県弁護士学会、山口県産婦人科医会
朝日新聞山口総局、読売新聞西部本社、毎日新聞社、山口新聞社、宇部日報社
KRY山口放送、TYSテレビ山口、YAB山口朝日放送

協賛団体：フィリップモリスジャパン株式会社

はじめに

報告集発行にあたって

2014年11月1・2日に「第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口」が宇部市渡辺翁記念会館等の3会場で開催されました。「性暴力禁止法に向けて～つながる、変える、女性・子どもに対する暴力のない地域に～」をメインテーマとし、全国から延べ1000人の方たちが参加してくださり、熱気あふれる大会として成功させることができました。大会をお引き受けしたことで、地元への波及効果も大きく、それぞれの分野での変化も起きつつあります。関係者一同、心よりお礼申し上げます。

第16回大会は東北大震災の被災地盛岡で開催され、そこでは被災地の女性たちの力強いつながりが地域を変えているという基調講演がありました。それを受けて、被災地の女性たちとつながりながら、地域のつながりやネットワークを形成すること、ひいてはそれが地域を変えていくことになる、という思いで第17回を開催させて頂きました。

この3月には、性暴力禁止法に向けて関係省庁や国会議員との話し合いが開催されるという情報もあります。シェルターシンポジウムや関係者の皆さんのたゆまぬ粘り強い行動、その背景には、全国の女性たちの深い思いと社会を変えていきたいという願いの結集があります。その蓄積がDV防止法の制定と3度の改正、ストーカー規制法の改正をはじめとして、様々な法律成立に影響を与えてきたのだ、という歴史の重みを改めて感じたところです。

今大会では、DV防止法の制定過程に深くかわわれた南野知恵子元参議院議員の「DV防止法から性暴力禁止法制定へーリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から」というテーマで講演をいただきました。次のシンポジウムでは「DV・性暴力被害者支援を進めるためにー医療支援現場の課題と法整備」をテーマに、河野美代子産婦人科医、竹下小夜子精神科医、八幡悦子助産師のお三方に医療現場における性暴力の実態や必要な法整備や性教育についてのお話をいただきました。多くの方に、性暴力禁止法の必要性をご理解いただけたのではないかと思います。

さらに、2日目の14分科会ではそれぞれの分野でDV・性暴力に立ち向かっている体験や調査報告を受けて、課題や展望について論議しました。個別テーマに基づいて、全国各地での最前線のお話を山口県で聞くことができました。次へのステップに向かって進むことを願っています。

本報告書が、第17回全国シェルターシンポジウムの記録にとどまらず、今後の皆様の活動のためにお役に立つことを祈ってお届けします。ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

2015年 3月

第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口実行委員会
委員長 加登田 恵子

大会日程

1日目 11月1日(土)

宇部市渡辺翁記念会館

- 11:30 受付
- 13:00 開会セレモニー
- 14:00 基調講演
「DV防止法から性暴力禁止法へ
——リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から」
講師：南野 知恵子（元参議院議員、元法務大臣）
- 14:45 シンポジウム
「つながる 変える
女性・子どもに対する暴力のない地域に」
コーディネーター：戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）
シンポジスト：南野 知恵子（元参議院議員、元法務大臣）
河野 美代子（産婦人科医師）
竹下 小夜子（精神科医師）
八幡 悦子（NPO法人 ハーティ仙台）
- 17:00 閉会
移動
- 18:00 交流会 会場：宇部国際ホテル

2日目 11月2日(日)

ANAクラウンプラザホテル内宇部興産ビル
宇部市文化会館

- 9:00 受付
- 9:30 分科会A（午前の部）
- 12:00 昼食
- 13:00 分科会B（午後の部）
- 15:30 15分休憩
- 15:45 全体会・大会アピール
- 16:15 閉会

オープニング・開会セレモニー

【ブリージング・カルテットの演奏】

お待たせいたしました。オープニングアトラクションの始まりです。

宇部市在住の甲斐尚美さんを中心とした「ブリージング・カルテット」の演奏をお楽しみ下さい。「ブリージング・カルテット」は4台のサクソフォンの演奏が「呼吸を共にする仲間」として見事なハーモニーを奏でられ、様々なジャンルの演奏をされています。サクソフォンならではの、味わい深い音色をどうぞ、お楽しみ下さい。

【司会】ただいまの演奏は、「ブリージング・カルテット」の皆さんでした。引き続き、開会セレモニーがごございます。

【開会セレモニー】

ただいまより、「第17回全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口」の開会セレモニーを開式いたします。本日の司会を務めます、山口女性サポートネットワークの澤田寿子でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

本日は、社会福祉法人聴覚障害者福祉協会から4名の方、河村弥生さん、鶴田美志さん、水原昌子さん、井原教賢さんにおいて頂き、要約筆記をお願いしております。要約筆記は、ステージに向かって右側のスクリーンをご覧ください。

それでは、「第17回全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口」実行委員長加登田恵子が開会のご挨拶を申し上げます。

【実行委員長あいさつ 加登田恵子】

みなさん、こんにちは。ようこそいらっしゃいました。「第17回全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口」の実行委員長を仰せつかりました山口女性サポートネットワークの加登田です。開会に当たりまして、ひとことご挨拶をさせていただきます。本日は、ご多忙のところ、また、交通の便がさほど良いとは言えない当地に関わらず、全国から、申込者数500人を超える多数の方に参加申し込みをいただきました。誠にありがとうございます。

これも、平素より各地でDV被害者支援に関わっておられる皆様の熱き思いの賜と、実行委員一同感激しております。

さて、本シンポジウムも、今回で17回目を迎えました。セブンティーンとは、いよいよ青春真只中の時期ですが、皆様のお力で回を重ねる度に大きな成果を得ております。

今回のテーマは、性暴力禁止法の制定に向けて「つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に」とし、元参議院議員であられ、その間、法務大臣や内閣府特命担当大臣等の要職を担われ、特に「DV防止法」の制定にあたっては、大変ご尽力いただきました南野知恵子先生に、基調講演をお願いすることにいたしました。

南野知恵子先生は、看護師・助産師としてのご経歴をベースにして、各地の看護大学において教育の第一線に携わられ、その後政界へと進出されました。ここ山口・宇部とは、山口大学医療

技術短期大学部看護学科の教授としてお勤めになられてからのご縁と伺っております。現在は、宇部と東京を行ったり来たりと大変ご多忙ですが、無理にお願いを致しましたところ、地元、山口・宇部で開催するのであれば、と快くお引き受け頂きました。本当にありがとうございました。

その後のシンポジウムでは、お茶の水女子大学名誉教授の戒能民江さんのコーディネートで、南野先生ほか、竹下小夜子さん、河野美代子さん、八幡悦子さん、という、3人の卓越した実践者をお招きし、「性暴力禁止法制定の必要性や意義」について医療現場から熱く語っていただくことになりました。

また、明日は14もの分科会が開かれ、それぞれ発題いただきますグループ・団体を中心に、活発な交流や研修がなされる予定でございます。

2～3日前に、ジュネーブの「ダボス会議」を主催しておりますシンクタンクが、今年の男女平等度ランキングを発表しました。それによりますと、経済・教育・健康・政治参画の点からの評価ですが、世界142カ国中、日本は104位でした。まだまだ多くの課題があることに気がされます。

参加者の皆さまにおかれましては、秋もたけなわのここ山口宇部で、思う存分、語り合い、知り合い、パワーアップして頂きたく存じます。このシェルターシンポジウムが、相互に実りあるものとなりますことを祈念いたしまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。

【司会】次に、本シンポジウムの主催者を代表しまして、NPO法人全国女性シェルターネットの共同代表 土方聖子様が挨拶を申し上げます。

【土方聖子】みなさま、こんにちは。ようこそ山口宇部にお越しくださいました。私どもも感激でございます。今日、第17回全国シェルターシンポジウムにご臨席賜りました山口県の副知事さま、宇部市長さま、市議会議長さま、また国の内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省の方々のご指導、ご協力を得まして、私どもの活動が進められているわけであります。日頃のご協力に改めて感謝申し上げ、わたくしが一言、ご挨拶をさせていただきます。

私ども全国女性シェルターネットは、全国に70余りあるDVの被害者支援をしている団体でございます。各団体が地方にございまして、DV防止法ができる前から、活動しております。第一回のシンポジウムは1998年に札幌で行われました。その当時は、DV法もできておらず、DVという言葉すら世の中には広まらない時でございました。1995年の北京会議以後、DVつまり、一番小さな組織体である家庭の中での暴力、配偶者間の暴力であるということがようやく表に出まして、DV法を作らねば、DV法を作ってほしいという願いのもとにシンポジウムが始まりました。

今年は、17回目のシンポジウムを開催させていただきます。思い起こせば、第10回目のシンポジウムを千葉県の幕張で開催しました。当時、DV法はできたけれどもDVの支援現場で一番困り、どうにもならないというものが見えてきました。それは、性暴力がそこに存在しているという事実でした。しかも、女性だけでなく、子どもにまで性暴力が及んでいるということです。そこで、第10回目のシンポジウムでは、包括的な性暴力禁止法を作りたいということに大会アピールで採択しました。2007年ですから7年前でございます。いまだに性暴力禁止法はできておりませんが、私どもは「性暴力禁止法を作りたい」というロビー活動をしながら

ら、この念願のもとに、毎年声を上げ、多くの方々をお願いして、今に至っておるわけでございます。

内閣府の調査によれば、3人に1人の女性が様々な暴力の被害を受けている。しかも、そのうちの4割の方が、誰にも相談していない、相談できていないという実態が、内閣府の調査ではっきり致しました。折しも、今は、臨時国会で女性の活躍推進法という法律が、審議されつつあります。素晴らしい法律とは思いますが、この女性の活躍を推進しようという国の法律の中でDVや性暴力被害で、さらにストーカー被害を受けているという女性が根底にいるということをは是非忘れてはならないと思います。暴力に私たちが我慢し、耐えて、そして世の中の女性が活躍ということはありえないと思います。そこを視野に入れて施策が進められることをわたくしは願うばかりでございます。

わたくしたちのDV・性暴力被害者支援の活動は確かに見えません。お金にもなりません。でも、誰かがしなければならぬことだと支援活動の中で日々感じております。今日、明日とシンポジウム、分科会があります。実りあるこのシンポジウムにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご臨席いただきました方々には、これからも、いろいろとご指導とお知恵をいただきたく思います。皆様と、今後も、ともに活動をしていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【司会】次に、ご来賓のかたより、ご祝辞を賜りたいと存じます。山口県副知事藤部秀則様より申し上げます。

【山口県副知事 藤部秀則】

みなさん、こんにちは。山口県の副知事を務めております藤部と申します。「第17回全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口」が多くの方々のご参加の下、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げますとともに、全国各地からご来県いただきました皆様方を心から歓迎いたします。

本日、ご参加の皆様方におかれましては、平素より配偶者からの暴力など、女性に対する暴力について被害者の気持ちに寄り添った、きめ細やかな支援を全国各地で展開されているところであり、その活動に対し深く敬意を表します。

さて、本県では今年2月、村岡県政が出発いたしました。全国で2番目に若い知事である村岡嗣政知事の下、本県では、県民誰もががはつらつとして暮らせる「活力みなぎる山口県」、その実現に向け新たな県づくりを進めることとしておりますが、その基本は、やはり、県民の暮らしの安心安全の確保と考えております。そのため本県では、県政運営の指針として現在策定中の「元氣創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」、そこにおきまして、「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るための対策の推進」、これを重点施策として掲げ、女性を犯罪から守る様々な取り組みに努めているところです。特に配偶者暴力対策の推進は重要な課題であることから、市町や関係機関、団体の皆様と連携しながら、男女間の暴力の根絶に向けた県民意識の醸成や山口県男女共同参画推進相談センターを中心とした被害者支援の充実強化に向けて取り組んで参ります。

このような中、本県において全国シェルターシンポジウムが開催されますことは大変意義深い

ことであり、ここ山口県から皆様の連携の輪が全国へと広がり、また、強化されますことを大いに期待しています。わたくしたちも、皆様と手を携えながら女性に対する暴力の根絶に取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様方に一層のご尽力をお願いする次第でございます。

最後にこの場をお借りしまして、若干本県のご案内をさせていただければと思っています。来年一月からNHKの大河ドラマにおきまして、吉田松陰の妹、文をヒロインとする「花燃ゆ」が始まります。山口県を主要な舞台に幕末の明治維新前後の青年たちの青春群像を描くドラマとなりますことから、本県では現在、幕末維新をテーマといたしました大規模な観光キャンペーンを全県で展開しているところです。皆様には、この機会に秋吉台、錦帯橋など多くの自然歴史資産や海の幸、山の幸に恵まれた本県の魅力を心行くまで味わっていただきますよう、お願い申し上げます。

終わりになりますが、本シンポジウムが皆様にとって実りあることになるとともに、参加されました方々のご健勝、ご活躍を心から祈念いたしまして、わたくしのご挨拶といたします。本日は、誠にありがとうございます。

【司会】 藤部様、ありがとうございました。

次に宇部市長 久保田后子様、どうぞよろしく申し上げます。

【宇部市長 久保田后子】

地元市長の久保田后子と申します。第17回になるということですが、全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口が、このように盛大に開催されますことを大変嬉しく、心よりお祝い申し上げたいと思います。「緑と花と彫刻のまち 宇部市」に皆様、ようこそおいで下さいました。そして、皆様、全国各地でDV被害の防止に向けて熱心に、また被害者に寄り添いながら、相談、支援、自立支援の活動に取り組んでおられますことを、敬意をもって心から感謝申し上げます。本当に、いつもありがとうございます。

このような大きな大会をお引き受けいただきました加登田実行委員長様をはじめとし、地元の皆様、ありがとうございます。先ほど、藤部副知事からもありましたが、このような大きな大会を地元で開催できますことを本当に嬉しく思っております。必ずや施策の前進に向かうことと確信しております。宇部市も、B-6の分科会の方で、山口県と一緒に宇部市の取組を紹介させていただくところでございますが、宇部市は私が女性でありますし、教育長も女性です。大きな市民団体であります老人クラブ連合会の会長も女性、さらに民生児童委員協議会の会長も女性、この3月までは、子ども会育成連絡協議会の会長も女性で、市の審議会・協議会の女性の比率は、なんと50.8%を達成しました。これは、5年前に私が市長になります時のマニフェストに50%の目標を掲げて当選させていただきましたが、毎年着々と上昇し、現在では全国トップレベルだと自負しております。そういう男女共同参画に熱心に取り組む本市でございます。

平成10年には、中国地方では最も早く、当時、私は市議会議員でございましたが、市議会において男女共同参画都市宣言を行いました。それが本当に大きな第一歩だったと思います。それから今日に至るまで、男女共同参画の条例、計画、DV防止の計画、相談機能を作り、取り組んでまいりました。平成20年には、配偶者暴力相談支援センターを設置いたしました。現在、このセンターは山口県と本市しかございません。市のレベルで市の皆さんのお力で運営していた

だいております。先ほど申しましたように女性の参画率も高まっております。が、やはり、ご多分に漏れず、様々な課題を持っております。そういった意味で女性に対する性暴力を禁止しようという法律は欲しいところです。わたくしの地域でも、もっともっと取り組みを強化しなければいけないと思っているところでございます。

女性に対する暴力、家庭の中での暴力、子どもに対する暴力は地域社会で広がり、また暴力の連鎖になるというとてもない安心安全に縁のない社会になっていくわけでございます。DVというのは女性だけの問題ではなくて、社会全体で取り組まなければならない問題です。先ほど紹介のあったように社会全体で見たら、先進国のなかでも情けない現状だと思っております。男女共同参画を言われて久しく、ようやく女性が輝く社会、政府においても法案になるということです。私たちは希望をもってこのような集いが全国につながって、まさに、つながる、よりよく変わる社会、それを実現していこうではありませんか。宇部市も今日はたくさん職員が出ておりますが、全市を挙げて取り組みに邁進していきたいと、お約束を申し上げます。また、大会の成功、皆様のご健勝とご活躍を合わせてお祈り申し上げたいと思います。誠におめでとうございます。みなさま、がんばりましょう。

【司会】久保田様ありがとうございました。

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長水本圭祐様お願いします。

【内閣府 水本圭祐】内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長の水本でございます。本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。一言ご挨拶をさせていただきます。政府におきましては、「すべての女性が輝く社会」これを重要な課題だと位置づけております。すべての女性でございます。もちろん、そのなかには家庭や仕事の場できらきら輝いている、輝こうとしている女性がありますが、その一方で、暴力とか、貧困とかそういった中で、困難に直面してなかなか輝こうとしても輝けない女性もいます。やはり、そうした女性もちろん含まれています。そういった女性をしっかり支援していく、輝けるようにしていく、このことも非常に重要な課題でございます。内閣府におきましてはこれまでも、例えば、相談員さんに向けた研修とか、先ほどご紹介いただきました、調査研究とか、女性にたいする暴力の根絶に向けて、様々な対策を行ってきました。そのなかで、現場で本当にご苦労をされている皆様のお話をいろんな場で聴かせていただき、また、ご協力をいただいたところでございます。

昨年には配偶者暴力防止法も改正されまして、支援の対象が広がったところでございます。内閣府におきましても、引き続き、DVでございますとか、性暴力や、女性に対する暴力の根絶に向けてしっかりと取り組んで参ります。

そのためには、皆様のご協力が不可欠でございます。これまでのご理解ご協力に感謝しておりますとともに、引き続きご協力を賜りますことをお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

【司会】水本様ありがとうございました。引き続きまして厚生労働省雇用機会均等室・児童家庭局家庭福祉課長大隈俊弥様お願いします。

【厚生労働省 大隈俊弥】みなさま、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました厚生労働省家庭福祉課長の大隈と申します。一言ご挨拶を申し上げます。

この度、「第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口」が本日から2日間にわたりまして開催されることを、心からお慶び申し上げます。NPO法人全国女性シェルターネットをはじめ、ご参加の皆様が一貫してDV等の被害女性の立場に立ったきめ細やかな支援を行ってこられましたことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。また、本日お集まりの民間シェルターの皆様におかれましては、昨年度全国で年間約500人、同伴家族を含めると約800人の一時保護委託をお受けいただいております。被害女性への保護におかれましても熱心に取り組んでいただいております、このような婦人保護行政に対しまして、日頃のご尽力につきまして、この場を借りて、改めて感謝を申し上げます。

配偶者からの暴力被害を受けた女性の状況でございますけれども、全国の婦人相談員によせられるDV被害等にかかる相談は、年々増加しております、一時保護の件数につきましても高い水準となっております。昨年度にはDV防止法、並びにストーカー規制法が改正されまして、ストーカー被害に遭われました方への支援につきましても、婦人相談所の支援が明記されるということとなっております。さらに、現在、人身取引の被害に遭われた方への施策について検討が行われております。被害女性への一時保護への充実が求められておるのであります。

こうした状況の中で、被害に遭われた女性が安心して生活が営まれる場所を確保していくことは、今後、益々重要になってくると考えております。厚生労働省といたしましては、これまで婦人相談所などにおきまして、相談体制の充実、それから婦人保護施設、母子支援施設での保護や自立支援に取り組んでまいりました。昨年度末には、婦人相談所ガイドラインを策定致しまして、婦人相談所の対応の違いによって、受けるべきサービスの内容に差が生じないように全国の婦人相談所が対応する内容について、改めて明確化するとともに、支援の均等化標準化を図ることといたしました。

また、今年度は婦人相談員の方々が、窓口寄せられる様々な内容に適切に対応することができるよう婦人相談員活動指針の作成に取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度から地域で生活されようとする方への支援内容を充実するために、民間シェルターに入所している女性に対する退所後の支援の枠組みを検証するモデル事業を実施しているところでございます。このモデル事業を通じまして婦人保護事業における民間シェルターの役割につきましても引き続き検討を行っていきたいと考えております。

厚生労働省といたしましては、今後ともDV被害等に遭われた女性の支援の充実に努めてまいりたいと考えております。そのためには、民間シェルターのみなさまと行政側と密接に連携して対応することが必要と考えております。今後も婦人保護事業に変わらぬ支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、二日間のシンポジウムの成功と、ご参加の皆様の今後ますますのご活躍とご健勝を心から申し上げてわたくしからのご挨拶とさせていただきます。

この度は誠にありがとうございます。

【司会】 大隈様ありがとうございました。文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課課長補佐 西村慎治様お願いします。

【文部科学省 西村慎治】みなさま、こんにちは。ただいまご紹介がありました文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課の西村と申します。

第17回全国シェルターシンポジウムがここ山口県宇部市において多くの関係者の皆様方の参加を得て開催されますことを、誠に意義深いことと思います。お集まりの皆様方におかれましては、日頃からドメスティック・バイオレンス、性暴力等の被害防止、被害に遭われた方々の支援活動などを全国各地で展開してこられており、深く敬意を表します。

女性に対する暴力の防止につきましては、第三次男女共同参画基本計画を踏まえ、教育職員等の指導的立場にあるものによる性犯罪による不正を防止するための取組について、各都道府県教育委員会及び、各国公私立大学等に対して取り組みを強化しているところでございます。また、国立女性教育会館におきましては、女性に対する暴力や女性の貧困など複雑多様化する女性の悩みに対応するべく、資質向上のための研修事業を行っているところでございます。

平成26年6月に策定されました日本最高戦略2014におきましては、我が国最大の問題である女性の力を最大限に発揮することは人材の確保に留まらず、企業活動、行政、地域などの現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値観を大切にしつつ社会全体の活力を発揮するとされております。文部科学省といたしましても、これまでのように女性に対する暴力の防止を始め、男女共同参画についての意識の涵養を図る教育学習の充実を図り地域で女性が輝けるための教育の推進をすることで、男性と女性が互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の社会の実現を図って参りたいと思っております。

本日のシンポジウムでみなさまの互いの情報を共有し、今後も被害防止、被害者支援にご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本シンポジウムの成功と皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念して、私のご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございます。

【司会】西村様、ありがとうございました。

本日は、ご多忙のところ、多くのご来賓の方々においでいただきました。本来なら、おひとりお一人ご祝辞をいただくところでございますが、時間の関係上、壇上にご臨席の皆様をご紹介させていただきます。

山口県副知事 藤部秀則様、山口県議会議長代理 県議会環境福祉委員会委員長 友広巖様、宇部市長 久保田后子様、宇部市議会議長 植松洋進様、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 水本圭祐様、厚生労働省雇用均等室・児童家庭局家庭福祉課長 大隈俊弥様、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課課長補佐 西村慎治様

ご来賓のみなさまには、ご多忙のところ、ご臨席いただき、ありがとうございました。

これもちまして、開会セレモニーを終了致します。

基 調 講 演

「DV防止法から性暴力禁止法制定へ

ーリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から」

講師 南野知恵子（元参議院議員 元法務大臣）

【司会】 お待たせいたしました。ただいまより基調講演に移ります。

本日は、「DV防止法から性暴力禁止法制定へーリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から」と題して元参議院議員、元法務大臣、南野知恵子さんをお願いいたします。

南野知恵子さんは、日本赤十字看護大学看護学部教授を経て、1992年、参議院議員通常選挙で自由民主党（比例代表）から当選されました。以後、3期18年、政治家として活動され、法務大臣、内閣府青少年育成及び少子化対策特命大臣を歴任されました。また、議員立法として21の法案を通しておられます。特に、DV防止法の制定及び改正、性同一性障害者性別取扱特例法、母体保護法に関する法律、高齢者虐待防止法などに尽力をされました。ご著書には、『詳解改正DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法』『解説「性同一性障害者性別取扱特例法」』『泣こよっかひっ飛べ：看護の道から政治の道へ』等がございます。そのほか、論文を多数執筆されておられます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

【南野知恵子】 皆様、こんにちは。ただいま、ご紹介いただきました南野でございます。

先ほどは素晴らしい式典で、多くの方々からお話を頂戴し、この会も17回目を重ねる会なんだなとつくづく感じさせていただきました。私が皆様方のお力をいただいて、永田町で生活したのが18年になります。この18年間は「議員であれば立法すべし」というのが私の一番の精神であり願いでございました。「強めよう愛の絆、支え合おう健康な暮らし」、これをモットーに掲げてやってまいりました。政策としましては、先ほど御紹介いただきましたが、女性の地位の向上、たまたま看護師であり助産師でございますので、医療の問題、福祉の問題、教育等々にも力を入れてまいりました。性と生殖に関する健康と権利、人間教育、性教育、国際的な関連にも広げていきながら、今歩いているところでございます。子ども・女性・高齢者・障がい者への関心、この中に入るDV被害者、GID、ハンセン等々の方々が安心して暮らせる社会ということも考えてまいりました。

好きな言葉がございます。皆様それぞれにご自分の好きな言葉をお持ちだと思いますけれども、私は満州で生まれました。そして鹿児島に引き上げてきました。その中で、鹿児島弁というのは私の小さい頃の言葉であるわけですが、そこで心に響かせた言葉というのが「泣こよっかひっ飛べ」、「泣こかい、飛ほかい、泣こよっかひっ飛べ」というのが、鹿児島の小さい子どもたちに言われている言葉です。何か問題が起こって、川に向かって自分が向こう岸に渡っていかなければならないときに、泣いて引き返すよりも飛んでいけ、苦勞を飛び越えて自分の人生を開いていけと、そういう言葉が私は好きでありました。もう一つ、「為せば成る、なさねばならぬ事も、ならぬは人の為さぬなりけり」、自分で努力をすべしということを肝に銘じながらやって

きたわけであります。

大会資料に、議員立法をすることができました内容と数を掲げさせていただいております。例えば政務官だとか副大臣だとか大臣をしているときには、その省庁の問題点を全部解決しなければなりません。法務省を担当させていただいているときには18本の法務関係、会社法だとか、そういう法案を18本、そしてさらに少子化の担当もさせていただきましたので、そこでは2本の法律などをつくらせていただきました。そしてその間、役職についてない間に議員立法を処理するというのが我々の立場の仕事でございます。その議員立法が21本となりました。DV法、または性同一性障害という問題点をテーマにする場合には、いろいろな課題がありました。

このDV法に関しては、参議院の中に三つの調査会ができたわけです。その一つに、たまたま配属させられて、そしてこの委員会を通してチームをつくりDV法の解決を展開して参りました。たまたま委員長の役割をいただいたわけです。そこで、いろいろ検討をしました。委員会をまずクロードにしながら話をさせていただきました。最初にみんなの気持ちにあったものは、女性に対する暴力の防止というのが一番大きなテーマになるだろう。じゃあテーマを決めるなら来週にしましょう。そして、みんないい意見があったら持ってきてくださいという形で進めました。その当日がやってきたわけです。で、そのときに、女性に対する暴力だけじゃないよね、男性だけが加害者ではない、女性の加害者だってあり得るんだ、というようなことからまた話し合いが初めから繰り返されたわけです。そういうことを含めながら我々のDV法というものはスタートを切ってきました。

暴力が発生した場合、エビデンスがなければ、裁判では罪とならないということや、罪というものをどのようにとらえていくか、暴力というのをどのようにとらえていくかというような課題にも展開し、テーマが決まるまでは大変長い時間がとられたということでもあります。そして、そこでDV法という名称のもとに、ドメスティック・バイオレンス、そういった問題についての検討し虐待をなくしていこうと考えました。我々の検討会は、ただ私が委員長だから自民党だけを選んだわけではないんです。超党派で選びました。各党派に2人ずつ出させていただきました。でも、私は女性だけの会にしたくなかったので、自民党は男性2人に出させていただいたわけでございます。

DV法のポイントは、人々が安心して暮らせるだけでなく幸せに暮らせる、そして、その人たちが価値ある生き方ができるということが大きな目的であり、そのための法律としてどう展開するかということにあったわけでありまして、お守りとしての罰則法いうものを中に入れることができたわけであります。その中にも守秘義務があります。被害者の相談、どのように取り上げていったらいいのか、窓口はどこでどのようにしたらいいのか、大変難しい課題を抜き取りながら、立法をしていこうとしたわけであります。被害者に対してどうしたらいいのか、または加害者に対してどうしたらいいのか、それから皆様方に今苦勞していただいている民間シェルターまたは母子生活支援政策というものをどのようにしていったらいいのか、地方裁判所、そこの絡み合わせをどうするのか。そして、課題となった保護命令というものをどのようにセッティングしていったらいいのかも含めて検討させていただきました。法律をつくった者としては、皆様方のこのような広がりとかこのような活動が本当に頭の下がる思いで嬉しく、感激であります。皆様方が、地元で一步一步活動していただいているから法律をつくった意味があるということでもあります。

法の中に改正も加えました。最初の段階では、身体的な暴力というところにポイントを置きましたけれども、そこに前文というのがあります。「まえおみ（前文）」、法律をつくるときに前文というのをつくる法律とつくらない法律とがあります。私は、DV法に前文をつくりました。DVは精神的なものを多く抱えているんじゃないか。DV法は身体的な加害の証拠だけではならないのだというところで、そこには身体的な問題点から精神的な問題も含めるという形で法の改正を行いました。この法の改正も、大変珍しい形で展開させていただいたのがDV防止法だというふうに思っております。おかげさまで、家庭内におけるDVという問題に、今、大体定着してきているのかな、皆さんの認知が深まっていっているのかなと、そのように思います。

昨日の新聞の「DVの周知、女性に救い」という記事にあるように、かつては、妻は我慢するしかなかった。DVの改正法からもっともっと深い意味をそこに込めたことで、これからの課題解決というものに向かっていくのではないか、ドメスティック・バイオレンスという言葉が知られることで、女性への暴力に光が当たるようになると、この記事に書かれております。

裁判所が、加害者に対し被害者への接見禁止命令を出すことができるDV防止法が成立したのが2001年、もう今何年たちますか。その間に悲しんだ人もおられるでしょう。それを救ってあげた方々もおられるでしょう。そういう中で、この法案がまたいい方向に改正されていけば幸せがもっと深まってくるのではないかなと思っております。

また、私がつくったときより少し幅が広く、配偶者や恋人からの暴力というところに幅を少し広げております。男性からの被害相談が近年増加している。警察庁の調査では、2013年と、その3年前、2010年の相談件数の増え方は、女性は1.4倍増えたそうであります。やっぱり女性も増えている。でも、男性は4.1倍、3年前より増えていっている。原因がはっきりしていないのですけれども、専門家は相談しやすい時代になったのではないか。社会における男性の立場の変化が要因の1つと見ている。男女幸せに生きていくためには心の問題を含めた健康課題と言えらると思います。心の健康、体の健康、その調和を持たせながら家庭生活、社会生活ができるということがDVを乗り越える1つの大きなポイントであろうかというふうに思っております。

それから、ちょっと話題を変えまして、ここは山口県です。ここでこのようなお話をさせていただけることは大変嬉しいんですが、宇部市の奥のほうに美祢というところがあります。その美祢というところに社会復帰促進センターというのがありまして、これは平たく言えば刑務所です。男性刑務所、女性刑務所それぞれあります。このまえ、男性チームが市役所のチームとソフトボールをするというので私に始球式をせよということで行ってきました。そのセンターがある場所を私は「再誕の丘」と命名しております。法務委員会でいろいろ検討がされたとき、一番最初の質問として受けた言葉が、「大臣、刑務所と受刑者との関連をどう考えるんだ」という大変重たい質問をいただいたことがあります。「刑務所は母体ですよ、母親の体ですよ、受刑者は胎児、赤ちゃんですよ。赤ちゃんがお母さんの中でしっかり反省して、栄養をもらって元気をもらって力をもらって再び誕生する。再び誕生する」その文字をとると「再誕」ということになります。そういう意味で、この刑務所のある丘を「再誕の丘」と呼びたいと刑務所の所長さんたちとお話しました。

今世間の中でDV法を取り上げる一方で、もう1つ私が関心を持っていたのが「性同一性障害」のことであります。今、学校のクラスの中にも少しずつおられるということを聞いておりま

す。心と体と考え方が性的に違っている。そういう方々の悩みを我々はどのような受けとめてあげたいのか。もしそういう課題で悩んでおられる方がおられましたら、どうぞ皆様方がお力になってあげていただきたいというふうに思います。それから、性同一性障害からの話がもう少し先に続くとするならば、女性同士の結婚、男性同士の結婚、また子どもが産めない人同士の結婚、だけど子どもが欲しい、そういう複雑な世の中に今なっております。そういう段階の中で、特定の生殖補助医療というのがあります。特定生殖補助医療、自分の出自を知る権利、それを保障してもらいたいという声がもう少し大きくなってくる可能性があるかと思っております。今はまだまだ表に聞こえていない声ではあるかと思いますが、そういう中で我々が親と子の絆をどう強めていくか、どのような形でサポートが要るのかなと思っております。

きょうは、DV防止法から性暴力への問題点を考えました。法律をつくらせていただきました。そして、性同一性障害の法律もつくらせていただきました。21本するのがやっとでございましたが、皆様方に認めてもらえる立法への改正にできたかどうか、皆様方に問わなければならないというふうに思っております。

山口に、遠くからお越しいただき、皆様方のこれからの研究発表の中で素晴らしい、またはいろいろな課題を含んだお話が出てくるだろうと思います。また、皆様方のご批判もいただきたいと思っておりますが、もうしばらく生きておれるかなというふうに思っています。頑張ります。皆様とともに頑張りましょう。これからもよろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・終了・・・・・・・・・・・・・

シンポジウム

「DV・性暴力被害者支援を進めるために～医療支援現場の課題と法整備～」

コーディネーター：戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）

シンポジスト：南野知恵子（元参議院議員、元法務大臣）

河野美代子（産婦人科医）

竹下小夜子（精神科医）

八幡悦子（NPO法人ハーティ仙台 代表 助産師）

【司会】 大変長らくお待たせいたしました。それでは、シンポジウムに移ります。

本日のテーマは「DV・性暴力被害者支援を進めるために～医療支援現場の課題と法整備～」です。

コーディネーターをご紹介します。お茶の水女子大学名誉教授の戒能民江さんです。

シンポジストのご紹介をいたします。南野知恵子さんでございます。河野美代子さんです。竹下小夜子さんです。八幡悦子さんの皆様でございます。

ここからはシンポジストのご紹介等々を含めまして、コーディネーターの戒能民江さんに進行をお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

【戒能民江】 それでは、全体シンポジウムを始めたいと思います。

シンポジウムのテーマは、今ご紹介がありましたが、「DV・性暴力被害者支援を進めるために～医療支援現場の課題と法整備」です。御協力、どうぞよろしくお願いいたします。

今、南野さんから基調講演をいただきました。

先ほどのお話にもあったように、20年間、モンゴルやベトナムで看護師さんの組織や体制などを整備するのに御尽力をなさっていきまして、まさに国際的にご活躍でいらっしゃいます。

南野さんは、私にとってもDV法制定に本当にご尽力いただきまして、忘れがたい議員さんのお一人です。DV防止法は、いわば唯一と言ってもいいかもしれません。ジェンダー立法として成功を収めたケースではないかと考えていますが、超党派の女性議員が連携というよりも連帯をして、さまざまな困難を乗り越えて制定にこぎつけた法律だと思っています。

その連帯の真ん中にいつもいらして、どんと大きな存在を示してくださいまして、女性議員、それから男性議員も含めて結びつける役割を果たしてくださったのが南野さんだと思っています。

今、日本の女性たちは大きな歴史の転換点、あるいは岐路に立っているのではないかと思います。そのようなときに、南野さんから基調講演をいただきましたことは大変意義深いことだった

と思います。

ただ、一言だけ申し添えさせていただきます。男性のことを随分おっしゃったんですが、やはり女性がDV被害を受けるときと男性の被害というのは、質的にも大きく違う。やっぱり危険度ですね。それで男性が逃げなきゃならないかというところが本当に大きく違っていると思っています。それから、家族共同体といいたほうがいいか、愛という名の支配ということもちょっと考えたいなと思いました。

南野さんには、DV法制定、それから、これから重要になってくるセクシャリティーの多様性ということで性同一性障害特例法の制定や高齢者虐待防止法にもご尽力いただきました。密室で閉鎖的な空間である家族や親密な関係における暴力の問題や、今まで無視され軽視されてきた問題に果敢に取り組んでこられた南野先生のご尽力に心からお礼を申し上げたいと思います。また、当たり前のことですが、「議員は立法すべし」という言葉は心に残りました。本当にありがとうございました。

それでは、シンポジウムを始めていきたいと思います。このシンポジウムの進め方について、簡単にご説明したいと思います。

皆様のお手元の大会資料の9ページ以降に、シンポジストのみなさま一人ひとりの発言要旨が書かれております。それから、お手元に別配付で「基調講演 シンポジウム資料」と書かれた黄色い封筒にそれぞれのパネリストのパワーポイントあるいは資料が入っておりますので、それをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず、向こう側にいらっしゃる3人の方々に20分ずつお話をいただきます。それから、それを受けて、本来ですとフロアからご質問いただいて活発な議論を展開したいところですが、5時過ぎには終わらなければならないということがございますので、私のほうからご質問をさせていただきお答えをいただくということで進めていきたいと思います。もちろん最後に、南野さんからも一言ご発言をいただければと思います。

パネリストの紹介については、先ほどお示しました大会資料の10ページ以下にそれぞれの方の活動内容が書いてあります。河野さんは広島から、次の竹下さんは沖縄から、最後の八幡さんは、宮城県の仙台からお出でいただいておりますが、詳細はその大会資料をごらんください。

ご発言に入る前に、簡単に私のほうから本日のシンポジウムの趣旨・目的をご説明します。

きょうの朝刊やニュースなどでも若干報道がありましたが、国会で一つは女性活躍推進法案、正確に言うと「職業生活における活躍」なんですけども、本会議で審議入りをしております。

それとともに、こちらはまだ審議入りの予定がはっきりしないという段階にありますが、女性の健康の包括的支援法案が議員立法として出されております。

活躍推進法案については、すべての女性が輝くということを言っているわけです。しかし、核心の部分、賃金格差、それから管理職になる人がいない、能力がないんだというような議論がいつも出てくるわけですが、能力というのは自然にできるわけでも何でもなくて、教育・訓練などが必要です。それから仕事をしながら能力をつけていくというような昇進・昇格の機会の保障な

どの問題があるし、何といっても非正規率が女性は大変高く、2,000万人いる非正規労働者の7割が女性であり、雇われて働いている女性雇用労働者の6割近くが非正規であるという現状、それをどういうふうに変えていくのかには触れていません。

そういう核心の部分を変えていかないと本当にすべての女性が職業生活で輝くということにはならないのではないか。国会の審議に大いに期待をしたいと考えております。

それと同時に、きょうのテーマとの関係で言えば、女性の健康包括的支援法案が議員立法で出ております。今まで、女性の健康に関する法律はなかったと言えます。いわば、長年の女性運動の課題であったと思います。

国際的にも、1995年の北京世界女性会議行動綱領、アクションプラン以降、国際的にはリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点の重要性が認められています。しかし、日本でどういう状況だったかという、女性の健康イコール母子保健、出産し子育てをするということが政策の中心にいつも置かれてきました。そこから少子化対策として子育て支援、不妊治療に重点を置いた政策が展開されてきたと思います。95年以降、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する政策は、何ら進展を見ていないのではないかと考えております。

女性の健康法案、実はこのシンポジウムが開催されるときには既に国会を通っているかもしれないとも考えましたが、先ほど申し上げましたようにいまだ審議入りをしていないという状況です。

どれだけ議員立法の法案に修正の余地があるのかよくわかりませんが、しかし当事者である女性たちが健康の問題について初めて法的に本格的に取り組むという法律に何ら声を出さず、あるいは女性たちの声が軽視されたまま、あるいは顧みないまま法律がつくられては絶対ならないと考えております。

このことは、法案だけではなくて、これから策定が行われる第4次男女共同参画基本計画にも大きな影響を与えると考えております。

法案の内容は別としても、付帯決議や政策の具体化を進めるときに私たちが現場ではこうなんだ、現場でこういう問題を抱えている、女性たちは普段の生活の中でこういう健康問題を抱えていて、その背景にはどのような社会・経済的な問題があるのかということをしつかりと認識して声を出していく必要があるのではないかと考えて、このようなテーマを設定いたしました。

それでは、早速、パネリストの三人の方にご報告をいただきたいと思います。

まず1人目、河野さん、よろしくお願いいたします。

【河野美代子】産婦人科医をしています河野です。20分ですので、余分なことを言わずに超特急でエクスだけをやっていききたいと思います。

私は今67歳で産婦人科医になって43年たちました。今回、このテーマをいただいているいろいろ思い返してみるのに、本当にたくさんの女性たちが傷ついてきた、改めて胸がつぶれるような思いがいたしました。

私が最も辛かったことは、初めて女の赤ちゃんを産んだ女性が、その直後に病室で夫にひどい暴力に遭ったことです。全身アザだらけになっていました。聞いてみるとそれは夫の全く理不尽な嫉妬、赤ちゃんを自分は抱いてもいないのに見舞いに來た彼女の友達に先に抱かせたという、それで怒って殴る、蹴る。私たちはこんな大変な暴力をふるう男性とは別れるべきじゃないかということをご両親ともいろいろ話をしたし説得もいたしました。

でも、そんな簡単ではなくて、その後いろいろ暴力に遭いながらも彼女は3人の女の子を産みました。そして、とうとう3人の子どもの目の前で彼女は夫に刺し殺されました。殺された後で、お父さんと本当にあのときに別れさせておくべきではなかったのかっていう話をいたしました。私はその彼女のことがあってから、暴力に遭った女性はできるだけ上手に早くその人と別れたほうがいいと思うようになりました。命の問題ですから。

皆さんにお渡ししたレジュメがわりのパワーポイントの原稿にも書いていますけども、実は私自身、DVなんて昔は概念がなかった時代ですが、学生時代につきあい婚約していた恋人からひどい暴力を受けていました。後で、私はあれがDVだったんだということを知りました。最終的には、私は殴る・蹴るが本当に恐くなって逃げました。

県外に逃げて、面目ないんですが、両親に出てもらって片を付けてもらう、助けてもらいました。当時、私はやはり物凄い嫉妬の男から「怒らせるお前が悪い」と言われていました「ああ、そうなんだ」と、私が悪いと本当に思わされていましたし、怒らせないように怒らせないように、ちょっとでも顔がかわるともう怖くて、殴られるのが怖くて身構えるような、そういう状態でした。私がDVということを知っていて、それを耐えてはいけないんだということを知ってたら私はもっと楽だった、楽に生きることができたと思います。

私は今の夫と出会ったときに、夫が「女を殴る男なんて、もう許せない」と言ったときにびっくりして、そうなんだって、本当にほっとして、この人のそばにいたら私は守られる、殴られることはないんだと本当にほっとしたことを覚えています。

私の現場で出会う性暴力の被害者というのは、やはり犯罪の被害者、そしてDVの被害者、さらに子どもの被害、特に子どもの被害については私は胸が痛いので、今日ちょっと事例も挙げてお話しさせていただきたいと思っています。

性犯罪の被害者が来院したときというのは、犯罪直後に警察に駆け込んで、警察から連絡があって、そしてすぐ診察に駆けつけると。真夜中でも連絡があれば、私の携帯はもう警察がつかれていますので、携帯に電話がかかってくると、とにかく駆けつけます。そして、随分、今は警察官も変わったなあと思います。

以前は本当にねえ、「先生ちょっと聞くんですが、あの彼女は被害にあう前は処女じゃったのですかのう」、「それがどうしたんですか」って言ったら、「処女じゃったんならまあちょっと本気で聞いてやらんといけんかと思いましてのう」というようなことを言う、そんな状態だったんですよ。

今は、性犯罪被害110番が24時間通じているのはすごくありがたくて、ほとんどは女性の

警察官の方、トレーニングを受けた警察官の方が対応してくれますけれども、いわゆる公務員の時間外になると、これ刑事課の中に電話があるので、男性が「はい」と出てくることもあって、びっくりするようなこともやっぱりあるんですね。まだまだではあるけど、以前よりはだいぶ変わったなど。

警察と一緒に来られたときには、そこでいろいろ話をしてくれています。ある程度の覚悟を持って来てはくれますけれども、私たちが本当に大切なのはどんな被害を受けたか、体の診察、そして証拠の保全、証拠をとらなきゃいけないということですけれども、それは被害にあって本当に動転して辛い彼女たちをさらに傷つけてはいけません。だから、そのところを彼女の同意を得ながら同意がある範囲内でしか証拠はとりません。証拠をとるのが一番の目的ではないということです。だけど、同意をしてもらいながら、できるだけちゃんと証拠を残しておきたいというのは、これ大事な仕事だと思っています。

ある中学生ですけれども、彼女は警察に駆け込んだ。駆け込んだけれども、実はその警察署がちゃんと対応してくれなかった。「早う、帰りんさい」ということで帰されて親に言って、親がびっくりして私のところに相談があつて連れてきました。話を聞いてみると、本当にレイプされているので、私は県警に言いました。県警の人が駆けつけてきて、そして県警からの連絡で「早、帰りんさい」と言った警察署のほうからも、真っ青になった女性警察官が駆けつけてきました。

その彼女の話を知ると、まだお風呂には入ってない。お腹に精液がかかったと思うということだったのです。下着は着けていますけれども、そこを生理食塩水ですっと綿でこすってそれを証拠保全すると、そこから男のDNAがちゃんと出てきたという。あのときのお腹をこすって採ったら、やっぱりそういうのも必要なんだというのを改めて思い知りました。

それから、早くに誰かに相談できて誰かと一緒に来たとき、そのときには信頼できる人に相談をしてきているわけですから、そのときにも証拠をとることと、それから今後のことを、後でお話します。だけど、辛いのは1人悩んでずっと抱え込んでやっとの思いで時間がたって来た場合、それはもう主に病気をうつされていないか、妊娠はしなかったかどうかということと同時に、これは心のケアのほうに移ってまいります。

それから、DV被害者の場合、やはり主婦の場合はたくさんいますけれども、経過が長いですね。ある方は台所に立つと体が動かなくなりました。台所拒否症候群の方を、近くの内科に入院していただいて、内科のドクターと精神科のドクターと私と三者でケアをしました。

この人の場合は、結婚当初からです。赤ちゃんが生まれて、赤ちゃんにおっぱいを飲ませているときに夫が帰ってくると赤ちゃんをぴゅっと引き離して、そして大急ぎでぱっぱっぱっとビールとつまみを出さないと物が飛んでくると。そういう中で、ずうっと我慢をして子育てをしてきて、子どももう大きくなって、ちょっと気に入らないと物が飛びます。それから、大体そういうDV男というのは嫉妬とケチがつきますから、それに暴力ですけれども、「この刺身おいしいね、幾らした?」「幾ら」「高い!」とか言われると。

高校生の息子が「自転車で学校に通うのに折りたたみの傘を買ってくれ」と言ったときに、夫が「そんな贅沢な物は要らん！」と、「大きな傘を持っていけばよろしい」と言って、「私は傘も買ってあげることができない」って泣くからね、「買ってあげんさい、母親の権限で買ったらいいがね、千円もせんようなもんじゃん」と言うと、「そんなことが夫に知れると後でどんな目にあうかわからない」という、そういう中でずっと子育てをして、ついにここで心が折れてしまったという。

彼女については長い長い争いがありましたけれども、本当に大変でしたけれども、だって病室に来て「いつまでここに寝とるんや」って、「わしの飯はどうなるんや、気合が入っちゃらん」って言うもんですから、ますます彼女は悪くなってしまうわけで、そういう中で、結局、弁護士さんを紹介して、長い間かかって離婚にこぎつけました。

離婚した後、じゃあすっきりしたかということ、全然そうじゃない。本当に心が折れたままで、いまだにずっと精神科に通いながらケアを受け続けています。長い経過で、そして元気になっていくのにも長い時間がかかる。耐え続けてきた女性たちです。

それからさらに、若い人のデートDVですね。私のクリニックで10年たった時点でのデータをとりました。開業して10年の間に初診時10代の受診者が4,537人いたんです。その人たちの一部データを出しますけれども、受診者数と性交の有無を調べまして、性交の相手も調べました。私は若い人の性の問題というとな女のことばかり言われるのが不満です。相手の男を見なきゃいけないというのが私の持論ですので、データをとりますと、10代の少女たちの相手の男というのは60%が社会人なんですね。

それから、妊娠をした少女、これは10代ですが、19歳までですから、やっぱり高校生が一番多いです。妊娠させた男を見ますと、やっぱり相手は圧倒的に社会人なんですね。性の相手も妊娠させた相手も社会人が圧倒的なんです。若い人の性という、まるで高校生同士みたいに見えるでしょ。でも、実態はこうなんです。そして、中学生の妊娠の相手を見ますと、中学生の妊娠の相手は中学生か社会人です。高校生の妊娠の相手は高校生か社会人です。

これも、性交の相手の中に妊娠させた相手がいます。性交の経験のある人の中に妊娠した人がいるので、これを割りますと妊娠率が出ますよね。こうやって見ますと、女性の場合、中学生、高校生、大学、専門学校生、社会人と、ほとんど30%前後になります。大学・専門学校生は30%ちょっとです。大学・専門学生だけがちょっと低いです。

ところが、相手の男性を見てみますと、相手の男が中学生の場合はその57.1%が妊娠させています。高校生は32.9%、大学・専門学校生24.1%、段々下がってきますけれども、社会人になると、ここで35.7%で中学生と高校生との間になってくると。

これだけ社会人、社会人と言いますとおわかりいただけるかと思いますが、とにかく学生の間は何もしないようにと、自分の口が自分で稼げるようになったその社会人のそのざまがこれなんだって。

社会人になるともう誰も何も教えてくれませんから、自分でアダルトビデオを見たり、エッチ

本見たりして知るぐらいのことですから。だから、私は社会人になる前にどれだけのことを伝え、そしてどういう意識を持ってもらうか、知識と意識ですね、持ってもらうか、それこそが大事なことなんだっていうことをいっぱい言い続けてきてるんですが、いまだにわかっていただけません。いまだに、義務教育である中学生への避妊の指導はしてはならないことになったりしている、そういう状況なわけです。

私の状況ではそうですけども、「母子保健の主なる統計」というので、全国を見ます。人工中絶は減っています。全国的には、減っています。20歳未満も、人工中絶は減っています。

でも、若い人も減っています。中絶率を見ますと、やっぱり減っています。ところが、14歳までの中絶件数を見ますと345件、347件。ここで2009年で395件、そして415件、14歳までの中絶、中学生はここを境にポンと増えています。

出生を見ます。出産だと死産も含みますので出生を見ます。15歳未満、14歳までの出生は、これがまた2009年を境にポンと増えています。

要するに、若い人の妊娠は全体は減っているように見えても、14歳までの中絶も出生も増えるんだという状況があります。

さらに、虐待死、0歳での虐待死の中の0日、生まれてすぐ死んだ子、データとして見ていただいたらわかりますけれども、67人いて、加害者は実母が87%で、というと犬畜生にも劣るなんて言われるんですけども、さらに見ていくと、67例中54例が望まない妊娠だった、80.6%ですね。

そして、実母が19歳以下で同居家族が妊娠に気づいていた事例は1例、20歳以上では30例中3例のみという。こういう状況を見ると、自分が妊娠していても、誰にも相談できないで1人抱え込んで、そうしてついにお産を迎え、ひとりぼっちであの陣痛を耐え、そうして産み落とし、生まれるとギャーと泣く。泣き声を立てないために、ほとんどが窒息死ですが、それも首を絞めてじゃなくて口を押えての窒息死。泣かないように口を押え、やがて死んでしまうという。

私はこの数字から、まことに孤独な女性の姿を見ます。子どもの性暴力の被害ですが、相手は教師であったり、身近な人が主です。塾の教師であったり、それから実父、義父、実兄、弟、妊娠出産の場合も、私は小学生の出産を2人とりあげています。2人とも相手は中学生の実のお兄ちゃんです。

それから、実父からずっと被害を受けた知的障がいのある小学生は中年の男性にすり寄っていくようになってしまった。この子の、とにかく妊娠だけは防がなきゃということで、小学生の女の子に麻酔をかけてIUDという避妊リングを入れたりもいたしました。それから、実のお兄ちゃんの子を出産した子もいますし、弟の子を出産した人もいます。

それから、子どもが性暴力の被害になったときの被害者本人への対応と親への、特に親への対応、親がもうどうにもならなくパニックを起こしているときに親への対応も、これもとても大切なことです。

学校帰りに4年生の子が空き家に引き込まれて首を絞められて、そして全身傷だらけ、死ぬ一

歩手前で命だけは助かったという場合、母親がとにかく泣きじゃくって泣きじゃくって、どうにもなりません。子どもが冷たい目で母親の姿を見ている。その子どもの本人へと、親へのケアということも同時に考えていかないと、子どもが救われなくなってしまうというふうに思います。

私が被害者に対するときにはこういうことを言っているというのを後で見えておいてくださいませ。必要な支援もこういうことがあります。それから、早くから教育をしてほしいということ。

広島県の三次市はデートDVのこういう冊子をつくって、中学生に配っております。中学に行って私が講演をして、全中学生に配っています。中学生のうちから、DVという概念を女性にも男性にも知ってもらうということ。この取り組みは、優れていると私は思っています。

それから、広島県の小学校で教師が長い間、小学生の27人をレイプして95人の強制わいせつをしたという事件ですね。この被害を受けた子どもたちがどんなに胸を痛め続けたらと思うかと思っています。こういうときに、子どもたちが助けてと言えていたらということもまた思います。

これは中学生の女の子、ある女性が実の高校生のお兄ちゃんとの間に妊娠をし産んだ子です。兄弟間の子であるということを知った上で、この写真のお二人が特別養子として引き取ってくれました。来るたんびにこういうプリクラを撮って来てくださいます。高校生の子が産んだ子、この子はアメリカにいます。本当はこういうことも話をしたかったのですが、済みません、時間が過ぎてしまいましたね。また話ができればさせてください。ありがとうございました。

【戒能民江】 医療現場の患者さん、それからご自身の体験も含めて、特に子どもさんたち、あるいは若い女性たちの状況、本当に切羽詰まったものになっていることをお話しいただきました。

では、続いて竹下小夜子さんからお話をいただきます。よろしくお願いいたします。

【竹下小夜子】 竹下です。平成21年の内閣府の犯罪被害累計調査です。性暴力被害、これはさまざまな犯罪の中で、性犯罪被害が最も、過去30日間の健康上の問題で49.0%、最も高くなっています。それから、過去30日間の精神的な問題や悩みの有無という点でも、殺人、傷害、交通事故、性犯罪、その他一般という形で、性犯罪は58.8%と。

ですから、性暴力被害というのは、女性の心身の健康に密接に関わっているということは政府のデータからも御理解いただけると思います。

これは1998年の私個人のデータですが、性暴力というのは本当に表面化しづらくて、見えにくい犯罪です。このときに警察に被害届を提出したのは、わずかに7%に過ぎませんでした。

ですから、警察庁が把握している数字というのは、このデータから見れば1割以下に過ぎません。これについては、昨年沖縄県の「強姦救援センター沖縄」が沖縄県の補助を得てフリーダイヤルの電話相談を実施したのですが、そのデータでも被害届を警察に出したというのはわずかに4パーセントです。「出すつもりはある」というのが20%です。でも、まあ、その時点では出してない。

それから、私個人の先ほどのデータの中で、河野先生もご指摘のように、被害全体の中で加害

者が家族・親戚というのが、これは112例中30例が家族・親戚による犯行で、顔見知りというのが全体の8割ですね。それで、見知らぬ人の犯行というのは11例、ちょうど全体の1割でしたが、11例中4例が被害届を提出。見知らぬ人の犯行の場合には被害届が提出されやすいのですが、加害者が顔見知りだったり家族・親戚だったりしますと、被害届は提出されにくい。

それから、被害に直面したときに多くの女性は「逃げる・叫ぶ・抵抗する」どころか、抵抗どころか、叫ぶことすらできないのが大半です。「逃げる・叫ぶ・抵抗する」、どれか1つでもいい、行動できた女性は全体の12パーセントに過ぎません。多くの人は、性暴力の危機に直面したときに抵抗どころか叫ぶことすらできない実態があります。

ですから、今の司法判断というのは、臨床現場の実態から考えると極めて妥当性を欠いた判断がなされていると思います。

実は、危機に直面したときに多くの人はfight or flight（ファイト・オア・フライト）、「戦うか逃げるか」の行動パターンはとりにくいものです。実際には多くはTend to be Friend、「加害者に友好的従順にふるまうことでさらなる被害、危険を回避しようとする」、この行動パターンをとるのが一般的なのです。

これは、例えば強盗から「金を出せ」と脅された男性がおずおずと財布を差し出すというような、そういう行動をとったときに、「あなたお金をあげたかったんでしょ」と、強盗が無罪になることなどあり得ないのです。だから、あなたはどのようにして抵抗しなかった、怪我もしていないじゃないかと、財布を差し出した男性が責められることもありません。でも、性暴力被害ではこれが起こります。

実は、ここのところ、現場ですごく問題を感じているのは、とりわけ大阪地検特捜部の証拠捏造事件以後、性暴力事件被害に対して告訴を取り下げるように圧力がかかる事例が非常に多くなってしまっていて、これはまず問題は裁判所、今の刑法自体の限界がありますし、裁判所自体は客観証拠を重視するという方向になっていきますし、裁判官の判決の判決文なんか見てみますと、やっぱり裁判官自身のこの問題に対する誤解や偏見が非常に強いのが見てとれます。

検事さんについては、私は2人の良心的な検事から直接伺ったのですが、「無罪を出したら検事をやめる」って発言を聞いたことがあるのですね。それは、みみっちいプライドのレベルの問題ではありませんでした。検事として無罪を出してしまうことは、ちょうど精神科医にとってみれば自分が主治医を務める患者さんに自殺されてしまうことと同様の意味を持っています。ですから、自分の仕事の向こうの生身の人間をちゃんと感じ取っている良心的な検事さんほど、「無罪を出したら自分は検事をやめる」というような発言をなさるくらいです。

実は、性暴力事件というのは証人もいない。密室犯罪で、しかも被害を語るのが困難な人たちが少なくありません。そういう状況の中では、性暴力事件が極めて法律家の方からすればいわゆる「スジの悪い」事件となってしまいます。客観証拠重視の今の状況からすれば、例えば警察官が一生懸命やって検察庁に送検しますと、そうしたら検事さんは何でこんなスジの悪い事件を送ってくるのだと、担当した警察官を厳しく指導いたします。

ですから、一生懸命やった上に叱られるのは、警察官も人の子ですから、ただでさえ現場は忙し過ぎて性暴力事件は手間暇かかる事件が多いのですから、もう警察自体が被害者に告訴を取り下げるようにと、これはもう全くの越権行為なんですけど、告訴を取り下げさせようと圧力をかけてくる事例まで出てきています。

もちろん、被害者のために尽力をしてくださる検事さんや警察官の方たちに救われたケースもありました。

そのようなことから、今は全体的に性暴力被害者に対してバックラッシュが来ていると感じています。

それから、ある裁判官の方が、事件を、被害にあった後にちゃんと警察に調書で被害について語っているのに、今になって語れない、公判に出られないというのはおかしいじゃないかとおっしゃった方がいたのですが、ストレス反応と、それからトラウマ反応というのは違います。

被害の、ストレス反応というのは、被害直後から数時間以内、ほぼ1日以内、何日が続く場合もあります。ストレス因がなくなって安全な状況になれば症状は消失します。言語化、感情の再体験については、原因の言語化や感情の再体験にさほど困難が認められないのがストレス反応です。

だから、ストレス反応の間は比較的語りやすいのですが、トラウマを形成してしまうと、安全な状況になっても、過酷な想起によって症状が残存していますし、それから被害体験の言語化が困難になる人が多いのです。感情の再体験についてもコントロールが困難で、理性によるコントロールが働きにくく、苦痛があまりにも強いために、回避や麻痺といった症状が出てきます。

先の裁判官の発言は、ストレス反応とトラウマの反応の違いを全く理解していच्छらないことによるものと思います。

習慣的、反復的被害あるいはフラッシュバックの繰り返しによって、どうしてしゃべれなくなってしまうのか。たとえばフラッシュバックが生じた時などに、ストレス関連ホルモンや脳内麻薬、アヘン様の物質が一気に分泌されます。これらの物質によりダメージを受けやすい脳細胞があります。ですから、外傷後ストレス障害、PTSDを発症した方は、例えば海馬が委縮する、扁桃体が損傷を受ける、前頭連合野は機能低下を起こしてしまう。

扁桃体が興奮し活性化すると激しい情動反応や恐怖・不安が生じますが、しかしながら余りにもこの苦痛がひどくって、オピオイド（脳内麻薬様物質）やストレス関連ホルモンの過剰分泌により扁桃体の機能が障害されてしまいますと、感情・感覚の麻痺が生じます。

同様に、海馬の機能の低下が生じれば、記憶が飛ぶなどといった解離症状が出現すると考えられます。（脳解剖図で扁桃体と海馬を示す）。海馬に影響を及ぼすと、記憶が飛ぶ現象が出現すると考えられます。それから「語れなくなる」現象について、（解剖図で示しつつ）ここにブローカ野、前頭連合野があります。ブローカ野は運動性の言語中枢ですが、その機能が低下してしまいます。

一方で、感覚性の言語中枢（図で示す）、ここは大丈夫なのです。だから、言われていること

はわかるのに、表出できない。言語表現ができない。手話もできなくなる。文章にも書けないなどということが生じやすいのです。運動性の言語中枢に影響を及ぼされた結果、そうなります。

それから、前頭葉は理性に関係しますが、前頭葉も機能が低下して理性によるコントロールが効かないというような状況が生まれてしまいます。

そのような医学的な原因もあって被害者の反応が生じているのですが、法律の世界ではそのような医学的知見がきちんと反映されていません。そのじれったさを、臨床家としては、切実に感じています。

次に、貧困の問題です。厚労省の2014年7月の国民生活意識調査では「生活が苦しい」と回答した世帯が6割に上っています。

貧困線以下の世帯（2012年の場合は122万円に満たない世帯）の割合を示す相対的な貧困率は16.1%、6人に1人が貧困層と言えます。

私は沖縄から参りましたが、2007年全国平均貧困率がまだ14.4%のころ、既に沖縄県は貧困率が29.3%で、全国平均の倍以上でした。ですから、沖縄県では貧困問題は、はるか以前から存在していたというわけなんです。暴力と貧困が密接に関連する事例があります。貧困によって性的搾取のターゲットになりやすい。それにより性暴力の被害にあうリスクも高まる。性暴力被害にあえば、その精神的な後遺症で就労もなかなか安定的に継続できない。大声を出されると、パニックになってしまって、今やっている仕事も中断してしまって、落ち着くために何度もトイレに立ってしょっちゅうそわそわしてしまうようなことが出てきますので、安定的に仕事を続けられなかったり、男性と一緒に就労するのは困難という人も少なくありません。結果的にまた貧困という、こういう悪循環に陥っているケースは少なくありません。

それから、若年妊娠、若年出産の問題、先ほど河野先生のご指摘のとおり家庭におけるDVや虐待被害の結果、若年妊娠に至っているケースも少なくありません。もちろんそういうことに関係ないケースもあります。DVや虐待被害があろうがなかろうが、子の父が成人男性の場合は、先ほどの河野先生から若年妊娠の父親は社会人も多かった話がありましたが、この場合には、そういう十代前半とか十代半ばの少女を妊娠させるような社会人男性というのは、無責任な人が多いわけです。しかも同世代の少年が父親の場合には生活能力がなかったりします。結果的に、未婚のまま出産、または、たとえ結婚に至ったとしても、避妊に協力しない男性というのは、これは性的なDVになるわけで、結婚してもDVとか貧困に悩まされる若年女性が多いです。

また、若年女性の場合、離婚率も高い傾向があります。しかも、修学も中途断念しちゃって、学歴もない、職歴もない、孤立してしまって友人関係も切れてしまって、家族からもちょっと縁の薄い子だったりします。そういうことで切り離されてしまって情報弱者になっているケースが少なからず見受けられます。これが結局また貧困の連鎖につながるという、こういう悪循環が見られます。

障害者総合支援法ができたのですが、この現状がどうなっているかという、障害者の就労

訓練事業とか就労への誘導によって結果的に障害年金の等級が引き下げられ、つまり障がいの等級が軽く見積もられてしまって、これまで受給できていた障害年金が受給できなくなってしまうケースが続発しているのです。患者さんにとってそれは脅威です。

障害年金の出し渋りが現場では非常に問題でして、支給・不支給の判定は都道府県によって最大6倍の差があります。全国平均は2010年10.9%、2012年に13.7%に出し渋り、出されないケースが増えています。障害年金申請に対して不支給の比率です。

埼玉県、千葉県では不支給率が2年で2倍になっています。障害基礎年金、国民年金の場合、障害1級、一番重度のものでも月8万500円に過ぎません。それから、2級で月6万440円に過ぎない。これだけでは食べていけないわけです。

ですから、障害者就労支援事業に参加して前向きに頑張った患者さんが、結局、障害年金が剥奪される脅威が、今現場では非常に切実な問題です。

たとえ障害者就労支援事業で、雇用契約を結ぶA型就労に従事したとしても、そこで支払われるのは月に4、5万程度でしかありません。障害年金を剥奪されれば、むしろ収入減です。現場ではこんなやり方はあるかっていうぐらいのショックです。

それから、生活保護も切り下げられましたけど、生活保護は基本、半数以上は高齢者世帯で2割が傷病者世帯、1割が障がい者世帯です。本質的には年金問題と言えます。

ところが、新しい生活困窮者自立支援法も、いろいろと問題がありまして、さまざまな事業がなされるのですが、これは基本、有期なんですね、有期。その後、この期間内に自立できなかったら、どうなるかのビジョンが出されてないのです。

それから、医療機関に来てくれる人はまだ、こちらに関わることができますが、無保険で医療機関にさえつながれない若い女性たちが多い現実もあります。どうしてわかるかと言うと、被害直後に警察経由だったら被害者支援がありますので何回か来れるけど、それが切れるともう受診してこないケースがあるのです。何とか通院費公費負担制度につなげたいと思っても、それは自己負担分のみの公費負担で医療保険支払いが前提なのです。クリニックは払える時でいいと言っても、処方薬はそうもいかない。その問題もある。

WHOのwell-beingの概念は触れません。ご自身でゆっくり読んでください。

専門家の育成。捜査の見直しと法制度、新たな性暴力禁止法はどうしても必要ですし、法曹三者の中でとりわけ裁判官への教育が切実に必要と思います。

それから、ポルノは禁止していただきたい。ポルノがレイプの数を減らしているなんてでたらめです。レイプしたい人はそういう暴力的なポルノを見ることによって予行演習しているようなものです。

猟奇殺人を犯す人は、猟奇殺人の映画を見れば猟奇殺人を犯さないで済むか、そんなことはない。猟奇殺人を犯す人は猟奇的な映画を好んで見るのです。だから、基本、こういうポルノは禁止していただきたい。

それから、日本は買う側の責任に対して甘すぎると思います。だから、買う側の責任及び性的

搾取の場を提供している性産業の責任を明確に問うような法律であってほしいと思います。これぐらいにしておきましょうね。

【戒能民江】 どうもありがとうございました。精神科医療をご専門の立場から医療現場からのご発言だったのですが、実は、医療だけの、もちろん問題ではなくて、きょうお話になったのは、司法の問題、それから福祉、貧困の問題をお話になりましたが、社会・経済的な問題と本当に不可分なんだということをお話いただいたと思います。

それでは、最後になります。八幡悦子さんに、お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【八幡悦子】 では、こんにちは。私も機関銃トークします。

思いは資料に大体まとめて書いてあります。それから赤と白のパンフレットが袋に入っていますが、これは仙台市に協力して作られたもので、子どもたち、大人たちに渡されているパンフです。

子どもたちに伝えていること。私は、河野先生がおっしゃったように、子どもが生まれてしまいパニックになり、お子さんをあやめてしまった子どもたちや、犯罪を犯してしまった子どもたちの教育もしております。虐待で保護されたこどもの施設でも性教育をしました。そこで性虐待にあった子どもたちにたくさん会いました。性暴力に子ども時代に会い、大人になった人にも長く付き合ってきました。虐待者は、実父、継父、叔父、兄、弟、などの人がいました。身近がほとんどでした。

その様な方たちに伝えることも、保育園児に伝えることも同じです。配布資料には、小学生用の資料と中高生の資料を合体した内容にしております。「人間の性は、耳と耳の間にある」性教育に入ったときに、なんて素晴らしい言葉だろうと思いました。性は下半身の問題じゃないと。学べばトラブルは避けられるのです。しかし「回避できることもある」と書いたのは「できないこと」が余りにもあるからです。身近な人間から子どもに対する性暴力をどうして回避できましょうか。

教育は、まずは性器について学んでもらいます。病院では、性器は一番清潔にしなければいけないところです。性器は、粘膜がどこなのかが重要です。この絵は、X XとX Yで男と女のスタートです。元は女性なのです。変化して男の子になるのです。ここが陰核・クリトリス。そこが男子は陰茎・亀頭になるのです。真ん中がつながって陰嚢になり、精巣が下りてくる。女の子は尿道・膣・肛門、穴が3つ。だから、オムツ交換は、産院で上から下に拭くのよ、と習う。女子には、トイレに行ったら前から後ろに拭く。大人の外陰部の清拭もそう拭く。コンドームをかけるときも、粘膜をカバーする。どこが粘膜なのか、わからなかったら、カバーをかけようがないでしょう。コンドームは性器のマスク。男性は尿道の入り口をカバーする。

このようなことをどうして学習しないで育つのでしょうか。子どもたちの電話相談をしている

とき、女性の性器がどうなっているかたくさんの男子にも聞かれました。教科書を見てくださいと答えました。しかし、教科書には断面図しか描いてない、と言われました。きちっと性器の正面図を教えるべきだと思いました。

体は全部大事です。そして性器は特に大事にしなきゃいけない。感染症の入口で、感染予防の知識を学ばなきゃいけない。そして性器には、プライバシーが必要です。産婦人科と泌尿器科の診察は全部カーテンで覆う、異性の医者だったら同性の看護師がつくべきです。性器はマナーとルールがあるところです。口はマナーだけだけど、性器にはルールがあり、違反すると罰則もある。こんなことを子どもたちにも伝えます。

私は、性教育に入った31年前、自分の子どもに性交のことを伝えていなかった。そう思った時、北沢杏子さんの絵本『赤ちゃんはどこから来たの』（岩崎書店）を見てすっきりしました。魚は体外受精です、鳥は体内受精です。鳥が嫌らしいのだろうか。違います。水中で生まれた命は陸に上がった。陸上は温度と紫外線があり卵子も受精卵も10秒で死ぬ、だからお腹の中に卵子はとどまり、精子を送り届ける必要がある。だから交尾です。性交は命の歴史から学べばよかったのだと思いました。地球の歴史も生物も全部性教育なのだと思います。哺乳類は陸に上がったから、挿入の行為、つまり交尾があって命が授かる。人間は交尾とは言わない。小学生が親に「お父さんとお母さんも交尾したの？」と聞いています。「違うよ、性交だよ」と教える。「エッチ、セックスってなに？」と子ども達は聞いています。学校外から来た講師には、子どもは素直な質問をします。私はそれに答えることを止められたこともありません。

私は性教育を学んで、親が嫌らしいことをして私を産んだのではない。私が嫌らしいことをして子どもを産んだのではない、と思えてほっとしました。性器・性交このことをどうしてきちっと学ばないのでしょうか。性器と性交をおとしめているのは性暴力なのです。性教育の中に入れなきゃいけないのは、性暴力だと思いました。口にはマナーだけ、性器にはマナーとルールがある。性のルールは罰則を伴う。

性交の目的です。子どもと快感と愛。そして両サイドに「人と人」と書きました。「男と男」、「女と女」もあるからです。同性同士の時は、子どもは養子でないと存在しません。

相手が泣いているのに、愛ですか。愛しているから殴り泣かせる。失うぐらいなら殺す。その様な事を、誰が喜ぶものですか。ゆがんだ愛なんて愛ではない。相手の意見がある。

性のトラブルは、望まない妊娠、性感染症、性暴力。昔は、「心を傷つけること」と言っていました。途中で「性暴力」と言ってすっきりしました。性暴力がどんどん増えました。ああ、みんな暴力なのだ、とわかりました。DV、レイプ、ストーカー、セクハラ、子ども買春、ポルノ、売買春、セクシュアル・マイノリティ（性的少数派の人々）への差別、もっともっとありますね。

学べきことは、ピル、IUD、コンドーム。性暴力には、「加害行為しない」「未然に防ぐ」です。でも防げないことがいっぱいある。ではどうするのか。被害にあったらどうするか、です。これを教えないでどうするのだ、と思いました。

性のマナー、相手の心と体を傷つけない。望まない妊娠しない、させない。性のルール、法律や条例があります。私は病院勤務の時代、こういう知識に疎かった。シェルターネットに入り、法律とか罰則をやっと覚えました。

この「準」というのは何だろう。準強姦、準強制わいせつ、これはマッサージだよ、これは指導だよ、これは診察だよ・・・と思わせ、次第に行ってゆく性暴力です。おかしいと思ったら、それはやっぱりおかしいのです。準集団強姦罪は、何でできた法律か。早稲田大学のスーパーフリーという集団が酔わせて集団レイプを行った。早稲田大学、一流の大学でしょう。その後は慶応の医学部です。その後は、京都教育大学です。性暴力を行った男性は、偏差値と何の関係もない。なぜ相手がノーと言えない時に、性行為を行ってはいけないという、当たり前のことの教育を受けないで育ったのか。

性の法律、これは資料に書き込まなかったのですが。いっぱいあります。大人が勉強しなきゃいけませんね。震災後、宮城県でこの性の法律に触れて仕事を失った人たちは、年に2人、3人、6人といました。今年も1人いました。公務員、保育園経営者などですね。たくさんの公務員の人がいきました。教職の人もしました。大人が性暴力を学んでいないのです。

力の差があるところで、性行為をしたら性暴力になる。子どもに対して大人は圧倒的に力がある。先ほど、女子高校生の相手が、社会人だと河野さんがおっしゃっていました。そのとおりです。子どもから性関係を求めたとしても、君には早い、君を大事にするから行えない、と言うのが、まともな大人です。

仙台市のパンフレット、赤と白のパンフです。赤で説明します。仙台市は14年間、小学1年生の全員にこれを配っています。1年生全員に、です。先生がこのパンフを全員に伝えるのです。無論、熱の入れ方に差はあります。

まず、プライベートゾーンです。水着で隠れるところはプライベートゾーンです。男の子は、前と後ろ、肛門も、です。女の子は胸、そして前と後ろ、肛門も。ここを見せろと言われたら嫌、触れと言われても嫌と言っても良いのです。私は「お父さん、お母さんだってあなたが1人できれいに洗えるようになったら触らないでしょ。それがマナーです」と書きました。「私は息子と娘の性器を触りました」すると1年生が「えー」と言います。「だっておむつ交換して、お風呂で洗ってあげたよ。でも、自分で洗えるようになったら触らないよ。」「それなら、いい」と1年生も言います。保育園児にだって理解できます。これは何を意味しているのか、身近な人間からの性虐待の事です。これだけの指導で、いろんな事が出てくるのです。

次に大事なこと、グッドタッチとバッドタッチです。この本の名前も資料に書きました。北沢杏子さんの『知的ハンディをもつ人びとへの性教育・エイズ教育』（アーニー出版）の本です。これは、この本の北沢さんの絵を参考に、私が自分で描いた絵です。

お互いにニコニコだったら、グッドタッチです。でも相手が嫌だと言ったら、僕がよくてもバッドタッチなのです。決めるのは、弱い方なのです。教えると、子どもたちがグッドタッチとバッドタッチごっこをします。

お母さんが子どもを抱っこしているのはグッドタッチですね。でも、これはどうでしょう。おばあちゃんが抱っこしていますが、この子嫌な顔をしている。だからバッドタッチ。おばあちゃんになっているのは、男の人だけを悪役しない配慮だそうです。

そのときに伝える事。「私たちは生まれたときから、男の子も女の子も、体に権利を持っている。誰に触られたり抱きしめられたりしても、嫌だって言っているのです。」「この様に、みんなが持っている権利ってなに」と聞きます。長年、宮城県の中を伝えて回りました。今では、小学生が「人権」と答えるのです。でも、大学生が答えられないのです。身近なこととして、人権が伝わってない。さらに私は「人格権」という言葉も教えることにしました。父親から性器を口に入れられた。身近な人間からレイプされた。そういう人たちを弁護士に会わせたときに「人格権の侵害」ですと説明があります。「人の尊厳を深く傷つけることは人格権の侵害です」かっこいいなあと思って、小学生にもふりがな付きで教えています。

次です。「犬がなめる、やめろといって止めない。どうしたらいいの」小学生は習っているで、「逃げる」と言います。大学生が「戦う」「殺す」などいろいろ言います。「逃げる」だよ。「逃げる」でいいでしょうと教えます。

しかし、そのような時、先ほど竹下さんの話に出ましたね、皆が逃げたり戦ったりできるでしょうか。フリーズしてしまうのです。性器に触られた、「これは秘密にしろよ」と言われた子どもが、秘密は守るべきかと悩みます。いいえ違うよ「話そう」と教育します。これがアメリカで生まれたNo-Go-Tell（ノー・ゴー・テル）です。このパンフレットは小学3年生のレベルにしています。「いや、にげる、はなす」にしました。このパンフレットは、保育園児にも幼稚園児にも使えます。

下の部分が、打ち明けられた人の対応です。信じる・さえぎらず・穏やかに聞く、よく話したね、あなたは悪くないと伝える、です。小学5年生が痴漢にあいました。女の子が逃げ帰ってきてお母さんに言いました。お母さんはショックを受けました。「何でその道を歩いたの、寄り道なんかするからよ」と言いました。財布を盗られたと言ったら、すぐ「警察に行きましょう」でしょう。でも性暴力を聞くと、聞くほうも辛くて被害にあった人を攻めてしまう。DVも同じことです。恋人に選んだことも、夫に選んだことも責められます。何でついていったのと、セクハラの上司の車に乗ったことも責められます。何で乗ったの、なぜ途中で逃げなかったのと被害者の落ち度を問われるのが性暴力です。

続きがあります。「大きくなったね」と頭を触り、更にプライベートゾーンにも触りました。おじさんは、この子に千円あげました。「うれしいかな」「イヤ」「では、三千円ならどうかな」やっぱ「イヤ」「そうだよね」「この子はどうなったか。眠れなくなって、食べられなくなりました」「何で、だろうね。妊娠もしてない。血も出てない。エイズにもかかってない。だけど心が傷ついたからです」

私はこのような出来事にあった子どもに会ってきました。大事なことは、どうやって戦うか、を教えることでした。この様な事に詳しいおまわりさん、弁護士さん、お医者さんです。支援者

は、このようなことに詳しい人と顔の見える関係が大事です。ここだったら大丈夫、この時間帯だったら大丈夫。そこまで詳しい情報を持っていなければいけないのです。

次に、何ができるのかです。直接交渉です。弁護士さんは、このおじさんに「あなたがやったことは児童買春・ポルノ防止法違反、児童福祉法違反、刑法違反。県青少年保護条例違反。犯罪ですよ。謝ってください」と迫ります。「ごめん」と言ったらお手紙を書かせます。ごめんなさいの謝罪文です。しかし、ごめんで世の中は済みません。慰謝料をとります。お手紙とお金を弁護士は被害者に渡すのです。あなたは悪くないとはっきりさせる為なのです。でも、先ほどの竹下先生のお話に出てきましたね。性暴力を行うのは、密室の中なのです。誰も記録のビデオを撮っていないのです。おじさんは否定するでしょう。

その時には、3人が調べ上げたことを並べます。そして、刑事告訴。民事損害賠償請求の裁判です。もう1つ「何もしない」ということを選ぶ人もいます。被害者に言います。「今からだって告訴できるよ。あなたをレイプした時は、子ども時代で恐怖感から話せなかった。大きくなり意味がわかった。それなら、今からだって裁判できるわよ」でも「いいの、裁判しなくても。加害者が怖かったけど、戦い方を知って怖くなくなった」とも言われました。何もしないということも選んでよいのです。

次に、このようなことを責めないカウンセラーに会わせるのです。これが赤いパンフのバックが青いページです。心の傷は、安心して話せる事で、少しずつ、治って行くのです。じゃあ、このおじさんの人権はどうなるのか。このことも伝えます。別の相談窓口。別の相談員。別の弁護士が対応します。両方の対応を、同じ人がやれるわけがないのです。

これは、私がつくった紙芝居です。これはバッドタッチです。これはグッドタッチです。グッドかバッドか・・・は、触られている人が決めます。あと5分ですね。

次は実話からつくった紙芝居です。ダブルデートです。ジュースを飲みました。キスをしました。しかし、セックスは嫌だったから断った。けれど、彼は「イヤはいいのうち」と考えました。アダルトビデオは、イヤと言っても最後はいいというストーリーになっているのです。だから、強く男らしく押し倒しました。女性は泣いています。泣いていますが、警察にはなかなか行きません。親にも話しません。忘れようとはしますが、向こうは写真を持っているし、何回も電話を寄こします。これが、元彼のストーカーです。

やはり、No-Go-Tellなのです。中でも、「逃げる、逃げる」が一番大事です。しかし、泣き寝入りしろと言うのではないのです。私は、戦い方を学びました。セクハラとDVの裁判で学びました。ルールがあるところでプロに戦ってもらうのです。合法的プロ。詳しい専門家です。NPOの人に「私たちは非合法なのですか」と言われました。「違います。非合法とはヤクザのことです」「自分がマナー違反、ルール違反したら、ルールに沿ってプロに入ってもらって謝罪と弁償をきなさい」と教えます。これは、加害行為をした子どもたちに聞かれたときの回答です。

白いパンフレット、これは中学生以上に渡しているパンフレットです。説明の最後に時効があると書きました。告訴期限はないけど、時効があります。時効ありとなぜで加筆したと思います

か。「いつまで訴えられるのですか」「私、弁護士を使って訴えられるのですか」と、何人もの人に聞かれたからです。

今後は“除斥期間がある”これをつけ加えたいと思います。すごいですよね。札幌で勝ちましたね。3歳から8歳までの性虐待。他の人に言っちゃだめと口止めされた。我慢するしかないと思い、フラッシュバックを起こしていた人です。父親に訴えたが、「聞きたくない」と言われた。しかし、彼女は、聞いてくれる人に巡り合うまで話し続けて、札幌高裁で勝ったではないですか。私は感動しました。

「心の傷は消えるのか」と、聞かれました。消えるわけがないのです。「忘れなさい」ではダメです。泥が入っている傷に絆創膏を貼ったらどうなりますか、全身に感染が広がるだけです。洗い流すことで、傷は小さくなり、痛みがやわらいでいきます。傷を抱えても生きていけるようになります。

DV性暴力を放っておけば、多くの事件が更に起きます。すると、沢山のお金がかかり、刑務所もいっぱいになる、トラウマで精神疾患になり生保の患者さんも増えます。内閣府の調査では、女性の14人に1人がレイプされています。そのうちの2割が中学生以下です。中学校に登校しなくなる、高校で中退する子たちに、どこで学ぶ機会があるのでしょうか。義務教育の中で性暴力をきちっと教えるべきです。

性暴力のことをわかった人、一人一人が、キーワードを使い、絵を使って、そばにいる人に伝えることが大事だと思います。私は、キーワードを沢山つくります。「セックスの記念写真は撮らない」リベンジポルノ、現在DV被害者が恐れる事です。

デートDVのパンフレットも100枚持ってきました。交流会でもらってください。このパンフに書いたことがあります。ここです。私にも何とかがあって・・・と下をむいています。お金を借りている、貸しているケースです。お金の請求をすると、殺されます。事件が起きています。恋人間のデートDVの場合も、ただ別れるだけではダメなのです。“攻撃しつつ別れる”のです。“攻撃しつつ”ですよ。これ以上つきまತ್ತたら、お前を告訴するぞと、弁護士を入れ攻撃する。離婚だけじゃなくて、恋人間もそうやって弁護士を入れる事です。稀にお金が戻ったケースもあります。

私は戦い方を、小さい子にも、若者にも伝えます。デートDVのパンフレットを学校に撒くようになり、若い人たちから電話が来るようになりました。警察には、平日の9時から17時の間に、生活安全課に相談する事が大事。祝休日、夜間に相談しても詳しくない方が対応する。だから、こういう時間に相談するがポイントですと指導します。やはり教育が大事です。キーワード「女らしく、男らしくではなく、自分らしくあればいい」です。

高校生から、パートナーを見つけるにはどうしたらいいのか、と聞かれます。男子には、性機能や性器の大きさで女性は選んではいけない。デートDVチェック表の反対の行動をすれば関係は続く。女子には、胸の大きさと痩せ具合が幸せに一致してはいない。このようなことを話します。高校生は、お勧めのエロサイトを教えてくださいと言います。ですから、QRコードを教え

ます。有名な泌尿器科医師、産婦人科医師へのHPにつながるQRコードを資料にいれて教えます。

これは、小学生の質問です。家で喧嘩があるのです。どうしたらいいのですか。家族が家具を壊すのです。泣きたくなるのです、どうしたらいいのですか、と。「逃げる、逃げる」です。でもそれが持続して、眠れなくて、食べられないときは、養護の先生や、チャイルドラインに電話してください」と伝えます。「子どもはみんなの宝物です。税金で育てられる権利があります。何があっても児童福祉があり、高校に行けます」と。講演の会場にはこどもたちの後ろに親がいます。でも言います。「もし親が虐待者だったら、他の大人がちゃんとあなたの味方になります」と。講演の場所には障がいがある子もいます。「障がいがあっても生きられる。障害福祉があります。どの様な事があっても、生きられる制度があったほうが良いのです。私も今日の帰りに、事故で首から下が麻痺するかもしれない。その為に障害福祉があります。それは全ての人ための法律なのです。」この様な事を、子どもたちに伝えて欲しいと思います。以上です。

【戒能民江】 どうも、ありがとうございました。本当に三人の話は迫力があって、もっともっとお聞きしたいという方が多いかと思います。八幡さんは30数年間の実践がバックにあり、本当に子どもや被害を受けた方の立場に立って、そしてその実践からさらにまた次の闘い方を引き出していくという歩みが本当にお話から伝わってきました。

それで、河野さんにはもう少し補足していただき、それにプラスして、法制度や政策で、こういうことが産婦人科医の医療の現場から必要だということがあったらお話をしていただきたいと思います。

竹下さんについても、同じようにお話いただきたいし、司法の問題はかなり深刻だと思うんですけども、そういう状況を変えるためにどういうことが考えられるかということも含めて提言をお話いただきたい。

八幡さんは東日本大震災以降、八幡さん自身が被災されたんですが、沿岸部にずっと3年間通ってらっしゃいます。その中で、例えばこれは健康法案とも関わりがあると思うんですが、女性のライフサイクルごとに産褥期とか、それから更年期とか、ホルモンの問題がクローズアップされているんですが、そういう問題の背後に一体何があるのかというようなことを含めて、こういうことをやらないと今の状況を変えられないんだということをお話いただきたい。

最後に、南野さんにDV法制定の経験を踏まえながら、今のお話を聞きながらお感じになったことをお話いただきたいというふうに思います。

お一人、5分から6分ぐらいで、話したいこといっぱいあるというご要望にはなかなかお答えできませんけども、お話し下さい。

じゃあ、河野さんからどうぞ。

【河野美代子】 小学校2年生の子が夜、夕方になると家を出ていく。ふらふらして、どこにいる

かわからなくなる。それで、親が「どうして出て行くの？」と言うと、突然わーっと泣き始めて「私が悪いんじゃない、この男が悪いんだ」って言ったと言うんですね。お母さんが再婚した相手からずっと性的な被害を受けていた。そして、それで初めてわかりました。それまでずっと我慢し続けて、子どもたちはやっぱり言っちゃだめっていうことを言われ続けていますから。それから、この子も2年生ですけれども、「先生」って、私とずっと対話を続けてきた後ですけども、「あのね、質問がある」って、「お父さんのお友達はそのお友達の子どもにあんなことはしないの？」って聞きました。「誰もしないよ」って。「私はね、お父さんはお父さんなんだから我慢しなきゃいけない」って、「みんなこうして子どもは我慢してるんだと思ってたから我慢してきた」って言って泣きました。その子は、やはり性被害に遭ってますけども、チックのようにもう下着で性器をぎゅっとしておかないともうたまらなくなってしまう子です。

そういう被害にあった子たちが何も言えないで、一人抱え込んでいるっていうこういう現状、それから小学生の妊娠はほぼ100%出産になります。誰も小学生が妊娠してるなんて思いませんから、後で考えると「ああ、あれはつわりだったんだ」っていうのが自家中毒で点滴をされたりして、見逃されてきていると。

それから、きょうの南野先生の話にちょっとありました出自を知りたがる。それをどうすればいいかって、私は出自は知りたいものだと思います。だから、ちゃんとやっぱり話をしてあげながら育てるべきだと私は思っています。

生まれてすぐ特別養子縁組で引き取られていった男の子から手紙が来ました。「ご無沙汰いたしております。河野先生お元気ですか。僕は今、中学1年生です。13歳になりました」というところから始まって、「インターネットで河野先生のことを詳しく知って、産婦人科の先生になって僕のお母さんのような人を助けてあげたいなあと改めて感じました。僕は『きっとできる』という言葉を中心に入れて一日一日を過ごしています。河野先生も頑張ってください。応援しています」っていう。

自分は、赤ちゃんがどうしてもお母さんにできなかったから、こうして赤ちゃんのときに養子として引き取られてきて、ここで育っているということを、「僕はこの〇〇に来てよかったなあと思いました」っていう。そういうふうに思春期になって知るのではなく、早くから、ちゃんとそういうことを知って育つべきだと思っています。

これは、逆に14歳のときに赤ちゃんを産んだ女性から、何年も何年もたって突然手紙をいただきました。それは、私がブログを毎日毎日書いています。それで、熊本で赤ちゃんポスト「このとりのゆりかご」のシンポジウムがあったときに、私はシンポジストで出ました。やはり匿名性に焦点を当てたシンポジウムだったのです。

私がハワイに行ったときに、私がお世話をしてハワイに養子として行った子が、「私はね、広島で生まれたの。でも、お母さんが若くて私を育てられなかったから、ハワイに来たの」と言ってくれたんですね。その子のことをちょっとブログに書いていた。そしたら、その彼女から「その子を産んだ者です」という形でコメントが来て、びっくりしたのですけれども。その後、今度

はお手紙のやりとりをするようになりました。ちょっと読みます。

「お腹は大きくなり、ポコポコ動き始め、心配してくれた養護教員のおかげで先生と出会いました。その頃の私は妊娠しているだろうけど違うかもしれない。でも妊娠していてもその相手も高校生…死ぬしかない。嫌われたくない。でも妊娠しているなら親にも捨てられる、死ぬしかない。そんなことしか毎日考えられませんでした。先生と出会い、親も同意して特別養子縁組をすることを前提に子どもを産むことに。でも、あの頃は精一杯で、検査で妊娠していることを自覚しました。とにかく無事に出産すること、母子手帳をとりについたらやたらと根ほり葉ほり聞いてきた窓口の人に河野先生がキレたこと、同じように腹をくくった母が世間から私をかばってくれたこと、栄養のある妊婦食を作ってくれたこと、紹介された病院に入院しても、何も知らない私の姉妹がいるので母に来てもらえず、独りで2日に渡る陣痛に耐え看護師さんに腹を押さえられながら出産したこと、裂けた皮を縫うこと、事情を知る看護師さんに、子どもに情が移るからと赤ちゃんに会わせてもらえなかったこと、同じ理由で同じ病棟のママさんにも会わせてもらえなかったこと、これはすべて私のために皆さんが配慮してくれたこと。お見舞いにきてくれた河野先生が、中学生の出産に、看護師さんが珍しい者を見るような対応をして腹を立て看護師さんにガーッと怒ったこと、夜中にどうしても赤ちゃんを見たくて、新生児室に行き、宿直の看護師さんに事情を話し、看護師さんが泣きながら内緒で赤ちゃんを抱いてきてくれたこと、子どもを一目見て、自分のしたことの重さに押しつぶされ、抱くことさえできない辛さに襲われ、『いいです、もういいです』と泣くことしかできなかったこと…」

この彼女は14歳で子どもを産みましたけれども、今は役場に勤めて、講演を企画する人になっています。私を呼んでくれて、子どもたちにきちんと教えなきゃいけないということと、その次には、今度は高齢女性の人権についての講演をしてくださいということで。それから、自殺した子どもの遺品の展示会などをやったりとか、そういう企画を次々する立派な大人になっています。ということです。

【戒能民江】 ありがとうございます。それでは、竹下さん、お願いいたします。

【竹下小夜子】 先ほど八幡さんの「子どもは宝」という言葉がありましたけど、本当にそのとおりで、私たちは、今の目先の利益よりも、国の将来を担う子どもにもっとお金をかける必要があると思います。

社会的な再分配を根本から見直してほしいのです。きのうも日銀の金融緩和とか、年金の株への投資枠を拡大する話が出ましたが、株価は上がっても、国民の生活、それから子どもの貧困は一層悪化していくばかりでした。ですから、経済がよくなれば国民の生活はよくなると、ずっとずっと我慢を強いられてきたんですけれど、実際にはもう本当にこれ以上搾り切れないぐらい、1日の家族全員の食費が300円なんていう事態が沖縄では起こっているんです。ひとり親世帯ではそういうことが非常にありまして、ですから社会的再分配を、基本を見直していただきたいです。

貧困って、単にお金がないことだけではないです。全ての権利の剥奪につながっています。ですから、財界が法人税減税を言えるんだったら、むしろ生活者が生きていけるように、税金の使い方の根本的な見直しをお願いしたいです。

【八幡悦子】 私は被災地と医療ですね。いろいろあるのですが、例えば産後の人がいました。総合病院の精神科で鬱と言われていました。でも、DVで逃れてきた後によく聞きました。夫は新生児を腕に抱えて階段の上から「俺は死ぬぞ」と言うのです。彼が死ぬことではなくて、子どもを巻き添えにして殺すぞということですね。彼女は余りにも恥ずかしくて、精神科医にそのことを言わないでいました。たくさん聞き取っていると、出産を機会として、DVが激しくなっていることが沢山あります。産後の訪問には、鬱のチェックがあります。それは、ホルモンの変調だけが原因ではありません。必ずDVのことを聞いてほしいと思います。

それから、50代の糖尿病の人がいました。彼女は小太りで、息子を高校に送迎していました。夫は彼女の親の土地に立派な家を建てていました。外から見ると何の不自由もなかったと思います。でも、彼女は死ぬことを考えていました。どこへ行っても彼女は相手にされませんでした。息子はお母さんを殴るので、彼女は車の中で寝ていました。16年間、教育相談に行っても悩みは通じませんでした。病院に入院しても、夫は「なにいつてるんだ、すぐに退院しろ」食事指導も受けられません。1カ月、内服薬を飲まないこともありました。私が出会った時は、インシュリンを、2回を1回で済ませていました。

シェルターに入ってきました。たくさんの相談に行きましたが、「あなたに支援することは何も無い」と言われていました。私が聞いて、注射が1回だけの事がわかりました。そして、ウィンナーソーセージにマヨネーズをかけて食べているのです。「どうしたの、食事指導は?」「一度もちゃんと指導を受ける機会がなかった、夫が病院に受診させてくれなかったから。入院は早く切り上げろと言われたから」と。10メートル離れたら、私の姿が見えないと言うのです。「見えないの? どうしてあなたがゴールド免許なの」。息子が助手席に座って、赤、青、黄色と言っていたそうです。彼女は失明寸前でした。病院に行ってソーシャルワーカーに、医療相談室で面接をしてもらいました。そこで生活保護をかけてもらい、失明寸前で目の手術をしました。今は弱視で済んでいます。そこのソーシャルワーカーが言いました。「うちでは余りDVの方はおられないのです」と。そこにはパンフレットもポスターもありませんでした。「置いてください」と言いました。DV被害者の4人のうち3人は医療機関を受診しています。

宮城の県北の病院では児童虐待に熱心です。助産師さんはたくさん性暴力の勉強をしました。パンフレットをどんどん置きます。人工妊娠中絶、性感染症、出産のときの混乱の女性が性暴力の事を、彼女たちに話すようになりました。医療従事者が学ぶと、オーラが違います。どんどん性暴力の話が出てきました。

被災地のことでしたね。今、私たちは週に1回地方巡業です。「ハーティー座」といって、山ほどの荷物を持って講演と話し合いの場と面接のために行きます。被災地の沿岸部の町には、集会所がないと言われました。だから、「仮設の小さな集会所で講演をやってくれ」と保健師さん

に言われました。朝の6時半に仙台を出て、皆さんがおいなりさんをつくって、集いをして、体操をやるのをずっと待っていました。そこで60分でDVと性暴力について話しました。60代から80代の10人程度の人です。目を丸くしていました。でも、私は、性暴力でつらい思いをしていない女の人はいないのではないかと考えました。震災があって、それで県の助成金があって、ここまで来られたのだから、やはりDV・性暴力を話そうと思い話しました。だって、宮城県では、震災後に80代のDV殺人が2件起きているのです。「殺される前にお互いに離れて生きられるのよ。彼だって加害者になって87歳で刑務所に入って大変じゃない」。おばあちゃんたちはうなずいていました。帰りに保健師さんが言いました。「なぜあそこを選んだのかというと、あの中ですごい騒ぎが起きているの。でも、あの仮設の世話役の地元の女性は、夫婦の問題だから・・・と言って、私のところに言ってこないの。だから、あそこで、一番最初に、やってもらったの」と。何分でも、大事な事は伝えられます。

幼稚園児が中学生に強制わいせつを受けました。口の中にペニスを入れられ、顔に精液をかけられました。その女の子は親に話せなかったけど、お風呂でお姉ちゃんに言いました。小学生のお姉ちゃんが親に言いました。親同士が話し合いました。教育委員会は何もしてくれませんでした。男の子の親が精神科に連れていきました。そこのカウンセラーが何と言ったと思いますか。「幼稚園児の女の子が誘ったのではないのでしょうか」。(笑)

カウンセリングの料金を払うのはその男の子の親です。そこのお母さんもその事件で過換気発作を起こしました。聞いたら、子ども時代に叔父にレイプされたことがあると言っていました。たくさん埋もれています。性暴力について伝えることに、誰がプロってあるのでしょうか。側にいてわかった人が「当たり前、それは暴力よ」と伝えていけば、津々浦々にて常識になると思います。以上です。

【戒能民江】 ありがとうございます。

被災地の状況については、特に東京などにいると、どんどん情報量が少なくなってきました。八幡さんから宮城県の状況をお話しいただきましたが、放射能の被害を受けた福島県の沿岸部の女性たち、特に若い女性たちの状況なども含めて、性暴力の被害が本当はたくさん埋もれていると今お話がありました。私たちは目をそらしてはいけないんだということを今のお話でよく理解できたと思います。

では、南野さん、今までの3人のお話をお聞きになって、DV法の制定にお力を尽くされた方として何かご発言がありましたら、どうぞ。

【南野知恵子】 ありがとうございます。

本当に3人の方々の話をお聞きして、今日までの体験・活動を通した含蓄のあるすばらしい発表であり、3人のご活躍がいい形になって展開されることを、ご期待しております。

そして、これを企画された加登田さんや土方先生に本当に感謝申し上げたいと思っているとこ

ろであります。それから、戒能先生、本当にいろいろありがとうございました。感謝するばかりでございます。

養護教諭の話が出ました。養護教諭については学校保健法の中に、複数化し、業として教壇に立てること、主事制をとり入れることができるようになったと思います。今回の課題でも、重要なことは、コミュニケーションの取り方でしょうか。相手を思いやり、伝えること、理解されること、聞くことのむずかしさを痛感しますが大切な事柄です。学校の中でも本当に頑張って活動していただきたい養教の先生方にまたエールを送りたいと思います。

でも、こういう活動は超党派でないとできない。ここにもいろいろな政党の方がお越しになっておられますけれども、そういう方々と手を結ばないとできない。私は「これだからしないよ」と言えば、その人は人間ではないのではないか。人としてのかかわりというものを持って生きていきたいというふうに思います。

暴力、健康、これは本当に紙一重であろうかと思いますが、我々は健康を望まないわけはない、暴力を望むわけではない。その両者を特に強く感じました。いい症例を出していただいた三方の先生にもう一度拍手をお願いしたいと思っています。ありがとうございました。

【戒能民江】 南野さんにまとめのご発言をいただいたと思いますけれども、本当に超党派というのが大事ですね。超党派だからDV法ができた。改正も三度ですけども、進めることができたということです。

最後に、1分ぐらいで申しわけないんですが、今度は八幡さん、竹下さん、河野さんの順に会場の方々に何かメッセージがございましたらどうぞ。

【八幡悦子】 つかんだことは周囲の人に伝えましょう。できるだけ子どもたちにしっかり教えてほしいと思います。以上です。

【竹下小夜子】 私たちが本当に判断するために必要な情報の収集力、発信力ともに、やっぱりこういう側のほうが弱いと思います。大企業とか政府のほうが、情報の収集力も発信力も圧倒的に持っていて。

ですから、この全国シェルターネットは単にイベント的なものではなくて、もっと恒常的にネットワークを強め、情報の収集、発信力を高めていくことが今後の私たちに求められることではないでしょうか。

【河野美代子】 伝えたいのです、子どもたちに。でも、超党派とおっしゃいますけれども、それでも教えることを阻んでいる人たちが今力を持っています。

高校生になって避妊、中学校では避妊は教えてはいけない、しかし、中学校では性感染症とその予防を教える、今の指導要領、こうなっています。でも、中学生に性感染症とその予防法を教えるとなっても、言葉の規制があります。「性交」は使ってはいけません。「セックス」も使って

はいけません。「エッチ」もだめです。だから、私たちが講演に呼ばれても「性交」という言葉は使わないでください、「性交」を使わないで性教育の講演をしろとか、そういう状況なんですよ、今、教育界。

そして、さらに、先日あったドキュメントで、大変力を持っている女性の議員さんが、今もう閣僚になっていらっしゃいますけども、「じゃあ、避妊はいつ教えてほしいのですか？」とディレクターが聞きましたら、「結婚してからですね」と言ったのですよ。(笑) こういう人が本当に性教育をめっちゃくちゃにして、私たちは本当に何も伝えられないような状況になっているということを本当に知っていただきたいと、そういうふうに思います。

【戒能民江】 どうもありがとうございました。

まとめといえましょうか、あえて3人の話をまとめるということはいたしません、今、国会にかかっている女性の健康法案、それから、今後、性暴力禁止法案ですね、制定に向けて、シュルターネットも力を尽くしていらっしゃる。ニュースなどでご存じだと思いますが、松島みどり法務大臣が大変積極的だったんですが、おやめになってしまった。

しかし、その後、上川陽子さんが法務大臣になって、無事に、性犯罪の厳罰化検討会議がきのうスタートいたしました。非常に短期間に集中的に議論を進めて、少なくとも刑法改正については何らかの方向が出て、それを受けて刑法改正が進められるのではないかと期待しております。ですから、事態は動いている。やっぱり女性たちの力、声が動かしてきたということがあると思います。

しかし、他方では今の河野さんのご発言のように、女性閣僚、残った3人はみんなそうかな、と思いますけども、性教育バッシングが、一番大変なのは性教育の現場だと思いますけれども、進んでいる。そうすると、そこにどういう対抗的な力を私たちが出していって、そういう状況を変えていくのかという、根気強くやっていかないと、性暴力禁止法をつくりましようと言っても、それだけでは不十分です。子どもの問題あるいは若い女性たちの性暴力被害がこれだけ深刻な状況になっている段階では、非常に重要なことだと考えます。

それで、その性教育を含めて四つ私たちの課題として考えたいと思います。それをもって、まとめにかえさせていただきたいと思います。

まず、やはりリプロダクティブ・ヘルスですね。特にライツですね。リプロダクティブ・ライツの視点をもっと明確に入れていかなければならないということです。

ご存じだと思いますが、刑法の堕胎罪で中絶は原則禁止なんですよ。それを母体保護法、前の優生保護法で一定の要件のもとに合法化しているに過ぎません。中絶は女性の犯罪とされている。その根本的なところを変えていかないといけないと思いますが、少なくとも結婚とか出産というのは個人の決定に基づくものだという考え方を文言として、例えば女性の健康支援法案には入れていかなければいけないということです。既に少子化対策基本法というのがありますが、その前文にそういうことがきちんとうたわれています。「結婚や出産は個人の決定に基づくものであるが」、しかし、少子化の状況が進んでいるので、こういう政策をとるといようなこ

とが書かれています。それから、若い女性の人口が減って自治体が消滅の危機にあるというので、地方創生法案、「まち・ひと・しごと創生法案」というのが閣法として提案されていますが、その基本理念の中にも、さっきの少子化対策基本法の考え方を取り入れて、「結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本とし」と、ちゃんと書かれているわけです。これは閣法だから、今の内閣が出している法律なんですね。ですから、健康支援法をつくるんだったら、きちんと女性の自己決定権を認めるということを一番の理念にしなければならないというのが第1点です。

それから2点目が、性教育と同じで「性交」はだめとか、そういう言葉を使っちゃいけないことがあるらしく、地雷を踏むなというようなことが言われて、こういうことを入れると与党の反対があるということで、暴力の問題も、実はこの法案がつくられる過程で自民党のプロジェクトチームから提言が出されているんですが、そこではきちんと入っていたわけですね。DVや性暴力などの暴力が健康を著しく傷つけていて、支援が必要だというふうなことが入っていたわけです。ところが法案では消えました。

ですから、きょうのお話を聞いて、よくご理解いただけたと思います。そのことが、これは竹下さんが強調されていましたが、社会的再配分の問題、不均衡が生み出す貧困とか格差ですね。暴力の問題がつながっているんだ、生み出していくんだという視点を持ちながら、健康法案にも暴力の問題をきちんと入れ込むということが第2点目です。

それから3点目は、先ほど申し上げました性教育ですね。今の大変厳しい状況に、やっぱりこれが当たり前なんだ、これが正攻法なんだということを真正面から私たちが言っていないと、子どもの状況は全然変わりません。それから、そういう教育がないまま大人になって、性暴力の加害者になっていく大人たちをなくすことはできません。ですから、性教育についても一回きちんと言うということが3点目。

そして4点目は、お話の中に直接的には出てこなかったかもしれませんが、お話の趣旨から読み取られることなんです、何か政策をつくったり、法律をつくったりするとき、一番大事なことは何か。そのことをまさにこのシェルタームーブメント、シェルター運動は基本に据えてやってきたんだと思うんですが、当事者参画あるいは当事者の尊重、当事者主義と言ってもいいかもしれません。それをもっと言う必要があるんだろうと。

健康法案もそうですし、ほかの法律も同じですが、政策をつくる、基本方針をつくる、計画を立てるといえるときに、必ず当事者が入る、あるいは民間を含めて支援団体も入ることを必ず入れるというふうにしないと、法律ができてても本当に実効性のあるものにはならないのではないかと。

南野さんが最初に、議員のお仕事というのは立法だとおっしゃったんですが、それに言葉を重ねるならば、実効性のある立法をするということだと思いますので、そのためにはどうしても欠かせないことではないかと思います。

うまいぐあいに5時前に終わりました。最後に、南野さん、それから河野さん、竹下さん、八幡さんにもう一度拍手をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

【司会】 どうもありがとうございました。皆様、コーディネーター並びにシンポジストの皆さんに盛大な拍手をお願いいたします。

以上をもちまして、シンポジウム「DV・性暴力被害者支援を進めるために～医療支援現場の課題と法整備～」を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。交流会へ参加される方は速やかにご移動をお願いいたします。また、お帰りになられる方は、どうぞ交通事故等にお気をつけられてお帰りくださいませ。本日はありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・

シンポジスト資料

第17回全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口

「DV・性暴力被害者支援を進めるために
～医療支援現場の課題と法整備」
産婦人科医療の現場から

2014.11.1.
広島市河野産婦人科クリニック
河野美代子

私の立場

私自身場合(DVの概念もなかった頃)
患者さんがDVの被害から殺されて

産婦人科医療の現場で出会う性暴力の被害者

性犯罪(強姦・準強姦・強制わいせつ)の被害者の来院

- ・警察から
- ・身近な人と(親・友人・教師)
- ・一人で

DV被害

- ・家庭での夫からのDV
- ・主に若い人たちのデートDV(望まない妊娠)

子どもの被害(性犯罪・DV共に)

性犯罪の被害者が来院した時

犯罪直後に警察に行った場合

早く誰かに相談できて付き添いがある場合

一人悩んで、やっと来院できた場合
(時が経っていることが多い)

DV被害者の場合

経過が長い(主婦)一心身の衰弱

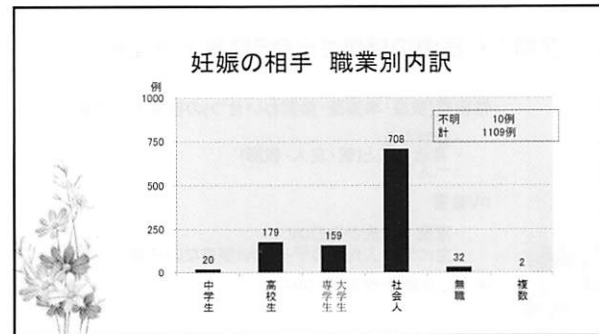
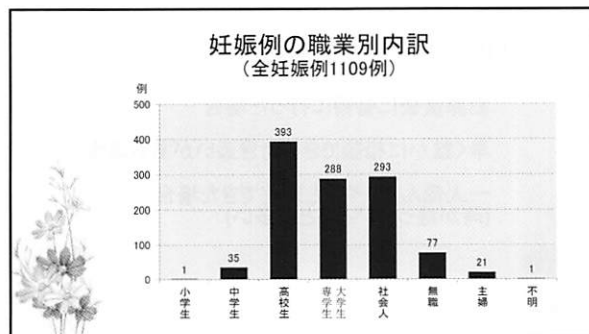
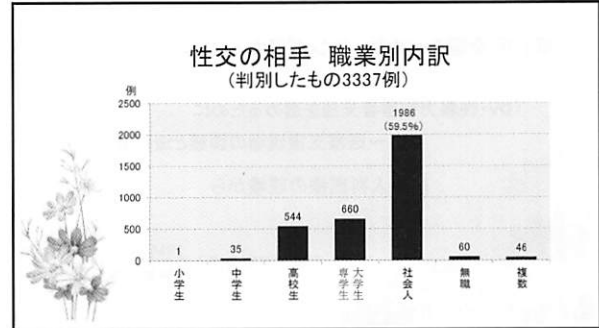
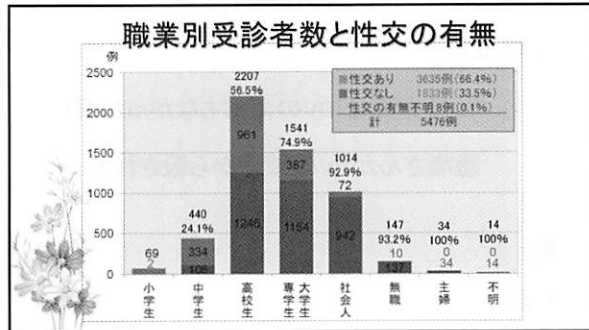
若い人のデートDV

河野産婦人科クリニック

開業後10年間の10代の受診者 1990.11.19 ~ 2000.11.18

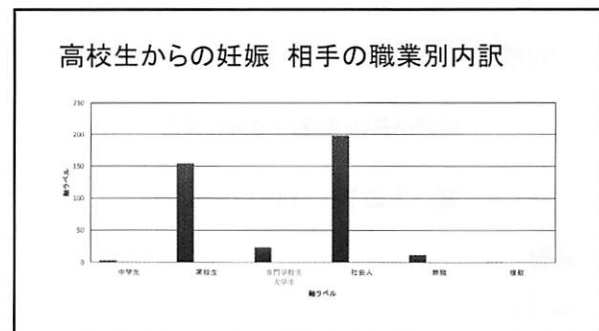
全受信者28,710人中

- 初診時10代の受診者 4,537人(15.8%)
- 10代の妊娠1,109例: 内75%が人工中絶
- 地域: 広島県内 4,446人
広島県外 91人



中学生の妊娠出・相手の職業

中学生	17例
高校生	3
社会人	15
不明	1
計	36例
(1例相手が2人)	



性交と妊娠率

	本人		相手	
	妊娠 性交	妊娠率	妊娠の相手 性交の相手	妊娠率
中学生	35 106	33.0%	20 35	57.1%
高校生	393 1246	31.5%	179 544	32.9%
大学・専学生	288 1154	25.0%	159 660	24.1%
社会人	293 942	31.1%	708 1986	35.7%

母子保健の主なる統計より

	全年代 人工妊娠 中絶実数	20歳未満 人工妊娠 中絶実数	20歳未満 人口千対 妊娠中絶	14歳まで 中絶件数
2007年	256,672	23,985	7.8	345
2008年	242,326	22,837	7.6	347
2009年	226,878	21,535	7.3	395
2010年	212,694	20,357	6.9	415

(平成23年度衛生行政報告例)

母の年齢別出生数

年度	15歳未満の出生数
2007年	39 件
2008年	38 件
2009年	67 件
2010年	51 件

(2011年人口動態統計)

平成23年
「最近の母子保健を取り巻く状況」より

平成15年7月から22年3月までに把握された
日齢0日～0ヶ月の子どもの虐待死77人
 > 0日: 67人
 > 加害者: 実母が87%
 > 実母の平均年齢: 28.2歳
 19歳以下: 17例 (25.4%)
 35歳～39歳: 13例 (19.4%) 二極化
 > 67例中54例が望まない妊娠(80.6%)
 > 家族: 19才以下で、同居家族が妊娠に気づいていた事例は
 1例。20歳以上では30例中3例のみ

子どもの性暴力の被害

主に身近な人から

- ・教師
- ・塾の教師
- ・身内(実父・義父・実兄・弟)

- ・妊娠・出産の場合も
- ・知的障害がある小学生・中学生・高校生の被害も

子どもの被害

- ・ 被害者本人への対応
- ・ 家族・特に親への対応

(事件とするか否かの判断)

被害者に対応する時

体は元にもどせるよ。治療をしようね。
あなたは、被害者であって、あなたが悪いわけではない。

→自分を責めないように。
カウンセリングを受けることができること。
弁護士さんを紹介できること。
もしも相手を許せない、警察に訴えたい時には相談に来てね。



子どもの被害者に対して

しんどかったね。
でも、もう大丈夫。みんなが助けてくれるよ。

世の中には、良くない大人がいるのよ。
その大人に遭ったことは運が悪かったね。
でも、全ての大人がみんなこんな悪い人ではないからね。
親に言えてよかったね。
親はあなたを守ってくれるからね。



被害者に必要な支援

相談のまず電話と面談

医療
立ち直りへのカウンセリング
弁護士さん(警察に訴える・訴えないを含めて)
犯罪だけでなく、DVへも支援が必要
DVの場合・離婚や隔離の場合も



性犯罪やDVについて早くからの教育を

DV・デートDVを知ること(三次市の取り組み)

被害を受けた時には、相談をためらわないで
→特に子どもたちへ



デートDV
を知っていますか？

相手に尊重するためには、まず自己人に対するために



三次市

[illegible]

2 デートDVはいつ起きるの？

24巻したくてする人はいません。24巻してしまおうとは、世間の無情なツラさが裏づけられたことですよ。吾人が望めぬものにめづらぬから望む方もあるのです。

●DVDをしてしまふ人の共通点

[illegible][illegible]

●日本の音楽―「わらしき」「あらしき」という鳥の泣き声

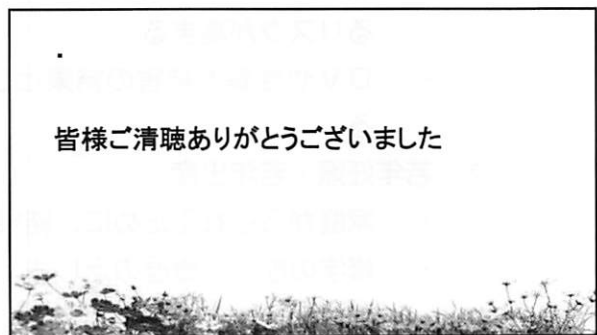
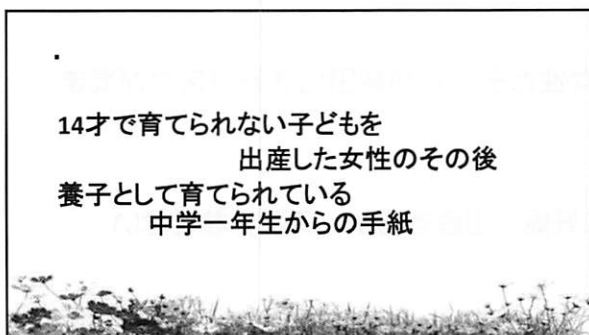
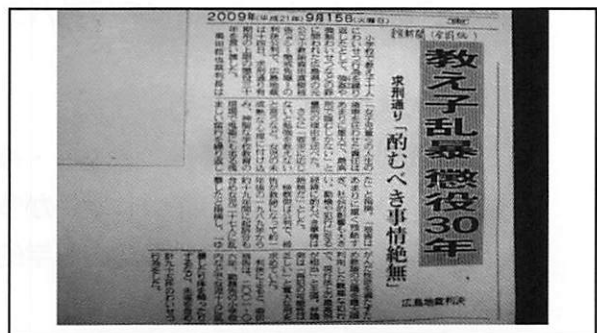
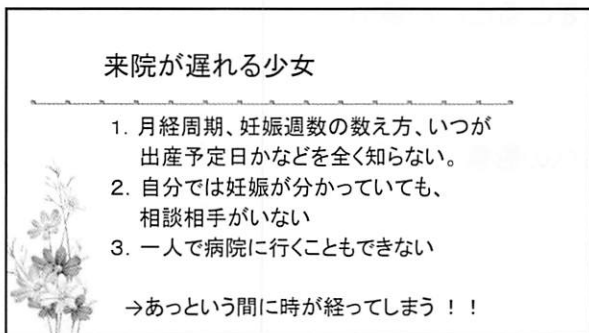
- ・ 肉と魚は1:1
- ・ 卵は1個
- ・ 野菜、果物にのり
- ・ 揚げ物、揚げ物
- ・ 肉類、肉類

・国産野菜100%	・無添加
・国産りんごに先づつく	・国産りんごを皮ごとし使い
加工しない	・無糖
Q2	Q3

さらにわたしたちが選んだのは、手しんごのチカラでやせやすい「サーマル」で、さらに、糖質も低くこれぞという「メッソー」が特徴的であることだ。

● 家族図
がわかって使える
養育に役立つ
養育につつま

● 弊社は
力付職に大切に扱います
女性専用車
女性専用車（乗客専用）



全国シェルターネットシンポジウム

竹下小夜子

1. 見えにくい性暴力被害

① フリーダイヤル電話相談結果から

- ・ 1 か月間 1 日 3 時間、週末は 5 時間、火曜日は休み
- ・ 24 時間対応が必要
- ・ 被害後 72 時間以内の電話

② 1998 個人データ

- ・ 被害届を提出したのは 7.1%。92.9%は被害届を出していない
親しい人からの犯行は被害届が出されない傾向
- ・ 「逃げる、叫ぶ、抵抗する」のうち、どれか一つでも行動できた人は 12%
多くの人が「抵抗どころか、叫ぶことすらできなかった」

③ Tend to be Friend の行動パターンをとることが多い

2. 現在の告訴取り下げ圧力

- ① 裁判所、検察、警察 被害者への影響
- ② いわゆる「スジの悪い」事件が多い
- ③ なぜ「スジが悪い」のか、医学的背景

3. 性暴力被害が他の犯罪被害に較べても、最も健康を損なっていること 内閣府データ

4. 貧困と性暴力被害の密接な関係

① 女性の貧困と性暴力被害

- ・ 「貧困」にさらされている女性や子どもは DV や性暴力被害に巻き込まれるリスクが高まる
- ・ DV や性暴力被害の結果として女性と子どもが貧困化するリスクが高まる

② 若年妊娠・若年出産

- ・ 家庭から逃れるために、結果的に妊娠・出産するケースが少ない
- ・ 修学の断念、職歴の乏しさ
- ・ 孤立

③ 情報弱者

社会的不利がさらなる不利を招いている

5. 産科医療スタッフが社会的救援システムにつないでくれることが多い
 - ・ 情報格差と社会的劣位に置かれている10代の母親たちの状況を把握しやすい。母親たちの悩みを聞く機会が多い。産科医療現場のスタッフのサポートにより公的支援につながるケースが多かった
 - ・ 無保険の人も増え、受診さえできない深刻な状態
6. 現在の社会的救援システムの不備
 - ① 生活保護、生活困窮者支援法の問題
 - ② 障害年金、障害者総合支援法の問題
 - ③ 医療現場
7. 課題
 - ・ 要支援者の早期発見
 - ・ 情報を届ける仕組みへの工夫
 - ・ 被害者へのサポート体制整備
 - ・ 医療現場の役割・責任
 - ・ ワンストップ支援センターの拠点化
 - ・ 専門家の育成、教育・啓発
 - ・ ポルノ規制
 - ・ 性暴力禁止法
 - ・ 税制を含めた抜本的な改革、発想の転換、
 - ・ well-being
 - ・ 「救貧・救済」を超えた視点で教育・医療の機会均等

DV・性暴力を伝える

NPO 法人ハーティ仙台 やはたえつこ

1 <人間の性> Human sexuality

「sex は脚と脚の間にあるが、sexuality は耳と耳の間にある」

行動は脳でコントロールできる。行動には責任をともなう。学習でトラブルを回避できる事もある。

2 <性器・性交がいやらしい事？>

- ・体はすべて大事な所・性器は・・・大事なところ、きれいにすべきところ
- ・感染症の侵入口にて、感染予防の知識を学習すべきところ
- ・性器は特別なところ（プライバシー）
- ・マナーとルールがあるところ（性のルールは罰則を伴う）

「性器と性交をおとしめているのは、性暴力」

3 <性交の目的>

<性のトラブル>

<ポイント>

子ども

望まない妊娠

避妊

OC（ピル）・IUD・コンドーム

快感

性感染症

感染予防

コンドーム

愛

性暴力

加害行為しない

（心を深く傷つけること）

未然に防ぐ

性暴力の例

レイプ（デートレイプ・知人間レイプ）

DV（ドメスティック・バイオレンス）ストーキング・痴漢

セクシュアル・ハラスメント、子どもへの性虐待（援助交際→児童買春）

ポルノ・売買春、セクシュアル・マイノリティ（性的少数派の人々）への差別 など

4 <性のマナー>

「相手の心と体を傷つけない」「望まない妊娠しない・させない」

<性のルール>

（法律や条令）・・・これは、罰則を伴う。（強姦、強制わいせつ、準強姦、準強制わいせつ 集団強姦、準集団強姦、ストーカー行為、売春、児童買春など）

5 <性暴力>

プライベートゾーン

グットタッチ・バットタッチ

人権・人格権

NO

GO

TELL

①一番大事な事 逃げる！ 逃げる！ 逃げる！

泣き寝入りしろという事？「いいえ、ちがう」

②暴力には、「ルールがあるところで、プロに、戦ってもらう」

合法的プロ（この様な事に詳しい） 医師、弁護士、警察官

③自分がルール違反をしたとき、

「ルールにそって、プロに入ってもらい謝罪、弁償する」

6 <性暴力の手当て> （暴力被害 全てに対し）

①病気・妊娠は、早く病院・・・緊急避妊法（犯罪被害者対策費）・感染対策

②人権侵害の回復方法

1) 弁護士いれて直接交渉

2) 刑事裁判（告訴期限なし、時効あり）

- 3) 民事裁判（時効は3年）＋（除斥期間がある）
- 4) セクハラは、事業主・学校当局に対し解決求める
- 5) 「なにもしない」も選べる

③性暴力に詳しい支援者・カウンセラーなどに話す。

<7>回復

「心の傷は消えない。しかし手当により傷跡・痛みは縮小し、乗り越えて生きてゆける」

暴力を環境に育ち（児童虐待）適切な手当てがない時 放置された怒り

怒り・・・自分にむける 薬物など依存症（薬物、アルコール、ギャンブル、
摂食障害、自傷行為など）

・・・他の人に向ける・・・犯罪、デートDV 家族に向ける・・・DV、児童虐待、家庭内暴力、
高齢者虐待

「早期保護、性暴力の手当ては、とても経済的な事」

8 <工夫して伝える>

こどもに伝わる事は、大人にも伝わる。絵やキーワードで、貴方が伝える。

<例>

仙台市のパンフレット

仙台市5種パンフ



ハーティ仙台の紙芝居

DVと児童虐待

「LOVE?ストーリー」



デートDV・デートレイプ

「性暴力はいや!」



○あかちゃんはどこからきたの 北沢杏子著 岩崎書店

○知的ハンディをもつ人びとへの
性教育・エイズ教育

北沢杏子著 アーニ出版



9 <女性問題は男性問題>

「男らしく、女らしくではなく、自分らしくあればいい」

性の科学、性の人権を学んで育つ重要性

<参考> 大人になる前のジェンダー論 共著 八幡 悦子

4章 性ってなんだろう、 6章 性のトラブルにどう対処するか

分 科 会

11月2日（日） 9:30～12:00

A-1	興産ビル 301	よりよい支援をするための取り組み 担当団体 NPO法人女のスペース・にいがた 東京YWCA	
A-2	興産ビル 402	連携同行支援事業 ～東京都内の支援団体が連携してDV被害者に より添い、アドボケイトを実施しています～ 担当団体 多摩でDVを考える会	
A-3	文化会館 第1研修室	DV被害者が働き続けるために 担当団体 NPO法人女のスペース・おん	
A-4	興産ビル 401	性暴力被害者のための総合的支援システム ～被害当事者からみえてくる中長期的支援の必要性～ 担当団体 ウィメンズセンター大阪	
A-5	文化会館 研修ホール	性暴力禁止法の制定に向けて 担当団体 NPO法人さんかくナビ	
A-6	興産ビル 302	DV・性暴力がもたらすトラウマと解離 ～解離を当事者の立場と支援者の立場から読み解く～ 担当団体 NPO法人レジリエンス	
A-7	興産ビル 403	アジアのシェルター運動に学ぶ ～いま、アジアのあちこちで、DVシェルター運動がもりあがっています～ 担当団体 フェミニストサポートセンター・東海	

分 科 会

11月2日（日） 13:00～15:30

B-1	興産ビル 301	議員フォーラム 性暴力禁止法の制定に向けて ～DV・性暴力被害者のための法整備～ 担当団体 NPO法人全国女性シェルターネット全国事務局	
B-2	興産ビル 402	移住（外国人）女性と子どもの自立支援 ～シェルターからみえる現状と課題～ 担当団体 NPO法人エンパワメントセンター福岡	
B-3	興産ビル 401	民・官・学連携プロジェクトを通した子ども支援の実践 ～「他社信頼」と「健康な境界線の弾き方」をテーマとして～ 担当団体 NPO法人FTCアドボカシーセンター（FTC）	
B-4	興産ビル 403	男女間でしか起きない？ DV・性被害と「多様な性」 ～性別のバリアを超え、「多様な性」に対応できる支援体制づくりを～ 担当団体 NPO法人全国女性シェルターネット 本部	
B-5	文化会館 研修ホール	児童虐待とDV被害の子どもたち ～私たちはどう支援したらいいか～ 担当団体 NPO法人女性サポート大阪	
B-6	興産ビル 302	つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に ～行政と民間団体の協働～ 担当団体 NPO法人山口女性サポートネットワーク	
B-7	文化会館 第1研修室	高齢のDV被害者への支援のあり方を探る ～高齢のDV被害者支援に おける官民協働体制の構築と民間シェルターの果たす役割～ 担当団体 S・ぱ～ぷるリボン	

分科会A

A-1

よりよい支援をするための取り組み

担当団体

NPO法人女のスペース・にいがた
東京YWCA

協力団体

武蔵野大学大学院小西聖子研究室
女性の家HELP

司会 小池智恵子（NPO法人女のスペース・にいがた）

発題者 戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授・厚生労働
省婦人保護事業等の課題に関する検討会座長）

嶋 美香（武蔵野大学大学院人間社会研究科博士
課程）

上田博子（女性の家HELP）

丸山聖子（東京YWCA、婦人相談員）

米山麻以子（東京YWCA）

■はじめに

よりよい支援をするための取り組みとして、官と民の取り組みを二部構成で報告した。一部では、今年3月に厚生労働省が策定した「婦人相談所ガイドライン」の意義と課題等の説明をオブザーバーでいらした戒能先生から報告していただき、二部では民間の取り組みとして東京YWCAが協力者とともにやっている「よりよい支援のための指標」作成とその活用事例について報告した。

■発題者の報告

1. 婦人相談所ガイドラインを学ぶ（戒能民江／お茶の水女子大学名誉教授・厚生労働省婦人保護事業等の課題に関する検討会座長）

(1) 婦人相談所と婦人保護事業

婦人相談所は売春防止法に基づき設置された婦人保護事業の機関の一つである。婦人相談所は全国の都道府県に必ず設置することが義務化されている。

(2) 婦人相談所ガイドライン策定の背景

婦人保護事業は「売春問題は終わった」という認識により、行政改革の対象となる危機に直面したが、1970年代以降、通達により「対象範囲」の

拡大を図り、存立の危機に対応した。

2002年DV法を婦人保護事業の根拠法に付加したことにより、婦人相談所の「一時保護所」がDV法の「一時保護」として転用され、婦人相談所の「DVセンター化」がすすめられた。

婦人相談所は全国各都道府県に必ず設置されているもので、そこを活用することは非常に有意義であったものの、地域間格差（定員、入所者数、相談件数）、職員体制（婦人相談員、電話相談員の圧倒的多数が非常勤）、利用制限（同伴男児、疾病・障害、妊娠婦、高齢者の受入れ）等、都道府県によって支援の内容も方法も異なっており、支援の公平性が保たれていないため、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指標となるガイドラインを策定することにした。

(3) 婦人相談所ガイドライン策定の経緯

全国女性シェルターネット・全国婦人保護施設連絡協議会の働きかけにより、「婦人保護事業の見直し」を目的に、2012年6月「検討会」が設置され、2013年3月「論点整理」を公表。当面の課題として、婦人相談所ガイドラインの策定と婦人相談員の業務ガイドラインの策定があげられた。

(4) ガイドラインの概要とポイント

ガイドラインは法的拘束力を持たないが、現行

法上の運用の改善を図り、支援の均等化、標準化を図るものとして意義がある。ガイドラインの策定により、婦人相談所の役割の明確化を図り、当事者の立場に立った支援のあり方、多様な被害者支援、民間シェルターとの連携を明示した。

(5) ガイドラインをどう活かしていくか

婦人相談所は地域の中心的機関として支援をコーディネートし、多様なニーズ・性暴力被害、若年女性、LGBTなど、制度の狭間にある女性たちへの支援がなされるべきであるが、他機関、他法令優先主義や人員、専門性、他機関との連携の困難等が壁となっている。

ガイドラインは婦人相談所が地域のコーディネーター的役割も担っていることを明確にし、人権侵害からの回復支援・当事者の立場に立った支援のあり方を考えるとともに、民間シェルター等他機関との連携を明示し、どの機関でも対応できないよう改善を図っていくことが盛り込まれているのであるから、婦人相談員はもとより民間の支援者もガイドラインを熟知し、婦人相談所と適切な連携を図って、よりよい支援をするための取り組みをしていく必要がある。

参加者からは

- ・ 新しいガイドライン、指標を使いながらの、新しい研修ができた。
- ・ ガイドラインは利用する人がまっさきに見るべきもの。
- ・ 「売春防止法」から学ぶ機会がほしい
- ・ 参加していた国会議員を通じて、厚生労働省の担当者にレクチャーを受ける企画をして、民間を含めて意見交換をしたらどうか。

等の声があがった。



2. 指標作成と実践例の紹介

(1) よりよい支援のための取組み（米山麻以子／東京YWCA）

東京YWCAでは、支援者がバーンアウトせずによりよい支援を提供することができるよう支援者・支援団体をサポートする取り組みを行っている。その一環として、DV被害者支援の言語化・見える化を行い、支援者が自分たちの支援を振り返るため、またベテラン支援者の

スキルを継承していくためのツールとして指標を作成している。

(2) DV被害者支援における指標（ガイドライン）に関する調査～ デルファイ法を用いて ～（嶋美香／武蔵野大学大学院）

東京YWCAで作成された指標の各支援項目について支援者の意見を収集し、支援現場で有効に活用できるよう指標の精度向上を目的として調査を行った。2013年12月～2014年10月末の間に、DV被害者支援に概ね5年以上携わる支援者の方にアンケート調査を依頼した。アンケート調査は、相談窓口機関と居住施設型に分けて各3回実施した。質問内容は、各支援内容（70項目程度）の重要度についてインターネットツールおよびアンケート用紙を介して回答を求め、デルファイ法による分析を行った。

調査の結果、概ねすべての支援項目において「重要」と同意を得ることができた。調査目的で

あった指標の精度向上のみならず、アンケート協力者の方々の意見から、アンケートを回答することで支援を見直す機会にも繋がり、支援への意識向上が示唆された。また、各支援機関による特殊性はあるものの、DV被害者支援の共通性、具体化、可視化について検討することができた。指標をチェックすることで、組織あるいは支援者ひとりひとりが支援を見直す機会になり、研修会や勉強会等での指標活用により支援スキル強化に繋がることも期待できる。

相談機関のアンケート項目(74項目)

1. 支援の入口
2. 信頼関係の構築
3. 聞き取り(アセスメント)
4. 支援者自身・組織が判断する
5. 被害者の思考枠組みに介入する(リフレーミング)
6. 生活(人生)再建に向けての協働作業
7. 相談の記録と報告
8. 一時保護を行う
9. 入所直後の支援
10. 総合的支援を行う
11. 一時保護終了に向けた支援

施設のアンケート項目(74項目)

1. 一時保護の決定を行う
2. 利用者の受け入れと信頼関係の構築
3. スタッフの役割
4. 入所直後の支援
5. 利用者の思考枠組みに介入する(リフレーミング)
6. 生活(人生)再建に向けての協働作業
7. 支援計画の共有と改善
8. 入所対応の記録と報告
9. 総合的支援を行う
10. 一時保護終了に向けた支援
11. 施設の管理
12. 施設の運営

(3)「よりよい支援のための指標」の活用

(丸山聖子／東京YWCA、婦人相談員)

女性の家HELPから「組織基盤づくり」を目的とした連続6回予定(2014年7月から約半年間)のオーダーメイド&出前研修のご依頼を受け、さっそく指標(居住施設編)を活用した。

事前に日勤スタッフ7名に指標調査を記入していただき、第1回研修は、レーダーチャートと文章で「見える化」した結果分析を報告共有した。それを元に、HELPの強み(ずばり暖かさ!)や日々の支援の振り返りを行った。一般に直接支援に目が向きがちだが、その支援を支える組織のマネジメントの重要性、その担い手の苦労に参加者の目が向き、「言語化」できたことが大きな効果だった。また継続研修への多彩な要望を受けた。

第2回研修では、活動内容と担い手の役割分担、その根幹であるミッションを組織図として「見える化」した。第3回以降も研修を継続し、日勤・給食・宿直を含むスタッフ全員が「組織基盤」を共有し、よりよい支援をめざしている。

東京YWCAではシステム強化のためのツールである「指標」、「組織図」等を活用したオーダーメイド研修を開発し実践したいと考えている。

(4) NGOとしての民間シェルターのマネジメント (上田博子／女性の家HELPディレクター)

今年28年目になるHELP。財政状況は厳しいが、今年度は支援員の待遇改善等の大きな決断をした。社会もHELPも変化している中、外からの意見をもらってこれからHELPがどのようにサバイブしていくかスタッフ全員で考えていきたいという思いから東京YWCAにサポートをお願いした。ドラッカーのマネジメントの考え方を活用し、企業とは異なる利害関係においてどのようなことが民間シェルターに求められているのかをスタッフとともに確認しながら、質の高い持続可能な支援を模索している。

分科会 A

A-2

連携同行支援事業

～東京都内の支援団体が連携してDV被害者に寄り
添い、アドボケイトを実施しています～

担当団体

多摩でDVを考える会

司会 深澤純子

発題者 土方聖子、田村伴子、佐々木真紀

協力団体

シェルターポプリ、シェルターたいむ、ウェラワリー、NPO法人女性ネットSaya-aya、
NPO法人FTCアドボカシーセンター、NPO法人コミュニティネットワーク・ウェーブ、
NPO法人男女平等参画みなど、NPO法人ヒューマンサービスセンター、AWS、一社）ウェルク

■はじめに

司会の深澤純子さん（NPO法人ヒューマンサポートセンター）の開会のあいさつの後、担当団体代表の牧田幸さんから（多摩でDVを考える会代表）今回の連携同行支援事業分科会の紹介があり、“同行支援とは、アドボケイトの役割と効果”について、多摩地区同行支援コーディネーターの土方聖子さん（シェルターポプリ代表）から解説を行った。

1. アドボケイトとは、

「被害当事者・相談者（ここでは「依頼者」と記す）の安全と権利を守るため、裁判所（その他諸々）等に同行し、依頼者の意見を十分に聞いてくれるように進言したり、補足、代弁する活動」である。

アドボケイターの役割は、依頼者がスムーズにコミュニケーションをとれるように力添えしたり、依頼者の安全と権利を守るための支援活動を行い、依頼者にかかる他の機関や役割の人たちとの連携や交渉（弁護士、子どもの学校の先生、福祉事務所の職員等々）することである。

2. アドボケイト・同行支援の効果

DV被害者の身の安全を守り、不安を軽減すること、同行先で依頼者の目的達成の補助・代行（代弁）・軌道修正、情報提供、傾聴する（当事者を孤立させない。精神的負担を軽くする）

DVのために、被害者は住まい、仕事、人とのつながり、子どもの環境さえ失ってしまう。被害者の回復の道筋に伴走する人が必要である。

■連携同行支援同行支援の沿革と内容

同行支援事業の沿革と仕組みなど、具体的内容について、アドバイザーの田村伴子さん（NPO法人女性ネットSaya-Saya理事）から報告が行われた。

1. 事業のはじまり

平成23年内閣府の“地域における男女共同参画社会づくりのための連携検討会”があり、その流れを受けて23年度「光交付金事業」として実施した。その後平成24年4月から25年3月末までは、東京ウィメンズプラザDV被害者支援体制整備等助成事業として実施した。この事業は、東京で活動する下記の民間DV被害者支援団体が連携し、都内全域で3ブロックに分かれて行っている。

(1) 東京23区：NPO法人FTCアドボカシーセンター、NPO法人女性ネットSaya-Saya、NPO法人ヒューマンサービスセンター、NPO法人男女平等参画推進みなど、NPO法人コミュニティネットワークウェーブ、AWS

(2) 多摩地区：多摩でDVを考える会、シェルターたいむ、シェルターポプリ

(3) 外国籍：ウェラワリー

この事業を機に、連携した団体が核となり、25

年2月一般社団法人ウェルクを設立し、26年1月26日“ネグレクト社会を変えるシンポジウム”（ウェルク主催）で連携同行支援レポートを発表した。

2. 事業資金について

23、24年度は、「光交付金」で実施した。25、26年度は、下記の3団体から資金提供していただいた。①フィリップモリスから定額助成 ②東京ウィメンズプラザ民間活動助成 多摩地区 23区に対して支援員に支払った謝金の3分の1助成 ③東京都在住外国人支援事業助成 外国籍支援団体支援員に支払った謝金の一部

3. 事業の仕組み

同行の対象者は、DV被害者で同行支援を希望する人とし、同行範囲は原則東京都内（他は要相談）で場合に応じ首都圏には同行している。利用者からは同行費用はもらわず、無料。利用できる回数上限は原則一人5回までとしている。

4. 依頼から同行の流れ

(1) 同行依頼

依頼者は、同行を希望する当事者や婦人相談員・弁護士などで、電話かメールで同行希望日時、行き先、当事者の氏名（匿名可）、連絡先（電話番号またはメールアドレス）、同行する子どもの有無、および人数。特別に配慮する事項等々を伝える。

その後、依頼を受けたコーディネーターは同行をうけるかどうか、危険度や緊急度がどのくらいか、など総合的な状況を考慮しながらもっとも適当な支援員へ同行を依頼する。

すべてのケースはコーディネーターを通すこととし、判断が必要な場合はアドバイザーとともに検討し決定する。同行は原則支援員2人で実施し、外国籍被害者は母国語の通訳者も手配し、同伴するようにする。

(2) 同行中

多種多様な同行先、駅からの送り迎え、道中の安全を図るなど、当事者の不安を軽減し、同行の目的を遂げるために寄り添い、傾聴しながら注意

深くひとつ一つのケースに丁寧に関わった。

(4) 同行実施後

支援員がネットを利用したフォーマットに沿って、同行の日時・行先、同行時に気づいた点、危険に感じた点などを書き、コーディネーターに送信し記録する。

・同行の申込み先：

090-8302-2437（多摩地区の方）

080-4599-9561（東京23区の方）

080-2562-9878（外国籍の方） 多言語対応通訳の依頼も受付

・全体事務局は一般社団法人WERCが行っている。

5. 同行支援員について

支援員は、各団体等で研修を受けた経験ある支援員で、新たな課題解決については24年度から実施のWERCエキスパート養成講座に参加し、学んでいる。登録支援員数は47名で、内訳は23区20名、多摩地区11名、外国籍10名、インターン生6名となっている。

6. その他派生事業

(1) 担当者会議

毎月1回、各団体から担当者が集まり、現況を共有し、ケースの中で課題があれば議論し解決を図った。

(2) 研修会

今、支援員に必要とされるテーマを学ぶため研修会を開催した。テーマはDV基礎編、ケースのアセスメント、弁護士による離婚調停と保護命令について、加害者プログラムについて、警察との連携、ケース検討。参加者は各回30名前後、年間8回開催した。また、不参加の支援員のために内容をまとめた冊子を作成した。

また発展した形として、26年度民間支援団体連携会議がはじめて東京ウィメンズプラザ主催で開催された。

■同行支援の実績

同行支援の実績について、23区同行支援事業コーディネーターの佐々木真紀さん（一般社団法

人WERC理事）から報告された。なお、この数値は予算や回数を制限しているため東京全域の被害実態を示すものではない。

1. 25年度実績

25年度多摩、23区、外国籍を合わせた年間同行総件数は449件で、延支援員数は563名となった。

全 体	年間同行件数	449件
	延べ支援員同行数	563人

(1) 同行された人

全体としては、年齢層別にみると30代が多く全体の3、4割近くを占める。地区別では、多摩では20代が少なく、1.8%、30代前半と40代後半、60代が2割近くと多くなっている。

23区では未成年、子ども有りで保護されたケースが増加傾向にあり、2.6%。20代30代の利用者が多く、5割を超える。20、30代では仕事があり自立しているため、行政の支援に無縁の女性が多いのが特徴である。

同行される人の国籍（外国籍支援団体のみ）をみるとタイ人が多いが、もともとタイ人コミュニティを核にして発展した支援団体であるため、信頼関係があり支援につながりやすいためと考えられる。

タイ	50.0(%)
中国	28.8
フィリピン	6.4
その他アジア：韓国、インド、マレーシア、ラオス	5.1
南米・北米：メキシコ、コロンビア、チリ、ブラジル、カナダ	9.6

(2) 多様な同行先

法律事務所、医療機関、裁判所、役所の窓口が多く、全体の7割近く（66.5%）となっている。その他多様な同行先があることが確認された。

地域別では大きく変化はないが、多摩地区では、法律事務所が多く28.6%、23区では、医療機関が約2割、子ども関係約2割となっている。

3. さまざまな支援のケース

その後、民間支援団体として支援している配偶者間暴力以外の“さまざまな暴力被害のケース”について報告がなされた。①配偶者以外からの暴力を受けている被害者 ②外国人の深刻なDV被害 ③子どもへの性暴力 ④さまざまな同伴者の存在 ⑤二次加害の存在などである。

特にステップハウス利用者について、ニーズはあるがすべてに応えきれていない現状が語られ、厳しい運営、人的不足が浮き彫りとなり「現在は民間団体の補助金と当事者負担でしのいでいるが、行政の支援が一切ないことが課題」と深澤純子さんから報告された。

また、外国籍被害者支援団体からの事例を2件紹介し、外国籍女性の置かれている現状を知るとともに配慮が必要な次の項目が挙げられた。言語の不自由さ、偏見による二次加害の存在、さまざまな国籍や滞在許可要件、生活保護申請や離婚、親権など、法律の問題、ハーグ条約批准による自主規制など。日常会話ができて法的言語や行政用語が理解可能かは疑問。通訳の重要性を再認識してもらいたいとのこと。

■連携同行支援から見えてきたこと

(1) 事業の効果

孤立していた人が支援につながった、連携により各団体の情報、経験、スキルが共有できた、同行支援員（外部者）の目が入ることで行政等の対応が好転した、などが挙げられた。ただし、被害実態は深刻化、複雑化し、増加していることと、面会交流など多様で増加するニーズに応えられていないこと、また、民間団体がセーフティネットになっている現状と限界が報告された。

民間支援団体の限界と役割を明確にすること、情熱だけではやっていけないこと、最後のセーフティネットを民間が負うのではなく、専門家や行政機関と連携して支援することが重要。民間が川上での支援、未然予防をしたい、その他にできることを検討したいと会場の皆さんとの質疑応答に入った。

■質疑応答 さいごに

参加者から、民間団体がここまで支援していることへの賞賛と懸念が表明され、未然予防策についてや民間の補助金の可能性などが話された。多くの参加者が支援手法としての同行支援の有効性を認識したが、資金手当てが困難なのが共通課題。参加者全員がもつ知見を活用した討議ができ、良い機会となったと思う。

分科会A

A-3

担当団体

NPO法人女のスペース・おん

協力団体

北海道ウィメンズ・ユニオン

パープルユニオン

DV被害当事者が働き続けるために

司 会：大野 朋子（北海道ウィメンズ・ユニオン
執行委員長）

発題者：山崎 菊乃（NPO法人女のスペース・おん
代表理事）

小山 洋子（北海道ウィメンズ・ユニオン
書記長）

■はじめに

1993年に女のスペース・おんが開設して以降、シェルターと労働組合が一緒に活動してきた。しかし、それにもかかわらず、シェルター利用者が仕事を続けるということでの支援ができず、退所後の労働事件に労働組合として取り組んできた。

シェルターに入る時に危険だから仕事を辞めるように、そうでないと入ることは難しいと話し、当事者は仕事をあきらめて入所してきた。中には、仕事を続けられないのならシェルターに入らないと言って、本来保護すべき人を保護できなかったこともあった。被害者が仕事を辞めたり、子どもが学校に行けなくなることは、そもそも権利侵害であり、DVで権利侵害を受けているのに、自分の身を守るために労働権を失うということは本末転倒でないかとの思いを強くしている。

分科会にあたって、シェルター利用者が就労継続できたケースについてのアンケート調査を実施したが、全国女性シェルターネットワークのみなさんのご協力で、21のシェルター、11の都道府県から回答をいただいた。まだ法整備ができていない中でこの先にある問題として、加害者が排除される形で被害者がきちんと守られるという法整備、制度をめざしながら、当面、どういう支援があれば被害者が働き続けることができるのか、アンケートの結果やたくさんの事例をとおして、私たちに何ができるのかを考えていきたい。

■発題者報告 山崎菊乃

1 アンケート結果の報告

(1) 2010年4月～2014年3月までのシェルター利用者の就労状況について

シェルター入所前の就労状況については、303名の就労者のうち、正規雇用が27%、非正規雇用は66%で、全国の女性労働者の雇用形態と一致している。

シェルター退所後の継続就労状況は、継続ができた人は46名で15.2%。そのうち、正規雇用61%、非正規雇用が37%で、就労継続ができたのは正規雇用が多い。

シェルター退所後の新規就労状況は、再就職できたのは46.5%と半数以下であり、そのうち86%が非正規雇用で、生活保護を受けているケースが多い。

(2) 事例の報告

①スタッフや会社の支援、保護命令等の行政支援があって継続できたケース

・正職員・看護師、公務員・看護師、大手宅配会社パート社員のケースでは、いずれも、入所の際に職場に相談して休暇届を提出し、シェルタースタッフが上司に説明・理解を求める対応をした結果、退所後は危険回避のため他管内の系列病院や公立病院、他町の宅配業務に復帰、3ケースとも保護命令が発令。

・大手クレジット会社員、介護施設・ケアマネジャーのケースでは、職場に相談し休暇を取り、上司の理解を得て、退所後に転勤。2

ケースとも保護命令発令。

②本人自身が労働権を行使し継続できたケース
・管理栄養士、看護師2名のケースでは、本人から職場の上司に相談し休暇や有給休暇を取り、それぞれ、退所後に復職、部署異動し復職、保護命令発令後に復職。

・ラブホテル夜勤パート、看護師のケースでは、いずれも、本人から申し出て職場の理解・協力を得て勤務を続け、前者は退所後に系列のホテルへ異動、後者は保護命令発令後、夫からの職場への問い合わせには「退職した」と対応してもらい仕事を継続。

③たまたま就労継続ができたケース

・助産院の経営者で、保護命令発令後、助産院を再会し、夫は警察の説得もあって他町で生活することになったなど、数ケースがあった。

そのほかの事例も参考にしながら、就労を継続するためにどんな方法があるのかを共有していきたい。

(3) 考察

有職のシェルター利用者は非正規雇用が多いが、シェルター退所後に復職できているのは正規雇用で、とくに看護師などの専門職や公務職場、大手企業など異動が可能なケースが多かった。継続したケースでも、シェルタースタッフが加害者対応などについて説明した上で復職したが、加害者が会社の周辺を徘徊した途端、解雇されたケースもあった。DV被害者の就労継続には、入所前の本人からの職場への相談や事情の説明、シェルタースタッフによる入所後の職場への働きかけや復職後の本人への支援などが必要であり、何よりも職場の理解がないと復職は困難であると思う。

また、当事者の就労への強い意思が警察を動かして警察が送迎を行ってステップハウスから通勤し、仕事を継続したケースもあり、何よりも本人の意向に沿う形で支援をしていくことが大切である。アンケートでも、各シェルターから「本人の希望にそって就労継続、場合によっては子どもの学校の継続もしている」「警察、職場、学校に相談し協力を得ている。本人の意思と連携、女性のエンパワーメントという理念で支援している」な

どのコメントが寄せられ、力となった。

■発題者報告 小山洋子

北海道ウイメンズ・ユニオンではシェルターと両輪で活動し、同じ性差別構造から起こるDVやセクハラなど女性に対する暴力の問題に向き合ってきた。

昨年の分科会では、会場から、DV被害者が就労継続をするためにはどうしたらいいのかという切実な声が上げられた。被害当事者に対し、仕事を辞めるようにというのではなく、入所の際に職場の上司に相談して休暇を取ったり、有給休暇を取得する方法もあるなど具体的な手立てを伝え、その上で何とか就労を続ける方向で考えましょうというメッセージを送るだけでも違う。その意味では、シェルタースタッフが労働問題、働くということ視野に入れた相談業務からスタートすることが非常に大切である。生活の質を下げないで生きていくことは、当たり前の権利であり、被害者の側が仕事を失い、逃げ隠れするという状況をなくしていくことが、これからの私たちの課題である。また、「働く」ことが自立の基本であり、就労継続の問題とともにシェルター退所後の新規就労では低賃金で不安定な非正規雇用が多い実態の中で、当事者の生活再建につなげていくためにも、女性労働の問題は避けて通れない課題である。

先日、札幌市で開催されたコミュニティーユニオン全国交流集会で北海道ウイメンズ・ユニオンが担当した「女性と労働」の分科会では、会場からユニオンの相談者がDV被害者であることがわかり、地域の民間シェルター団体と協力しながら支援にあたった事例の発表があり、大きな示唆を与えられた。

シェルタースタッフにも労働の基本的知識が必要であること、できればシェルターの中にユニオンを設置すること、あるいは、全国女性シェルターネットの事務所にあるパープルユニオンや、社会資源として全国各地にある個人加盟のユニオンに相談し連携することなど、色々な方法を含めてシェルターとユニオンを両輪とした活動のあり

方について考えていきたい。

■参加者の声

・40代、50代の人の相談で、パートでも今の仕事を辞めたら次の仕事がない、小さい会社で有給休暇も取れない、取ると解雇されると言って、シェルターを利用しなかったケースが何度かあった。

・警察に逃げ込んだ女性が、警察からすぐにここから退職願いの電話をするように言われて正規雇用の介護福祉士の仕事を辞めてしまい、入所の際に「本当は辞めたくなかったのに」と言われたケースがあった。

・病院で働いていたパート女性で、本人の「なんで私が逃げなくてはいけないのか」という強い意思で学校や職場に相談して、小学校の校長に子どもの送り迎えを、自分は師長さんの車で送り迎えしてもらい、夫が病院に来た時には事務長が追い返すなど協力してくれ、仕事を続けることができたケースがあった。

・シェルター入所者に対し、本人に抵抗感があるにもかかわらず、生活保護の受給をついすめてしまう私たちの背景には女性の賃金が低く生活できないということがある。被害者だけではなく、女性の労働に対する社会の評価が低すぎるということが大きな背景としてあると思う。

・シェルターはなくステップハウスを独自にやっているのが、保護された段階で仕事を辞めてきた人がほとんどである。

・女性相談所ですでに仕事を辞めてきたという状況がある。

・当事者だったが、最初に警察に行ったときに、シェルターを紹介されて仕事を辞めるようにと言われたので、入るのを止めた。県をまたいで遠方に転勤して、友人や職場の人に助けってもらって生活を立て直した。夫の追跡で再度警察に相談した時も、なぜ自分が逃げなくてはいけないのか、今の生活が大切なので殺されたら殺されてもいいと伝え、入所を断った。110番通報をしたら来てくれるということを確認し、その後警察が1週間、自転車通学している子どもの通学の見守りをしてくれた。

・女性が自立するにあたって、職をなくすということは大変なことであり、働きたいという意思や本人の選択を大切に支援している。

■まとめ

女のスペース・おんの理事で、全国シェルターネットアドバイザー・パープルユニオン副執行委員長の近藤恵子さんの発言をまとめとしたい。

2001年にDV防止法ができた時には、被害者や子どもを「殺すな、死なせるな!」ということので、被害者を守る法律としてスタートし、加害者処罰もなかった。しかし、今私たちは、被害者が逃げ続けるような形では支援できないということがわかってきた。被害者が逃げ隠れして全ての権利を奪われるのではなく、加害者を追い出し加害者に責任を取らせる、そういう姿勢に転換させることが求められている。私たちは、女性たちが様々な暴力被害から解放されるためには、女性の人権法としての包括的な性暴力禁止法が必要だということで10年前から訴え続けている。

昨年、今年と、労働の分科会ができ、シェルターネットの理念をもう一つ次のステージに立たせるという確認ができたことは、非常に大きなことだと思う。ここ数年、女性に対する暴力や貧困、格差の問題、労働問題は、いろいろな支援の現場で取り組みが行われ、とくに安倍政権下の厳しい状況の中で、これでは女性たちは生き延びられないと声を上げてきた。今こそ、これまでの家父長制に基づく様々な法整備を抜本的に作りかえるというタイムポイントに来ており、それをやるのは、私たちと当事者しかいない。そのために、全国シェルターネットワークや女性労働の現場のみなさん、被害当事者と支援女性たちの力を一つにする時であり、女性たちが手をつないで、この社会や歴史を作りかえる準備を始めていかなければならないと思っている。

分科会A

A-4

性暴力被害者のための総合的支援システム

～被害当事者からみえてくる中長期的支援の必要性～

担当団体

ウィメンズセンター大阪

協力団体

性暴力救援センター全国連絡会

司会 高見陽子（ウィメンズセンター大阪）

発題者 加藤治子（NPO法人性暴力救援センター・大阪
SACHICO代表、阪南中央病院産婦人科医師）
雪田樹理（弁護士、NPO法人性暴力救援センター・
大阪、SACHICO代表）
高見陽子（ウィメンズセンター・大阪代表）
NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO
運営委員）

性暴力救援センター・大阪（SACHICO）加藤・雪田・高見からの報告、分科会参加のみなさんのご意見から、活字で報告できる部分の抜粋をします。秘密厳守の確認のもとに会場内が安心・安全な場となり、この場に居るからこそその想いを共有できました。

■加藤医師からの報告

2010年4月にSACHICOがスタートし、4年半がたちました。今までどこにも行くことができなかった被害当事者たちが、声をだすことができ、すぐに心と身体のケアができるように開設しました。2014年3月時点で17,173の電話件数。日曜祝日、夜間が半数。毎日、毎日、今死にたい、明日は生きていたくないという電話もあります。まさに、命を繋ぐための電話です。来所件数は2488件、再診率が高く、実人数は779人。レイプ・強制わいせつが466人で8割がレイプです。DV被害の方も年間20～30人。妊娠の危険性も高い状況です。妊娠し、シェルターで保護されたが、医療機関で同意書を要求されたが、居場所がわかってしまうと、また暴力をふるわれ、とても同意はえられない。急性期の72時間だけでなく、その時期を過ぎての来所も多く、母体保護法によって中絶できる22週直前にたどり着く人もいます。9名は産まざるをえない状況でした。466人中219人が警察に通報し、98%公費がでています。開設当時は

70%だったのが、その都度警察に被害を説明し、抗議もします。本人の意向により、証拠も保管し、後日提出することもあります。支援員が寄り添い、ご本人の希望によってカウンセリングは年間50人、弁護士を年間30人紹介しています。急性期の産婦人科診察のみならず、それからの生活支援におよびます。SACHICOで話せるところから話し、支援員が寄り添いながら、手術を決断されると入院、一か所で退院まで安心・安全を提供します。住居の下見、転居のお手伝い、役所の手続き、警察・病院・弁護士相談・裁判の付き添いなど次に歩み出すお手伝いをします。

■高見運営委員からの報告

要望があれば、そのあとも続く人生をウィメンズセンター大阪がサポートします。ゆっくりと、当事者が主役の自己表現・自己実現を形にしながら、自己肯定感を育てなおす当事者主体の自己決定の過程につきそうのです。そして、身体の変化や感覚を確認しながら、身体感覚を取り戻すプロセスにもつきあいます。当事者のオーダーメイドであり、個々に違って当然です。

DV被害で監視、監禁状態であり、GPSで監視されているなかで、警察に行ったことがわかったら、保護されずに返されたら、殺される。という恐怖感の中、妊娠、体調が悪いからと病院に行く、病院の中に救援センターがあつてよかった！診察室に夫は入れない。解離状態のなか、今

までに駆け込んだ機関で、時系列で話せと言われても言葉に詰まってしまう。でも、逃げたい、私の人生を送りたい。そんな彼女には、これからを考えられる安全な場の提供をします。

援助交際から風俗を紹介され、覚せい剤を打たれ、男に搾取され、幻聴・幻覚に苦しみ、自首。依存回復のグループに通う道で被害にあい、周りの人たちは助けてくれず、人間不信になり、日々の感覚を抑制するため、アルコールとOD、ギャンブル依存、セックス依存があり、台所の砂糖・塩・小麦粉など白い粉を見るとフラッシュバックに苦しみながらカウンセリングを続け、自分の外に出す作業をするなか、彼女の希望で自叙伝を執筆中です。

次回カウンセリングまでの合間の孤独感はSACHICOホットラインで寄り添います。

■雪田弁護士から法的支援についての報告

SACHICO協力弁護士として33名が登録し、うち3名が男性です。毎週2名が交代の当番制で、法的支援を希望されればSACHICOから事件の概要と相談内容を知らせてもらい、支援につながります。年間30件前後です。刑事事件として処罰をもとめたい、加害者に民事的な責任を問いたい、金銭賠償で責任を問いたいなどです。職場の中で働き続けるための交渉、職場の環境を整えたいと様々です。当事者の希望にそっての支援をしていくなか、法律上の壁もあり、弁護士がいくらがんばっても法律上の勝利が難しい場合もあります。法的な知識をお知らせし、立ち足る困難を理解したうえで意思決定をしてもらう。法廷ではなく、弁論準備室でお互いの主張書面を出したり、証拠を提出したりの手続きをしますが、被害者自身が出頭しなくてもよいように手続きをします。被害者が行くことが困難であれば希望により、支援員と弁護士で参加し、状況を把握しておく。ご本人にフィードバックすることで、ご自分で起こした裁判の状況を理解できるサポートも必要です。

当事者の意に反する性的な行為が性暴力被害だと捜査機関が受け付けてくれないことや、被害時年齢が13歳以上の場合には暴行・脅迫が必要で、

膣に男性性器を挿入した場合のみ強姦になっている。13歳未満については、暴行・脅迫が不要で強姦が成立します。しかし、加害者の認識で13歳以上にみえたということで不起訴になってしまった事例もあり、児童福祉法違反やその他の法や条例によってしか処罰されないこともあります。性暴力救援センターとして、法的支援を続けるなか、刑法の強姦罪規定をはじめとする性犯罪の根本的な法制度の改革の必要性を強く感じます。裁判所と協議のうえで法廷ではついたてを設置して、加害者である被告とは直接あうことは避けるし、裁判所への出頭もかちあうことのないような形にしたり、控室を特別に準備してもらったりの準備も弁護士がします。私たち弁護士は法廷で闘いますが、精神的なサポートができる訳ではなく、被害者に寄り添う支援員や長年に渡るカウンセラーの存在は不可欠です。

■分科会ご参加の方から

差別の構造を変えていく必要がある。支援してくれる人、安心できる場があって、差別は認めないぞという人たちのこんな集まりが必要。

総合的支援を必要とする人たちのための関係機関のケース会議の必要性が確認できた。

支援スタッフの負担と一定力量の確保が課題。

今まで、とりあえず話は聞きますがという対応の機関が多いなか、SACHICOのような対応をしていきたい。

国・公的機関で思うのは、年齢が低い被害者に対する意識の薄さ。現場の実態、意識をヒアリングなど、直接意見を届ける必要性をかんじる。女性の活用といいながら女性の人権に関心がない。各地から集まってくださったみなさんと有意義な、そして、私たちは一人じゃないと確認できた分科会でした。

性交することが自分にとって本当にリスクがないのか？リスクもわかっての同意なのか。安心・安全な環境や関係での同意か。自分の身体を知り、大切に思える教育の充実がなされたうえの同意なのか。 来年、このシェルターシンポジウムでは「真の同意とは」をテーマに一緒に考えたいと思います。

分科会 A

A-5

青年期・思春期の性虐待・性暴力被害 当事者をどう支える？ パート2

～シェルター・専門機関のネットワークの構築に向けて～

担当団体

NPO法人 さんかくナビ

協力団体

株式会社ウィメンズカウンセリング京都

社会福祉法人 婦人保護施設いずみ寮

司 会 貝原己代子 さんかくナビ

長安めぐみ さんかくナビ・群馬大学講師

報 告 小郷 香 さんかくナビ

発題者

井上摩耶子（特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング
学会代表理事・（株）ウィメンズカウンセリング京都代表取締役）

横田千代子（社会福祉法人 婦人保護施設いずみ寮 施設長）

薬師寺 真（倉敷児童相談所 子ども相談課 初期対応班長）

■はじめに

本分科会は、昨年度から「青年期・思春期の性虐待・性暴力被害当事者をどう支える？」を継続テーマとして議論を深めてきた。第1回目は、デートDVの被害者支援の最前線である産婦人科の医療機関や子どもシェルター、公的相談機関などから、若年の女性や子どもたちの被害の深刻な現状が語られた。そして、回復において、何より途切れない長期の支援が不可欠であること、そのためにも、息の長い支援をいかに持続するかが議論された。岡山の取組みが示すように、DVシェルターを核にキーパーソンが「当事者を真ん中に置いた洗濯機の渦」のような流れを作り、専門性の異なる優れた支援者を開拓し巻き込んでいくこと。立場の違いを非難せず、緩やかに長く繋がりを続けていくこと。その中で、任せられる信頼関係が構築されることが、参加者からの共感を持って確認された。

第2回目となる今回は、サブタイトルに示すように、シェルター・専門機関のネットワークの構築に主眼を置いて、それぞれの発題者から、当事者主体の性暴力被害者支援のあり方について発言があった。長年の経験に基づく豊かな支援の実践が語られる中で、改めてネットワーク構築について示唆された。参加者からは、もっと聞きたかったという感想が多くあった。

■発題1

井上摩耶子〈ウィメンズカウンセリング京都〉

井上氏がかかわった殺人事件の裁判の事例を通して、性暴力被害女性が「被害者としての加害」行為に至るまでの過程が詳しく述べられた。加害者による被害者の心理的な監禁状態が長期的に続く中で、重篤な被害を受け続け、力・脅し・餌によるマインドコントロールを受け「孤立無援な状態」となった被害者の女性が、今度は交際中の第3者の男性の共犯者となり、加害者の男性を殺害してしまった真相が説明された。

被害女性は、若年時にストーカーや集団強姦の被害に遭ったが、「心のケア」を受けることがなかった。その傷つきが契機となり、自暴自棄な思いで危険性の高い性産業を選び、男性たちに性的な搾取を繰り返されながら、生き延びてきた。検察側と弁護側では、被害女性の事件関与への見立て（ストーリー）がまったく異なっていた。

専門家証言として井上氏が、被害者の殺人に至るまでの心理的な分析を行った事例である。被害者でもありながら加害者となった女性が、裁判を通してかかわった井上氏に対して「もっと早く会い（ケアし）たかった」と語ったというエピソードは心を打つ。

井上氏は、性暴力被害者の目に見えない「心」の問題に対して、ケースワーク的援助のみに終

始してしまっている現行の被害者支援の問題点を指摘した。そして、このような社会的状況を変革するために、行政、警察、医療、法、教育、民間のカウンセリングやシェルターなどを繋ぐ、「性暴力被害者支援センター」を真ん中に据えた「連携ネットワーク」の構築が急務であると訴えた。また、被害者へのカウンセリングや精神科治療、シェルターなどのきめ細やかなセーフティネットの構築が求められるとまとめた。

■発題2

横田千代子〈婦人保護施設いずみ寮〉

婦人保護施設の入所者の女性を中心に、性暴力被害の中を生き抜いている女性の事例、生き様がデータとともに熱く紹介された。

「売春防止法」「DV防止法」「人身取引対策行動計画」の3つの根拠法に基づく婦人保護施設では、重篤な被害に遭った女性たちが、長期に渡り生活している（暴力の経験者は全体の約7割）。

男性による搾取と暴力を受け続けてきた女性たちにとって、施設の安全な暮らしと施設職員の果たすケア役割は大きい。生活という臨床の中で、いかに丁寧に個人を尊重してケアしていくかが課題になっていると横田氏は述べた。

トラウマを抱える被害女性にとって、施設職員がどのように聴いてあげればよいのかは、大きな問題だ。入所者は、生活史による生きづらさから、施設内でも様々な問題を起こし、職員は「またやったのか」と現象だけを見てしまいがちである。いずみ寮では、最近、井上氏のような心理の専門家や精神科医にケアの一環を担ってもらうようになった。施設が全部のことを担わなくても、専門職と繋がって一緒に入所者を受け止めていくことが出来るようになった。

横田氏は、同意のない、自己の性感覚を侵害されることは全て「性暴力」であり、身体的暴力のみならず、精神的、社会的に、生命を左右するほど深く他者を傷つける暴力であるという。「他者が人の人生を奪う、自分を生きることが奪われる」などの事実を放置するわけにはいかないと訴えた。

求められるネットワークとして、「活動の一体化」、被害者を真ん中に据えた「支援形態の構築」、被害を受けた女性たちが専門的なトラウマケアを受けられるワンストップセンターなどの「医療との連携」、「官民一体となった女性支援」、出会いから見守り続ける支援の継続と当事者のニーズに見合った支援のあり方の重要性を述べた。

■発題3

薬師寺 真〈岡山県倉敷児童相談所〉

薬師寺氏は、児童相談所（以下「児相」という。）で、日々、子どもの安全確認や保護の業務を中心に担う初期対応班の班長である。薬師寺氏は、多くの子どもたちは、家庭内で起きている暴力を「自分のせいでこんなことが起こっているのではないか」とあれこれ不安に感じている。そのため、子どもたちには現状やこれからの見通しを具体的にわかりやすく説明することが大切であり、時間や場所を共にする中で聞こえる子どもたちの本当の声は、支援を考える上でとても大切な意味を持つという。

岡山県児相における平成25年度の心理的虐待対応件数147件のうち約3割に「身体的なDVあり」があり、今年度は急増している。その背景には、警察からの通告（DV相談の同伴児通告）の増加がある。また、女性相談所へのDV相談の同伴児童数も増加しているとの報告があった。

現行の制度では、母親と子ども、養子縁組をしていない再婚相手や交際相手の男性が生活している世帯で虐待があった場合、親権者が母親であれば、直接母親が加害していなくても、適切に子どもを監護できていないと判断され、虐待者は母親とされている。それは子どもが受けた被害が性的虐待でも同様である。その解釈は虐待の実態が伝わらず、解決に繋がらないため、国が責任を持って見直すべきであると訴える。

性的虐待を受けている子どもの支援には、同性親（とくに母親）によるサポートは欠かせない。同性親に加害者というレッテルを張らず、協働して子どもの支援を展開していくためには、児童福祉の実践者がDVの視点に立って家庭内の関係構

造を把握し、虐待を評価することが重要であると主張する。そうすれば、暴力的な環境下で「加害者と子どもが同一化」して母親への暴力に繋がること、「母親と子どもが同一化」して暴力を受容するなどの実態がわかるという。

岡山県児相が実施した性的虐待の調査結果によると、被害のピークは13歳～14歳であり、3年以上も続くものが4割となり、相談の端緒も子ども自身からのものが多いことも報告された。

薬師寺氏は、虐待やDVの予防を目的に高校生を対象とした講演をすることがある。そこで「みんなが自分の暮らしや家族に満足しているわけではない。それで傷ついたり、傷つけられたりすることも多く、劣等感も強く持っているかもしれない。だが、そんな気持ちや経験をたくさん持った人は、虐待を受けている子どもたちの本当の声が聞ける人になれる。児相と一緒に支援の輪に加わってほしい。」と伝え、高校生の目が輝き、多くの反応が寄せられたという。

また、講演に出向いたことで、実際にある高校生がDV被害を受けていた母親を救出し、相談に来ることもあった。支援する側に当事者性のある人を巻き込み、豊かにネットワークを広げていくことが求められると最後にまとめられた。

■報告 さんかくナビ 貝原己代子・小郷 香

岡山での「性暴力被害者救援センターの支援体制を考える準備会」が発足された経過と現状の説明がなされた。2004年にNPO法人さんかくナビを立ち上げ、DV被害者支援事業を展開してきたが、その中で、性暴力被害者の支援体制づくりが少しずつ進められてきた。性暴力ワンストップ支援センター全国連絡会等、全国の先進的な支援センターとの連携を深めながら、今、性暴力被害者支援センターの設立に向けて、民間シェルタースタッフ、諸々の立場の相談員、医師、臨床心理士、国際ソロプチミスト、弁護士、女性議員、公的機関の職員等、様々な立場の人が集まり、性暴力被害者の相談支援体制と自立に向けての支援体制を作るための学習を展開している。

■分科会の感想から

・内容の深い話の数々をありがとうございました。ただ少し時間が短かったと思います。地域での支援の遅れがとても感じられてなりません。このようなシンポを通じて、その連携を広げて行けることを願っています。

・現場で日々当事者に向き合われる講師の方々の話しは深い学びとなりました。どの講師も共通しておっしゃった「被害者が直面する問題は社会の問題」という考え方には、改めて背筋が伸びる思いでした。

■まとめに

性暴力被害を受けた女性たちが抱えるトラウマは、長期にわたり支援が必要である。報告されたたくさんの事例が示す通り、性暴力被害による深い傷つきが契機となり、当事者はさまざまな困難を抱え、再被害に遭うことも多い、横田氏の指摘する「他者が人の人生を奪う、自分を生きることが奪われる」厳しい現実がある。被害者に支援者が早期に出会い、ケアを届け、長期に支え続けていける仕組み作りが早急に求められる。井上氏や薬師寺氏のような専門家に出会えることも重要である。当事者が「自分が悪いのか」と孤立無縁になったり、「もっと早く会いたかった」と後悔したりしないためにも、しなやかで緩やかな専門機関の連携を進めたい。

文責：コーディネーター長安めぐみ〈群馬大学〉

報 告 当日は配布資料として、岩手大学男女共同参画推進学生委員会〈Gesco〉がデートDV予防啓発のために作成したパンフレット『いい恋してますか?』が紹介された。今後の活動支援費にと、参加者より多数のカンパが寄せられた。協力者の皆様に心より感謝申し上げます。

分科会A

A-6

DV・性暴力がもたらすトラウマと解離

～解離を当事者の立場と

支援者の立場から読み解く～

担当団体

NPO法人レジリエンス

協力団体

博多ウィメンズカウンセリング

司会 NPO法人博多ウィメンズカウンセリング

樫木 京子

発題者 NPO法人レジリエンス

中島 幸子 西山 さつき

■はじめに

本日は一般的に話されている解離の他にも、中島幸子さん自身が体験されていることを中心にお伝えします。また解離する状況にある中島さんの横で、それがどのように見え、どのように対応しているかを西山さつきさんからお伝えします。解離の症状を持つ当事者の方たち、そばに寄り添う方たちがどのようにしていけばお互い理解し合えて良い関係を築けるのかを考えていきます。(司会 樫木さん)

私自身暴力の被害経験があり、解離やPTSDなど様々な症状があります。しかしその症状を抱えて生きるのは可能であることを伝えていけたらと思います。世の中にある様々な障害をただの違いとしてお互いをOKだと思える社会を、私は目指したいと思っています。(中島)

私たちは何らかの被害経験のある人のことを「輝ける力を持っている人」という意味で「☆さん(ほしさん)」と呼んでいます。今日もその言葉を使っていきます。(西山)

■解離とは

解離とは、トラウマとなるようなとても辛いことがあったときに、自分から自分を切り離して、自分の感覚が圧倒されないように守るという、人間の非常に高機能な反応でもあります。しかしトラウマを経験した人だけが解離をするのではなく、毎日同じ道を通って家に帰る時に考え事をしながらでも帰れる事も解離の1つです。私たちは

誰でも解離を経験したことがあると思います。何か非常に恐ろしいことを経験したときに解離をし、その時のことを何も覚えていない、またはトラウマ体験の記憶が自分を上から見下ろすような記憶になっていることも解離です。このような危機的状況に起こる解離を繰り返していくと人格が分かれていく可能性が出てきます。それを「解離性同一性障害」、略してDIDと呼んでいます。以前は「多重人格」と言われていたものです。解離は非常に幅の広いものになります。(西山)

■解離性同一性障害をどうとらえるか

私自身が「解離性同一性障害(DID)」を抱えています。しかしDIDの☆さんはそれぞれ違います。私の話はひとつの例と考えて下さい。社会では解離を障害としてとらえ、障害については偏見や差別があります。しかし障害というとらえ方だけではなく、解離は生き延びるための術だととらえることが重要です。(中島)

■DIDはどのくらいいる？

アメリカの統計ではDIDの☆さんは人口の1%から3%と言われています。決して少なくありません。統合失調症の割合も1%で、同じくらいですが一般社会で、統合失調症という言葉は、ほとんどの人が聞いたことがあります。解離性同一性障害という言葉を見たことがある人は、ほとんどいないはずです。DIDは決して少なくないにも関わらず社会に知られていない状況です。(中島)

■どうしてDIDになるのか

書籍や研究から、また私自身の経験や様々なDIDの☆さんと接してきた中で分かっていることは、DIDの☆さんは繰り返されるトラウマを経験しています。多くが、子どもの頃に経験しています。中でも性虐待が非常に多いです。必ずしも虐待だけに限らず、入院を繰り返さなければならなかったという場合もあります。その子にとって「死」という強烈な感覚を何度も何度も繰り返し感じさせられる経験をした人たちは、DIDの☆さんになる可能性が高くなっていきます。生まれた時からDIDの☆さんという人はいないのです。遺伝でもありません。

そう考えると、自分がDIDだと言うことはどれだけ勇気があることかが見えてきます。DIDだと言った瞬間に、自分の経験がそこについてくるわけです。(中島)

■私がDIDになったのは

私は11歳で海外に転居し、言葉や人種、環境、すべてが変わった事に大きく戸惑いました。自分がどう過ごせばよいか分からない日々の一つ一つのことに私は圧倒されていきました。その中で生活をしていくために想像の世界に飛んでいき、それが解離の入口になったと思います。その数年後にあのようなひどい暴力を経験していなければ、私は多分DIDにはなっていなかったでしょう。DIDになるのも、様々なパターンがあると思っています。(中島)

■DIDにはどんな人格があるのか

DIDの☆さんすべてに当てはまるわけではありませんが、多くのDIDの☆さんには下記のような人格の組み合わせがあります。

1 身体の年齢と見合っている人格：その人が中心、コアとなる人格かもしれませんし、そうではない場合もあります。

2 攻撃的な人格：周囲の人を攻撃することもあるれば、自分自身に攻撃性が向き、自傷行為をしたり、たえず自分にダメ出しをすることもあります。

3 子どもの人格：成長の過程の中でトラウマが何回も繰り返された場合、その年齢でストップする人格もあります。トラウマを経験した年齢が5歳であれば、その人格の精神年齢は5歳のレベルかもしれません。

4 トラウマを抱えている人：トラウマの記憶を抱えている人格です。「死にたい」「人生を終わらせたい」と感じていて絶望感に苦しむ場合もあります。

5 スーパーパーソン：とても優れた能力を持っている人格です。

6 人当たりの良い人：社交的で人間関係を上手くできる人格です。

何十人の人格がいる☆さんの中には、身体的には女性でも男性の人格がいたり、身体的には男性でも女性の人格もいることがあります。人格というよりもパーツがいるという人もいます。不思議なことです。その人が生き延びるために必要だと思った人格やパーツが自分の中で作られていくことが多いのです。(中島)

■周囲の人との関係性 (西山)

このような人格の仕組みを周囲の人もDIDの☆さん自身も理解することは、とても意味のあることです。例えば攻撃的な人格に攻撃をされ、後日攻撃的な人格以外の人格にその事を話しても、その人格は覚えていなかったり他人事のように「それは大変だったね」と話すかもしれません。そういった事で関係が上手くいなくなるかもしれません。しかしDIDの仕組みが分かれば、お互いの状況を理解することもできるのです。

そしてこのような人格のパターンを知っておくと、自分が関わるクライアントさんがDIDであることを見抜きやすくなり、対応もしやすくなるかもしれません。

■DIDの症状

現実と現実でない世界の違いがわからなくなって苦しんでいるDIDの☆さんはとても多いです。複数の人格が自分の中で話しているときに声がたくさん聞こえてきて、それが周りの人たちが話し

ている声なのか、自分の中の声なのかが分からなくなったりもします。

自分が水の中や霧の中にいるような感覚になったり、周囲がぼんやりとしか見えなくなったり、目の前にいる人が遠くにいるように感じたり、全てが歪んで見えることもあります。自分の想像で歪んでいるのか現実なのかがわからなくなり、混乱することもあるかもしれません。地面が安定していない、揺れていると感じる時には、本当に地震で揺れているのか、自分の感覚だけが揺れているのかが分からなかったりもします。(中島)

支援をする側は現実について「ここは現実ですよ」と伝えることも、ひとつできることです。「この声は現実？」と聞かれたら「私には聞こえないから現実ではないのでは？」と言うような対応ができます。メールで現実の確認をするDIDの☆さんもいます。「現実ですよ」と返事を書いています。そういった確認が何度でも安全にとれる環境がDIDの☆さんにとっては大事です。水の中や霧の中にいるような状態の☆さんたちは、外からみて動きが緩慢になっていたり、歩き方がふらふらして危なっかしいことがあります。「足にちゃんと力いれないと危ないよ」などと声をかけることで今の状態にも気づけるのです。(西山)

睡眠障害を抱えている☆さんも多いです。夜にトラウマを経験した人たちにとって夜は恐ろしい時間になり、身構えている必要があったりもします。悪夢がひどい☆さんは、寝るのが怖くなるかもしれません。(中島)

体のどこかの感覚が分からなくなる人や急に言葉が話せなくなる人もいます。☆さんたちはそういった時にどうすれば良いかを工夫していたりし

ます。例えばお風呂の熱さが分からない時は、感覚がわずかに残る片方の肘で温度の確認をしたり、しゃべれなくなったら筆談に切り替えるためにいつもペンとノートをすぐに出せる様にするなど、自分のシステムを理解すれば工夫して対応することができるのです。(西山)

■DIDの☆さんたちに必要な環境

人間は基本的に、どこかに自分の居場所があってほしいと思うものです。私の存在はこのままでOKだと感じられる場所がある方が楽に生きられると思います。しかし「あなたは違う、あなたは障害者」と排除されるような対応をされたら、逆のことが起きます。また、DIDの治療をおこなう際、統合が必ずしも目標ではありません。統合したい☆さんもいれば、統合を目指していない☆さんもいるからです。私の場合、複数の人格が1つの体をシェアする中で、その複数の人たちがより良いコミュニケーションが取れ、自分なりのより良いシステムを作っていくということを目的にしています。

少しずつ周りの人からの情報を聞くことによって自分の中の感覚が変わり始めると、記憶の共有につながることもあります。

またDIDの人たちが自分を整理する中で、アートセラピーは有効な方法かもしれません。言葉で説明することが難しいシステムを絵で表現できる場合があったりするからです。DIDの☆さんにとって、どの治療や対応がうまく働くかはその人によって違います。☆さんが様々な選択肢をもてるような環境が整っていくことを願っています。(中島)

分科会 A

A-7

アジアのシェルター運動に学ぶ

～いま、アジアのあちこちで、DVシェルター運動が
もりあがっています～

担当団体

NPO法人フェミニストサポートセンター・
東海

協力団体

アジア・女性に対する暴力研究会

司会 北仲 千里

(フェミニストサポートセンター・東海)

発題者 紀恵容 (勵馨基金會・台湾)

■ はじめに

日本よりも前からDV法を制定しているアジアの二つの国で、活発に活動する民間団体のお二人に、国のDV対策の実情、また各団体の活動について、お話をいただきました。

1. 台湾

まず、台湾のGarden of Hope Foundation (財団法人 勵馨基金會) は、大規模に政府から、シェルターなど被害者支援を委託されている団体。

台湾では、以下のように関連各法が続々と成立している。

1997年 性暴力犯罪防止法

1998年 家庭暴力防止法

2005年 セクシュアル・ハラスメント防止法

このうち、家庭暴力防止法では、児童、高齢者虐待、DVなど同居家族のあらゆる虐待を対象としている。各県市がDVセンター設置し、「113」ダイヤルに電話をしたら24時間対応。また、民事保護命令(緊急・暫定・通常)も日本よりも種類が豊富で、同時に刑罰としての家庭暴力罪、加害者更生プログラムも位置づけられている。

(1) 勵馨基金會の紹介

1980年代半ば、未成年セックスワーカー反対運動に参加し、1988年、被害に遭った少女のための施設「勵馨園」を設立。

・支援活動とキャンペーン、社会への問題提起を

一体化して実施

- ・キリスト精神に基づき、青少年の権利と福祉に関する組織などの新組織を構築
- ・全国で12個の事務所があり、53の支援サービスを提供する部署がある。
- ・シェルター、カウンセリング相談、就業支援、女性のエンパワーメントなど、様々な活動をしている。
- ・430人ほどのスタッフがおり、有償である。
(うち直接支援スタッフが69%)
- ・2013年は3.6億台湾ドル(約14億円)の収入、約半数が寄付、44.5%は政府からの補助金。



(就業訓練でクッキー作り)

(2) 支援における新たな課題

- ・暴力の形態が多様化し、関係性も複雑化しているため、支援対象も多元化している。
- ・被害者が福利厚生に依存する傾向もあり、自立できるような就業支援を実施



(たくさんの若いスタッフ達)

2. マレーシア

DV法1994年制定、1996年施行。2011年改正(保護命令、損害賠償、カウンセリング。アジア初のDVに関する包括法の制定。)

(1) マレーシア社会はマレー系、華人、インド系、先住民の多様な民族によって構成されている。宗教に関してもたくさんあり、最も多いのはマレー系でイスラム教徒である。

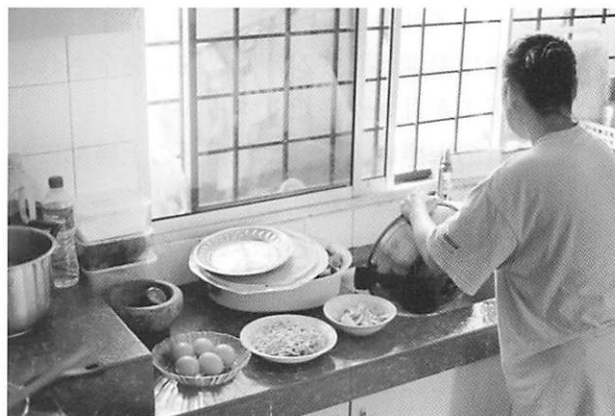
(2) WAO (Women's Aid Organization 女性支援組織) はマレーシアの虐待女性のためのシェルターを開いた初めての団体 (1982年)。

①WAOのシェルター・支援活動

- ・シェルターには毎年約150人の入居者がいる。
- ・電話相談は毎年1500人の相談がある。
- ・5つのベッドルームと事務所。1つのベッドルームに1家族ということは必ずしも実現できていない。2家族同居ということもある。現在は、20人の女性と15人の子どもが利用。
- ・被害女性がWAOのシェルターに来ると、まずソーシャルワーカーがケースを受付け、どのような問題があるのかを整理し、個別的支援と社会的アドヴォケイトを組み合わせる。1ケースにつき、1人のソーシャルワーカーがつく。1人当たり5-6ケースを担当する。全部

で7人のソーシャルワーカーがいる。電話相談、面談相談のどちらにも対応。裁判所への同行も行う。1年間かかるケースもある。

- ・シェルターに来る女性は、DV被害女性だけではなく、外国籍の女性もいる。外国籍で結婚してマレーシアに来ている女性、外国籍女性の家事労働者、人身売買の被害者の女性も来る。
- ・シェルターには管理人がいないので、入居女性が順番に台所でご飯を作ったり、掃除をしたりと交替制で運営している。
- ・寄宿舍のように子どもたちだけで居住することもできる託児センターもある (その間母親は経済的自立をめざす)。



②WAO運営にあたってのフェミニスト哲学

- ・WAOでは、シェルター利用者のことを「inmate、施設に入所している人」という言い方ではなく、「居住者 (resident)」という言い方をする。なぜならそこに住んでいるから。
- ・居住者である女性たちと毎週ミーティングを開き、食事や掃除の当番を決め、彼女たちにとって過ごしやすい場所づくりをする。
- ・彼女たち自身は、シェルターに来ること自体で非常に大きな決断をしているので、自分たち自身でこれからどういう方向に進んでいくのかということを決めてもらう。WAOなどの団体が上にあって、彼女たちが下にいるということではなく、対等な存在。
- ・ソーシャルワーカーにとって非常に重要なのは、女性たち全員がそれぞれパワーを持っているということを認識すること、平等に敬意をもって接するということ、彼女たち自身が語っ

たストーリーを完全に信じること。彼女たち自身は警察などに行って話しても信じてもらえなかった経験をしているので、WAOでは彼女たちを信じるところから始める。

- ・被害女性にとっては、暴力の中に住むということにも勇気がいるし、そこから出ると考えること、子どもたちを連れて出ていくということを考えるということだけでも勇気がいること。
- ・被害女性が警察や社会福祉局に行ったとき二次被害を受けるので、ソーシャルワーカーの役割は、彼女たちの問題を問題として捉えて、暴力から逃れてもいいのだということを伝えること。

③マレーシア社会とDV対策

- ・保護命令は原則として24時間以内に発令されるが、時折1か月かかったりする。
- ・警察の対応が悪い場合は、警察署の上層部に対して対応改善の働きかけをする。
- ・警察はDV相談の統計を出したがない。「DV率が高いという統計が出てしまうと、観光客減につながる」と言ったりする。警察に対して働きかけをすることは非常に大切だが、難しい。

④社会を変える

WAOは被害女性の保護だけではなく、法制度の改正に向けた活動も行っている。ホットラインやシェルターに来る女性たち自身の声から学び、政府に変革の必要性を訴えている。

■まとめ

どちらの団体も、個別ケースの支援活動だけでなく、同時に社会への問題の提起や、啓発活動を大きな活動の柱の一つとしていたところも印象的でした。女性の話を信じ、エンパワーを応援するのだという立場も共通していました。

また、台湾では法律も日本よりも充実しているばかりでなく、民間シェルターのスタッフが支援

の担い手として、政府から財政的な支援を得て、職業としていけるところが、非常に印象的でした。

アジア・女性に対する暴力研究会メンバーは、このシンポ後も台湾とマレーシアの訪問調査を行い、制度やシェルター活動などについて、引き続き、詳しく調べています。将来、その報告が発表できるかと思っています。

なお、今回、お二人を日本にお招きするにあたり、北九州市のKFAW（（公財）アジア女性交流・研究フォーラム）から助成金をいただきました。感謝申し上げます。

（紀さんと Ivyさん）



WAOは、もっと幸せで安全な人生へと女性をエンパワーします。「不安なく眠れる。」「私には権利があるんだとわかった。」「私を信じて話を聞いてくれてありがとう。」

（WAO活動紹介ビデオより。Youtube上で公開）

分科会B

B-1

性暴力禁止法の制定に向けて

～DV・性暴力被害者のための法整備～

担当団体

NPO法人全国女性シェルターネット
全国事務局

司会 遠藤 智子（社会的包括サポートセンター）

発題者 衆・参国會議員、地方議會議員

協力団体

性暴力禁止法をつくろう ネットワーク

参加者 約100名

参加議員 神本美恵子（民主）、浮島とも子（公明）、福島みずほ（社民）、石丸典子（山口県議）、ビデオレター参加福山哲郎（民主）

昨年同様、会場をいっぱいにする参加者の熱気が、性暴力禁止法の制定をのぞむ機運の高まりを感じさせる分科会でした。

土方聖子全国女性シェルターネット共同代表からの開会挨拶のあと、支援現場からの報告というかたちで、ワークショップが始まりました。

報告1. DV被害当事者の支援現場から（全国女性シェルターネット 近藤恵子）

DV防止法の第三次改正が6年がかりで実現し、同時に、2000年の法制定以来、初めてストーカー規制法の改正が実現しました。しかし、被害実態は軽減されることがなく、むしろ、官民の支援格差、自治体間の支援格差が拡大しています。また、子どもの性虐待や若い女性たちを直撃する性暴力被害の深刻な現実も浮かび上がってきました。日本はいまや、性暴力大国の様相を呈しています。

10回大会のアピール採択から、包括的な性暴力禁止法の制定をめざす運動をすすめてきたのは、DV防止法やストーカー規制法、児童虐待防止法など、個別の法律運用だけでは救えない膨大な

被害者の存在が明らかになっているからです。性暴力という女性・子どもに対する犯罪規定を明確化し、被害当事者の回復支援と、加害者処罰のシステムを一日も早くつくりあげなければなりません。

安倍総理は、すべての女性が輝く社会の実現を国内外にアピールしています。あらゆる性暴力被害から、女性たちが自由になることによってしか、女性の人権の確立はありません。いま、ここで、暴力被害に苦しみ、生き死にの境をさまよっているたくさんの被害当事者の声を、法制定につなげていきたいと思います。

報告2. 性暴力裁判支援の現場から（性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表 周藤由美子）

性暴力・性犯罪にかかわる裁判は、バックラッシュともいえる困難な状況が続いています。

2009年には、電車内で痴漢にあった女子高校生が、積極的な回避行動をとらなかったという理由で、最高裁は加害者に無罪判決を言い渡しました。2010年の山形地検は、「刃物をみせたり服を破る」などの行為が確認できなかったとして、集団強姦事件を不起訴としました。

また、2011年の千葉強姦事件では、キャバクラに勤めていた女性が「殺すぞ」と脅されて強姦されたにもかかわらず、「通行人や交番に助けを求めなかった、わずかな抵抗で拒むことができたはず」という男性独自の「経験則」から、最高裁は

無罪判決を言い渡しています。

同じく2011年の大阪地裁は、初対面の17歳の少女を3人の男が集団強姦した事件で「少女が誰とでも簡単に性交する軽い女性だった」として無罪を言い渡しました。この事件は、高裁で逆転有罪となっています。

2014年には、鹿児島地裁で、ゴルフ場経営者による準強姦事件で初めて強制起訴された事件が無罪判決。同年、東京高裁は、千葉地裁で有罪判決のたて強姦事件で、被害を受けた中学生が加害者と別れた後も公園で眠り込んで強い抵抗を示さなかったという理由で逆転無罪としました。

あげればきりがありませんが、強姦神話に彩られた法廷で、理不尽な暴力被害からようやくの思いで訴えた女性たちが次々と魂を殺されているのです。

性暴力を根絶するための基本法が必要です。刑法、民法をはじめ、関連する諸法律を整備し、国際社会からの要請にこたえることが、何よりも急がれます。

報告3. セクシュアルハラスメント（パープルユニオン執行委員長 佐藤香）

採用直後から上司の継続的なセクハラ被害にあり、精神障害を発病して退職した当事者のケースを紹介します。労災申請を行ったものの「恋愛関係だった」として不支給決定がされ、審査請求、再審査請求ともに却下されました。本人は重いPTSD症状のため日常生活もままならず、障害年金でかろうじて命をつないでいます。しかし、加害者は何の責任も負わず、栄転しました。現在の法制度は、被害者は自力で回復せよ、できなければ死んでもかまわない、といっているようなものです。

職場の性暴力犯罪セクハラの労災申請は、新基準ができてから若干増えましたが、申請数の5割が却下されています。雇用均等室に寄せられるセクハラ相談は約1万件であるのに、労災の申請数は圧倒的に少ないのが現状です。労災申請に非協力的な雇用主も多く、申請しても、労働局の審査官や労働審査会の委員、担当医などの理解が不足

しているために適切な対処をされることがありません。労働者が職場の性暴力被害によって仕事を失い、社会復帰の道を絶たれている現状をふまえ、「自殺・鬱対策の経済的便益の推計」にならない、「セクハラ被害者の経済的便益の推計」を実施し、社会的損失を可視化することが必要です。セクハラ被害者にとっても、専門性のあるワンストップ支援センターの設置が求められています。

報告4. 被災地の現状（盛岡女性センター）

被災後3年を経過して、被災地では性暴力被害が増加しています。内閣府の被災地女性相談事業や、よりそいホットライン、もりおか女性センターの相談事業、被災沿岸地域の支援事業のなかから、その実態が明らかになってきました。

地域の復興、再興は遅々として進まず、仮設住宅でこのまま死ぬしかないのかという人々が放置されています。数にならない災害死者は増加するばかり。狭い仮設で外出もままならず、閉塞感のなかで将来への不安を抱えたまま、高齢者や障害を抱えた方々、病弱な人々、経済力のない人々が置き去りにされています。

最近では、沿岸部被災地での性暴力被害相談が増えてきました。街灯もない真っ暗な道を下校する女子中学生や高校生などが、復興建設労働者に声をかけられ、暴力被害にあっているのです。復興のために働いてくれている人だから、断ったりできない、という声もききました。ていねいな訪問面談や夜回りなども実施する必要があります。もりおか女性センターは、センターの使命としても、現地の性暴力被害者に寄り添っていききたいと考えています。

参加議員からの提言

【浮島とも子議員】

公明党は、DV防止法制定時から、女性に対する暴力の根絶については、常に、先頭にたって闘ってきました。一定の成果もあげています。ストーカー規制法の改正についても、党をあげて力を尽くしました。与党の立場からも、この問題については積極的に役割を果たしていきたいと思いま

す。

【福島みずほ議員】

性暴力禁止法をつくりましょう。これは、DV防止法制定時からの課題・宿題でした。ワンストップ支援センターの設置については、内閣府の概算要求で5000万円を計上しています。病院拠点型にしたいということで厚生労働省にも補助金などだせないかとはたらきかけていますが、なかなか難しい。法律ができれば、子どもの対する性暴力の解決もできると思います。なんとか取り組みたい。

法務省の刑法の見直し検討会では、角田由紀子弁護士と連携したいと思います。47都道府県にセンターを設置することが当面の目標です。厚生労働省関連では、セクハラガイドラインを都道府県につくらせることを考えています。女性の健康支援法、派遣法、暴力に関するさまざまな課題に取り組めます。

【神本美恵子議員】

民主党の副代表になったが、執行部に女性は1人。男女共同参画部長になったので、女性政策をブラッシュアップし、あらゆる暴力を禁止する法律を検討していきます。まず、超党派の議連を。それが難しければ勉強会の呼びかけ人を募っていきます。女性議員のネットワークでセクハラ被害アンケートを実施したところ、ひどい実態が明らかになりました。党としてもセクハラ指針をつくるべきだと思っています。

その後、会場からは、ワンストップ支援センターは病院拠点型でなければならない。公訴時効の見直しをはかってほしい。人工妊娠中絶の際に夫の同意が必要となっているが、DV被害者の場合はそれができない、刑法堕胎罪の配偶者の同意事項の廃止を求める。など、活発な意見交換が行われました。

分科会B

B-2

移住（外国人）女性と子どもの自立支援

～シェルターからみえる現状と課題～

担当団体

NPO法人女性エンパワーメントセンター福岡

協力団体

移住労働者と連帯する全国ネットワーク・
女性プロジェクト司会 松崎百合子（女性エンパワーメント
センター福岡）発題者 田中沙織（公益財団法人山口県国際
交流協会）李 善姫（東北大学東北アジア研究
センター）

支援員（女性の家HELP）

運営委員（W・Sひょうご）

■はじめに

まず、司会である女性エンパワーメントセンター福岡の松崎百合子から、シェルターネットの中でも移住女性への支援を積極的に行っている団体は少なく、支援団体間のネットワーク形成を目指してこの分科会を設けたとの趣旨説明があった。その後、5名のパネリストからの報告があった。



1. 山口県国際協会・田中沙織「山口県における移住女性の現状と課題について」

県内には約13000人の外国籍住民が存在し、日本語講座の支援、通訳料負担の医療サポート、無料相談窓口といった支援を行っている。

外国語での対応ができる職員が常にはいないこともあり、多言語対応の難しさを痛感しているが、「やさしい日本語」での対応を心掛け、外国籍住民が直面する壁をなくそうと努力している。

今後の課題としては、定期的な相談体制を確立させ、外国籍住民への周知を広めること、日本語教室もまだ少ないため、外国籍住民の居場所・ネットワーク作りを目指している。

2. 難民支援協会・鶴木由美子「難民問題とシェルター」

日本での難民申請者状況として、申請数3260人中認定を受けるのは6人に過ぎないこと、申請するには数百枚もの書類を準備する必要があり、生活手段もないまま数年もの待機期間を過ごさなければならないことが報告された。特に、彼らは生活保護申請もできないため、住む場所や食べ物もなく、ホームレスのような生活をせざるを得ない者も多く、住居支援・自立支援の重要性が指摘された。

女性については、夫だけが収容されて、仮放免となる母子の存在や、ホームレスとなった女性の妊娠問題を取り上げた。その対策として、避妊プログラムを実施し、性に関する知識を広めている。

3. 東北大学東北アジア研究センター・李善姬 「移住女性のシェルター利用について—アンケート調査から見えるもの」

シェルターネットに加入している民間シェルターに行ったアンケート結果をまとめると、24団体中過去2年間に移住女性を受け入れたのは17団体、利用者数での割合は14.29%であった。そのほとんどは公的機関からの委託や紹介で、公的に支援しきれない部分を民間に任せる傾向が強いことが明らかになった。

移住女性支援の必要な資源として「多文化ソーシャルワーカー」の養成と法的制度的基盤が必要であること、家族や友人もおらず、相談する場所も分からない場合は、「暴力をふるう夫のそばが居場所」となってしまうことも指摘され、言葉の壁や社会そのものが女性たちの権利を奪っていることを痛感する報告だった。

4. W/Sひょうご・松代東亜子「外国籍女性と子ども支援—シェルターから垣間見えること」

1999年から兵庫県で活動を行い、その中で外国籍であるがゆえに日本人とは質の異なる困難さ（文化や言語、在留資格などが複合的に絡み合う）を抱え、その構図は見えづらく、解りにくい、だからこそ女性自身DVから抜けづらいことを報告した。今後の課題として、多言語での相談機関の増加、行政への通訳費用予算化、アジア女性への

差別や偏見をなくすことがあげられた。

5. 女性の家HELP支援員・坂間治子「外国籍女性と子ども支援—シェルターから垣間見えること」

外国籍女性の利用者数は近年横ばいで、全利用者数に占める割合は40%前後である。その一方で、自治体の財政が縮小され通訳予算化ができない、支援を受ける要因が生活状況ではなく在留資格となっている、10代の入居者増加、入所理由が日本人と同様（人身売買・DV・居場所なし）になってきているという状況の変化について報告された。今後は、外国にルーツを持つ子どもたちへのケアや再被害予防のためのプログラムに取り組む必要があることが提言された。



分科会B

B-3

民・官・学連携プロジェクトを通した
子ども支援の実際

～「他者信頼」と

「健康な境界線の引き方」をテーマとして～

担当団体

NPO法人FTCアドボカシーセンター
(FTC)

協力団体

早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター
山梨県都留市、NPO法人ダルク女性ハウス

司会：千野洋見 (FTC)

発題者：当事者数名、平川和子、鈴木れい
(FTC)兵藤智佳、松澤ゆかり (早稲田大学)
佐藤洋 (山梨県都留市産業観光課 学
芸員)

1. NPO法人FTCアドボカシーセンター(FTC)

FTCからは、2004年に始まった夏合宿から、今回の秘密基地プロジェクトに至るまでの経緯、概要、協働実施の良さと難しさ、「他者信頼」と「境界線」のテーマについて説明し、子どもたちの様子や変化について、2つの事例を挙げて報告した。また、プロジェクトに子どもを参加させた母親が、子どもの様子や変化、プロジェクトに対する感想とコメントを述べた。

2004年に始まった夏合宿は、シェルターを退所した母子を中心に、様々な団体や支援者に助けられながら実施してきた。9回目の夏合宿が終わった2012年、今までの形式で行う夏合宿に一区切りをつけて、子どものみを対象にした「秘密基地プロジェクト」を開始した。DV家庭の子どもたちが抱える「境界線」と「他者信頼」をテーマに据え、早稲田大学、都留市、ダルクと協働で2年間にわたり実施した。各団体が持つ違いや強みを互いに認め合い、活用したこと、また協働で行う際の課題は、事前学習やMLの活用、振り返り等を重ねて乗り越えたことを報告した。

「他者信頼」と「境界線」については、具体的に2人の子どものケースを紹介した。母親を心配し、顔色をうかがっていた子どもが、自信満々に「学校に行っていない僕にもわかるように教えて」とスタッフにゲームの解説を求める様子や、幼少時から父親不在により男性との関わり方がわ

からない子どもが、男性スタッフに受け止められることを通して、笑顔で遊ぶ様子を報告した。

最後には、参加した母親からは、男の子が思春期にさしかかり、自分だけでは十分に対応できず、父親的な関わりを必要としているところに、男性スタッフが、その役割を果たしてくれたエピソードが語られた。回を重ねるごとに他の子どもたちとの距離が縮まり、宝の山から帰ってきた時の子どもの顔がイキイキとしてきたとのこと。「夫の元を離れてから、人を信頼することができなかったが、『真心』ってあるんだな」という感想を聞くことができた。

もう一人の母親(ダルクスタッフも兼任)は、自身の生育歴を語るとともに、子どもと離れて暮らしているために、育児に自信がなかったが、スタッフとして少し離れたところから子どもがノビノビと遊んでいる姿を見て、自分ができないことを補ってもらっている安堵感を持ったと述べた。

当事者が発する生の声に会場が静かに聴き入り、プロジェクトの成果を共有することとなった。

2. 早稲田大学

早稲田大学からは、官・民・学の三団体で子ども支援を実施する際における「大学生の役割とそれを支援する大学」という視点から発表を実施した。まずは、実際に活動した大学生から活動に際

して大学生が果たす役割や大学生だからこその可能性を伝えた。大学生は大人よりも子どもと近い関係性を築くことができ、その「斜め」の立ち位置から子どもの様子を観察することができる。大学生の行動力と体力は、遊びをメインとする子ども支援活動においては有用でもある。一方で、彼らの力を生かすためには、大学生が子どもに与えるリスク、またそれを回避するために周りのサポートが必要である。そして、この点において宝の山の取り組みでは、支援職の大人スタッフが当事者の子どもと大学生スタッフにとって活動しやすい環境を作り出していたことを指摘し、これをサポートの成功例として紹介した。

それらを踏まえた上で、発表では、大学生ボランティアのモチベーションや活動への期待について説明し、専門支援職の対応やサポートの仕方について提案を行った。さらには大学生自身が支援活動体験から考えたことや自分自身の変化について語った。自分本位で支援活動に取り組んでいる大学生も変化し、初めは支援の意味を理解していない大学生であっても経験の中で方法と意味を学んでいる。そのためには支援職の人たちから得る経験・知識が重要であることを述べた。

続いて、「大学生が社会へ貢献するために果たす大学の役割」という立場から早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンターの教員が発表を行った。近年、大学生による社会活動が注目されている背景には、大学が教育や研究のみならず地域に貢献することに対する社会的な認識の高まりがある。また、大学生の学びの方法論に関しても座学だけではない現実社会で「当事者と出会うことの重要性」が叫ばれており、暴力被害を受けた子ども支援はその一つの実践として位置づけられてきた。

しかし、大学生が現場で行動するためには、「受け入れてもらう組織の理解」「送り出す大学側の努力」が必要であり、そのことは簡単ではな

い。子どもの事故や健康に対するリスクについても十分な事前準備が求められる。今回のプロジェクト実施も時間をかけて築いてきた組織やスタッフ個人の信頼関係と事前学習や事前ミーティングの積み重ねの中で実現したことであった。

3. 山梨県都留市宝の山

山梨県都留市は、FTCやダルクのような民間団体や大学を受け入れる際の工夫・困難等を紹介した。特に「対応の試み」や「スタッフ間の連携ならびに受容度合い」、「新しい森林管理スタイルの研究成果と課題」を切り口として報告した。

「対応の試み」では、スタッフが子どもの自主性を尊重し（他者信頼）、「とりあえずやってみることも、とりあえずやってみないこと」もOKとした。最大の収穫は「やらなくていいという選択肢をもてる」という安心感を共有できたことである。

「スタッフ間の連携ならびに受容度合い」については、圧倒的に活動現場を支配した「番長」の気配を消すことの意義（境界線）を学んだ。

「新しい森林管理スタイルの研究成果と課題」については、不登校や引きこもりなどの子どもや保護者に対する考え方や、子どもたちの心身の異変に気づくスキルを身につけることができた。また、本プロジェクトの実施と成果が、地域課題の解決の糸口となり、今後の方向性を導いてくれた。

質疑応答では、山梨県職員より「周辺地域の支援はしてくれるのか?」「地域間連携はどう図ればいいのか?」「本プロジェクトのようなプログラムの近隣自治体への提供は可能か?」という質問が出た。プログラム提供は可能であるが、当施設は受入専門機関ではないので、現地スタッフや団体スタッフ等との連携が不可欠であると回答。シンポジウム後、2015年4月より貧困やDV被害の子どもたちの支援プロジェクトが決定した。

分科会B

B-4

男女間でしか起きない？
DV・性暴力と「多様な性」～性別のバリアを超え、
「多様な性」に対応できる支援体制づくりを～

担当団体

NPO法人全国女性シェルターネット 本部

協力団体

NPO法人共生社会をつくるセクシュアル
マイノリティ支援全国ネットワーク司会 原 ミナ汰（NPO法人共生社会をつくる
セクシュアルマイノリティ支援全国ネット
ワーク）発題者 ステファン・ラル（いくの学園）、浜口ゆ
かり（高知ヘルプデスク）、宇佐美翔子
（RC-NET、共生ネット）

■はじめに

近年、女性の性被害やDV防止は社会全体で取り組むべき課題である、という認識がようやく広がってきた。そして、女性支援の裾野が広がるとともに、「男性である」、「女性でない」、「LGBTである」など、多様なジェンダーやセクシュアリティを自認する人々が、親密な関係において暴力や性被害を受けていることも徐々にわかってきた。しかし現在の支援対象は、旧来の家父長制支配の枠内に収まりやすい「異性愛で、かつ性別違和のない女性」しか想定されておらず、支援もその域を出ないことが多い。一例として、日本では、2013年にDV防止法の適用対象が、同居のパートナーにまで広がったものの、「DVや性暴力は男女間のみの問題」という思い込みが心理的障壁となり、同居の同性パートナーへの適用が進まない。本分科会では、必要としているすべての人に、この法律を確実に届けるためにも、同性パートナーからの暴力の相談データや事例を出し合い、その対応を検証した。また、今後の取り組みの第一歩として、あらゆる性別に対応できる支援体制の基本要件を出し合った。

1. 発題者からの問題提起：LGBTの受ける性/暴力被害の状況と支援のあり方

大阪、高知、青森とそれぞれの場所で、性暴力やDV被害も含めたLGBT支援を実践してい

る人々に発題をお願いし、現在までの支援状況や制度的な不備などを発表していただいた。

- (1) まずはステファン・ラル氏（いくの学園）が、現在の日本でのシェルター運営におけるジェンダーバリアの問題点を指摘した。具体的な事例を挙げて、LGBT支援にあたって可能だった部分と難しかった部分を挙げてもらった。（資料参照）
- (2) 続いて浜口ゆかり氏（高知ヘルプデスク）が2014年8月に高知に発足したばかりのLGBTシェルターも含めたケア施設「こなつはつと」の設立経緯と、現在までの利用状況、そしてこれからの展望を発表。LGBTって誰のこと？LGBTの性被害の支援ニーズが果たしてあるのか？そんな周囲の疑問に答えながらの運営であるが、高知県内のいくつかのNPO法人や社会福祉協議会の理解も得て、電話とメール相談を中心に面談、希死念慮の軽減、心理的ケアを実施し、親との軋轢の緩和、就労支援を始めているとの報告があった。
- (3) 3人目の宇佐美翔子（RC-NET、共生ネット）は、サンフランシスコで運営されているオールジェンダーシェルターの報告と、青森での実践を共有した。サンフランシスコの施設は多層階施設で、各自のアイデンティティを保てるような空間的配慮があった。そ

のうえ、利用者各自の違いと共通項について相互理解が深まるよう、利用者間ミーティングを常に実施していたという。青森では、駅前に開いた居酒屋風カフェの店内で性被害や暴力防止の講座を実施する様子を紹介し、様々な方法でメッセージを届けることの重要性を挙げた。

2. 性暴力被害者支援で可視化されてきたLGBTの性被害、暴力被害を数字で見ると

発表者：原 ミナ汰

(1) 電話相談に寄せられた性暴力やDV被害の傾向

2012年3月に始まった24時間365日の電話相談事業「よりそいホットライン」には、DV性暴力の悩みを聞く女性専門回線とともに、セクシュアルマイノリティの悩みを聞く専門回線がある。寄せられる相談は全体の約4.5%を占め、女性相談にも匹敵する数字である。性別統計は、法的性別と性自認の両方とっており、相談者のおよそ4人に1人(24.8%)は、男性(M)か女性(F)かの男女二元論におさまりきれない多様な性自認(X)である。他回線に比べて10代、20代の若者が多く、トランス女性の被害が特に目立つ。相談内容としては、子ども時代の性暴力被害、親きょうだいからの虐待、ジェンダーを理由とした学校でのいじめ、職場でのジェンダーハラスメント、同性パートナーからのDV・ストーキング、自傷、希死念慮、パートナーの自死、ひきこもり、加害の怖れなど、多岐にわたっている。対応としては、電話による30～60分の相談のほか、折り返し通話、面談、同行支援、地域のNPOや公的機関との連携によるメール支援、面談などを実施している。

(2) 海外の最新統計で、性的指向別のIPV、性暴力被害率をみる

アメリカ保健福祉省疾病管理予防センター(CDC) 2014年9月5日発表の「親密なパートナーならびに性的暴行に関する全米調査報

告書(National Intimate Partner and Sexual Violence Survey)」と、同2013年発表の性的指向別の被害実態調査結果を紹介した。上述の全米調査は、調査協力者の属性を聞く際に、性的指向の設問を入れた初めての調査として2010年に実施されたものだ。異性愛女性/男性、バイセクシュアル女性/男性、同性愛(レズビアン)女性/(ゲイ)男性の統計がわかるN=16000の電話調査である。ランダム調査であるためトランスジェンダーの人々も一定程度含まれるであろうが、性同一性(性自認)に関する設問はないため、統計には現われない。

結果を見ると、加害者の性別は大半が男性。異性愛男性/異性愛女性の性被害率を基準にすると、レズビアン女性は同程度かやや高く、バイセクシュアル女性/男性及びゲイ男性の性被害率が顕著に高かった。IPVに関しては、異性愛男性/ゲイ男性に比べ、バイセクシュアル男性の遭遇率が顕著に高かった。また、アフリカ系、ヒスパニック系に被害の偏りがみられ、同じ国でもセクシュアリティや出身民族によって、安全性の水準が大きく異なっている。

- (3) 以上の統計を参考にして、男性被害者、LGBT被害者の実態について検証し、LGBTを含めたあらゆる性別の被害者を見落とすことなくケアするには、どのような制度設計や設置基準が望ましいかを考察した。日本でも似たような傾向があると仮定すれば、バイセクシュアル女性のうち「女性」カテゴリーに収まりやすい人は、現在は相談員に性的指向の話をしないうま支援を受けている可能性が高い。シェルター機能としては、緊急避難の他に、これまでの生き方の棚卸し作業ができるという利点があり、これは今後の再被害防止に不可欠であるが、そのためには、利用者各自が自分の性的アイデンティティの悩みについて話しても大丈夫、受けとめてもらえる、と感じる相談支援体制が必要だ。これまでの「人類皆異性愛」という現実離れした前

提では、的外れな対応は避けられず、相談票上の性別聞きとり項目から始めた「多様性仕様」の相談支援体制の構築が急務である。

また、現在公的シェルターでの対応が難しいとされている男性被害者については、日本では未だDVや性被害において「男性被害者は少ないか、ほとんどいない」と信じられているが、ゲイ・バイセクシュアル男性に限れば、被害率はより大きいと思われる。またトランス女性・男性は、さらに大きな暴力にさらされている可能性があるため、一刻も早い対応が求められる。

3. 最後に、フロアの皆さんとともに、日本におけるすべてのジェンダーを包摂できるシェルターもしくはケア施設の要件は何か、について意見交換をした。標準的な運営基準(SOP)までは確定できなかったが、いくつかの重要なポイントが挙げられた。(資料参照)

■まとめ

7～8年前から、LGBT対応の相談・支援・保護事業について、様々な提案をしてきたが、今回の分科会は、その中でももっとも充実しており、参加者が「多様性仕様のシェルターづくり」の必要性を真剣に考え、共通目標がみえてきた感がありました。今後も毎年このテーマを発展させて、「オールジェンダーなシェルターづくり」のワーキンググループが作れるまで、続けて行きたいと思っています。本分科会の発題者、参加者の皆さまはもちろんのこと、この機会を提供して下さった全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口実行委員会事務局及びNPO法人山口女性サポートネットワークの皆さまに深く感謝します。

(参加者 70名)

▶ 性的指向別、パートナーからの暴力(IPV) 遭遇率

F 女性	L レズビアン	B バイセクシュアル	H 異性愛女性
IPV	4.4%	6.1%	3.5%
M 男性	G ゲイ	B バイセクシュアル	H 異性愛男性
IPV	2.6%	3.7%	2.9%

- ▶ なかでも、バイセクシュアル女性の5人にひとり(22%)、異性愛女性の10人にひとり(9%)がパートナーからのレイプに遭っている。

性暴力によっては、異性愛女性や異性愛男性に比べて、レズビアン女性、ゲイ男性、バイセクシュアル女性、バイセクシュアル男性の被害遭遇率のほうが高い場合もある。

L女性 8人にひとり(13%)、B女性 2人にひとり(46%)、異性愛女性の6人にひとり(17%)がレイプ被害に遭っている。

F 女性	L レズビアン	B バイセクシュアル女性	H 異性愛女性
レイプ被害一般	1.3%	4.6%	1.7%
	214,000人	150万人	1900万人

G男性 10人中4人(40%)、B男性 2人に1人(47%)、異性愛男性の5人にひとり(21%)は性被害に遭っている。

M 男性	G ゲイ男性	B バイセクシュアル男性	H 異性愛男性
性被害一般	4.0%	4.7%	2.1%
	110万人	90万3千人	2100万6千人

LGBTがありのままでいられるシェルターとは？

▶ 日本の現況

- ▶ これまでもシェルター利用者の中にLBTはいただろう(ただ言い出せないだけで)
- ▶ スタッフの中にもLGBTは確実にいる(オープンにできないだけ)

ところが

- ▶ カミングアウトすると、途端に使いにくくなるのはなぜか？

LGBTシェルターの役割と利用対象者の再定義

通常のシェルター利用者：

婚姻関係にある配偶者、事実婚者

快復モデル：危険を回避したうえで社会復帰する予定

LGBTは：

- ・周囲からLGBTと想定されていない
- ・つきあっていることを、誰にも言っていない
- ・自分の属性を隠すのが当たりまえ、という生育環境なので、SOSが出せない
- ・カミングアウトすることで、周囲から否定的な反応をされてきた
- ・一時的に生活を建てなおしても、再び居づらい社会に戻っていかねばならない

フロアからのコメント LGBTシェルターの最適な形とは？

- ▶ 性自認の揺らぎ、発達障がい 性別違和に気づく
- ▶ 自分を愛することの難しさ
- ▶ LGBTの相談が果敢ない、DV被害のSOSをどこに出しているのだろう
- ▶ デートDVのプログラムを開発 同性間暴力の話を 拒絶反応ある
- ▶ CAPプログラム こわい秘密は隠してもらおう おかしいことではない、と知らせる
- ▶ 女装趣味です、という相談者への対応をどうすればいいか
- ▶ 教育現場であっていい違い、あっていけない違いを学習
- ▶ 国民健康保険でいま対応を検討している
- ▶ 同性間DVの一言で救われた、という言葉で考えさせられた、社会が強化していないと

分科会B

B-5

児童虐待とDV被害の子どもたち

～私たちはどう支援したらいいか～

担当団体

NPO法人女性サポート大阪

協力団体

G.Planning文京、G.Planning

暴力防止教育研究会

ビデオ工房AKAME

司会 木村民子（G.Planning文京）

発題者 松下千代（NPO法人女性サポート大阪）

柳川眞佐子（G.Planning）

■はじめに

当団体は、日頃の支援活動からDV家庭に育つ子どもたちへの支援が不足していることを痛感しています。母親による児童虐待は深刻で、背景にはDVが隠れていることも多く、DVを目撃して育った子どもたちは成長の過程で心身に深刻な影響を受けることが指摘されています。

こうした子どもたちへの早い時期からの支援は緊急課題であるにも関わらず、保育や学校現場では暴力防止のための教育は実施されていません。私たちはすべての子どもたちが公費による公教育で、専門の教育を受けた教員から、学ぶことが必要だと考えています。

今回の分科会では、まずDVを受けた女性の支援を行っているシェルター運営者のケース紹介、母子ともに夫から逃れた母親の体験談など事例を紹介しました。また、韓国・ニュージーランドの先駆的な暴力防止教育プログラムを解説し、その中で韓国の小学生向けアニメ教材及び暴力防止教育研究会が開発した本邦初の幼児向け教材のアニメの2作品を上映しました。

日本ではまだ十分に行き届かない、DV家庭の子どもたちや児童虐待の被害児への支援について、参加者との意見交換をいたしました。

（参加者 約100名）

■発題者の報告

1. 「DV被害者の母親たちの悩みにつきあって」

松下千代 NPO法人女性サポート大阪

支援の現場から、DV被害者5人のケースをあげ特に子どもたちに、具体的にどのような影響が表れるかを報告しました。

2歳の幼い子どもも父親の暴力を学習しているケースA。母親の虐待で4歳の男児が児童相談所に保護されたケースB。このケースでは8歳の女兒に父親からの性虐待がありました。高学年になった子どもが友達と別れることを嫌がり転校を拒み、母親と対立したケースC。ケースDでは子どもの不登校、ケースEでは教育費の問題です。どのケースも、母親は子どもたちが暴力を容認せず非暴力で生きるように育てたいと頑張っています。DV家庭で育つ子どもたちの問題を一緒に掘り下げて学んでいきたいと思っています。

2. ビデオ上映『自分をとりもどす』

制作：ビデオ工房AKAME

エンドウノリコ/ビデオ工房AKAME

DVD『自分をとりもどす』は、DV被害者の体験談を集めたものです。その中から、今回のテーマにあわせてみるとさんのお話を上映しました。加害者である夫が子どもに対してどのような態度をとったか、子どもがどのような対応をし

たか、今も悩んでいることなど率直に語っています。

3. 「児童虐待とDV被害の子どもたち～私たちはどう支援したらいいか～」

柳川眞佐子/G.Planning

松下さんの事例報告およびみんとさんのお話を受け、DV家庭で育った子どもについて、NPO G.Planningの研究内容を報告し、韓国と日本のDV防止教育ビデオを上映し説明しました。以下概略です。

(1) DV被害と児童虐待

平成16年の児童虐待防止法の改定で、子どもの目の前で家族への暴力は児童虐待であると明記されました。平成25年度の全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、7万3765件（速報値）です。これは統計を取りはじめて毎年増加し、児童虐待防止法施行の前年平成11年度の約6.3倍となっています。

虐待の種類別では身体的虐待に次いで心理的虐待が増加しています。その中でも、子どもの目の前で家族に暴力をふるういわゆる面前DVは年々増加しています。虐待者別では実母が57%と最も多く、次いで実父が29%となっています。子どもの年齢構成別では、小学校入学前の子どもの合計は44%で高い割合を占めており、早期の暴力防止教育の取り組みが必要なことがわかります。

(2) DV家庭で育つ子ども

DV家庭の7割に児童虐待があり、7割以上の子どもが親のDVを目撃しています。DVを受けている母親からの子どもへの虐待は、そうでない女性の2倍の確率です。

子どもは学校や保育園、幼稚園ではけんかはいけない、暴力はいけない、小さい子をはじめではいけないと教えられますが、家庭では暴力が支配し、意見の対立を言葉で解決するのではなく、暴力で解決することを学んで

います。子どもが最初に出会う大人によって暴力のモデルが示され、暴力の学習が始まります。

特に男児に、暴力的な行動をとるなどの影響が高くなること、DV家庭で育った子どもは、成人後、自分のパートナーに対して暴力をふるう可能性が高いと言われています。

DVが社会的に重大な問題であるのは、DV家庭で育った子どもへの影響ばかりではなく、暴力の再生産、世代間連鎖をもたらしことです。

(3) 子どもへの暴力防止教育

このような子どもたちに対して教育はどう対応しているのでしょうか。

日本では、NPO G.Planningが平成17年に実施した関東近県の485市区町村教育委員会へのアンケート調査によると、小学校での暴力防止教育は、いじめ等の一般的な暴力に関する知識や情報が中心で、家庭内でのDVや児童虐待はほとんど取り上げられていないこと、各教育委員会では、早い時期からの予防教育の必要性を認識していることが確認できました。

また、NPO G.Planningは設立当初からの海外研修で、アメリカ、韓国、ニュージーランド、フィンランド、ノルウェーなどの先進事例を視察してきました。今回はそのうちニュージーランドと韓国の取り組みを紹介しました。

4-2. ニュージーランドの取り組み

KOS (Keeping Ourselves Safe) プログラム —あらゆる暴力に対する自己防衛プログラム—

- ・1987年より、将来起こりうる犯罪の防止として、ニュージーランド警察青少年教育機構、教員支援機構、教員養成カレッジにより共同開発された。
- ・ニュージーランドでは学習指導要領にあたるものがないので一律ではないが、2006年当時75%の学校で実施されていた。
- ・無料

(当日資料より)

4. ビデオ上映と解説

(1) DV防止アニメ教材『トハの夢』を上映

製作：韓国女性ホットライン（NGO）

NPO G.Planningは、平成16年の韓国視察研修で『トハの夢』を入手しました。

内容は、DV家庭で育つ小学校高学年のトハの悩み、苦しみを描いたものです。一見何も不自由のない家庭の中での父親から母親への暴力、イライラを妹や友達にぶつけてしまうトハ。夢の中でモンスターと化した父が溶けたあと、出てきたのはトハ自身でした。

暴力の世代間連鎖や妹の赤ちゃん返りなどDV家庭で育つ子どもの心理がよく描かれています。最後にトハは担任の先生に助けを求めます。

(2) 『ママのばんそうこう』を上映

製作：NPO G.Planning

私たちは、『トハの夢』を参考に、幼児教育や社会保健学、幼児心理学などの専門家と共に幼児・低学年用アニメ教材『ママのばんそうこう』を作成しました。

内容は、幼児向けに動物の世界にしました。くまちゃんの家ではパパがママに暴力をふるっています。保育園でのくまちゃんの様子を心配したカンガルー先生の働きかけで、くまちゃんは家庭でのDVを話すことができ、ママくまは先生に相談することができました。

上映後、幼児用の教材として作成しましたが、実際にはまだ使っていないこと、それは、これを見せた時の子どもたちの反応に対して、教育者、指導者側の体制が整っていないこと、そのための解説書、指導書を作成していることをお伝えして説明を終えました。

そのあと、2つのビデオについても含めて、参加のみなさんの感想をお聞きし、意見交換をすることができました。

意見交換では、助言者として暴力防止教育研究会代表で川村学園女子大学教授の内海崎貴子さんに登壇していただき、進行了しました。

参加者からは、子どもが1人で抱えこまないで先生など身近な大人に打ち明けることが大切だけれど、先生はどのように助言したらよいのか、解決方法まで描かれていないのはなぜか、などの質問を受けました。これに対し内海崎貴子さんが、解決する方法はひとつではなく、いろいろなことが考えられるので、一例を示すのをあえて避けたこと、解決方法を一緒に考える姿勢を示すことも大切だと答えました。

全体を通して、公教育における幼児からの暴力防止教育の必要性が喫緊であること、そのために大人が、一日も早く被害を受けている子どもたちに安全、安心な社会環境を作り出さなければならないという私たちの思いを共有できたと思います。



■意見交換とまとめ

司会 木村民子/G.Planning文京

助言 内海崎貴子/川村学園女子大学教授

分科会B

B-6

つながる 変える
女性・子どもに対する暴力のない地域に

～行政と民間団体との協働～

担当団体

NPO法人山口女性サポートネットワーク

協力団体

NPO法人DV防止ながさき

一般社団法人みもぎの会

司会 島田令子（NPO法人山口女性サポートネットワーク）
 発題者 田中洋子（長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター女性支援課課長）/悦 晴美（NPO法人DV防止ながさき）/浜田妙子（鳥取県議会議員）/須山和恵（山口県男女共同参画課課長）/中原正芳（宇部市人権・男女共同参画推進課課長）/小柴久子（NPO法人山口女性サポートネットワーク）

■はじめに

「長崎モデル」「鳥取モデル」を紹介しながら行政と民間団体との協働について考える。

■ 長崎県におけるDV被害者支援～NPOとの協働事業を中心に

【長崎県】平成19年4月に児童相談所、女性相談所等既存の5相談機関を統合し、「長崎こども・女性・障害者支援センター」を開設した。組織体制は総務課、こども・女性支援部、障害者支援部に分かれている。「女性支援課」は婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、婦人保護施設が属している。婦人相談員、女性支援担当CW、心理判定員、保育士、精神科嘱託医師などの多職種の職種から構成され支援を担当している。

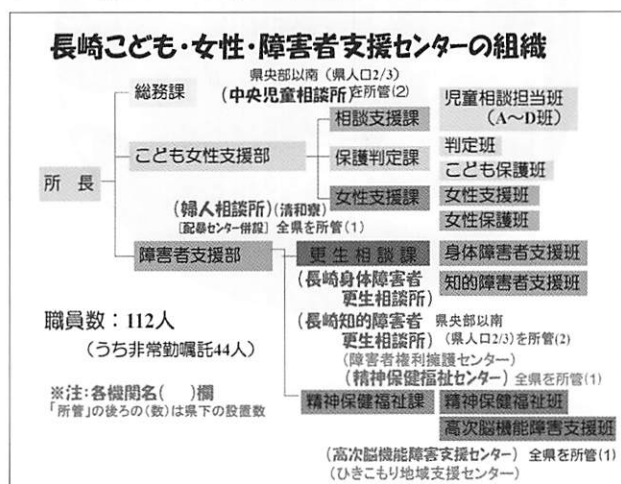
進するために、①相談から自立までの切れ目のない支援、②暴力を未然に防ぐための予防教育の充実、③民間団体（NPO等）との協働を重点化している。そこで、DV被害者の同伴児の学習面や情緒等にも配慮した長崎県独自の被害者の立場に立ったきめ細やかな支援対策がある。平成17年から訪問教育、平成18年から保育士の配置、平成21年から退所者等の就労支援、平成22年から屋内体育館整備、配偶者暴力相談支援センター機能強化事業、暴力の被害を受けた母子の心理回復プログラム支援スタッフ養成事業等を実施してきた。

一時保護所やステップハウス（県営住宅目的の外使用等）を利用している人には自立支援事業の活用を促し、入所中や退所後の母親や同伴児の心理回復プログラムを県とNPOと協働で実施している。

予防教育はNPOに委託している。

【NPO法人DV防止ながさき】

団体設立2002年、法人化2003年、活動内容は電話相談週4日、面接相談随時、その他の支援活動、啓発講座の開催、各種講座への講師派遣、若い世代への予防教育などを実施している。行政との関係は、長崎県のDV対策基本計画にある「きれめのない支援」の一環として、DV被害者の自立支援事業、DV予防教育指導者養成事業、母子並行プログラムの実施などを県と連携しながら実施している。予防教育は、県こども家庭課の



「第三次長崎県DV対策基本計画」では、被害者の立場にたった総合的な支援「長崎モデル」を推

他に、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、長与町、杵岐市といった自治体主催や各地の国際ソロプチミストの支援で行うことが増えてきた。

「DV被害者等の自立支援事業」は、一時保護所等を退所した後に、生活が落ち着くまでには、役所や病院、調停等への同行支援、託児、生活相談、サバイバーの居場所づくり等、長期間にわたるきめこまかな支援が不可欠ということが官民で認識され、NPOへの委託事業として開始された。官民連携の自立支援事業の特色として、以下の3点があげられる。

- ①情報共有の確認：支援希望者は県の紹介により、NPO委託の自立支援事業へ申込みをし、その際、県とNPO間での情報共有について同意してもらっている。一時保護期間中にNPOへ紹介し、退所後の支援につながりやすくする。県のDVセンターへの外来相談者も必要に応じてNPOにつなぐ。逆にNPO窓口への相談から自立支援事業につながる場合もある。
- ②サポート会議の定例開催：県職員、DVセンター職員、NPOスタッフで、毎月1回定期的に開催し、ケースについて情報交換している。必要な社会資源などの情報を県から得たり、他の行政機関との連携を県に依頼することも多い。
- ③不公平さ：行政は公平さを求められるが、民間はあえて公平さにはこだわらない支援（支援対象、回数、時間、期間等）を実施している。これは「NPOの文化を大切に」という県側の理解によっている。

■【鳥取県～DV施策日本一への継続～】

* 先行した民間活動とDV施策

DV防止法が出来るもっと以前1990年頃、性被害に遭った少女を安田寿子さんが自宅で保護したことをきっかけに、警察との連携が始まった。

当時、行政には宿泊を伴った緊急避難施設はなく24時間対応の個人活動は大きな力であった。次第に保護対象者が増え、女性支援者が増え、DV被害者支援『民間活動みもぎの会』の立ち上げと発展していった。

この活動が男性県議会議員の知るところとな

り、当時の片山知事につなぎ、現場が知られる中で、行政トップの理解が深まり、担当部長や課長の理解と協力も得られるようになった。

一方、社会は男女共同の機運が高まり、法整備が進み始め、男女共同参画基本法やDV防止法、県にはオンブズマン制度を盛り込んだ画期的な男女共同参画条例が制定された。この間、女性県会議員も増え代弁者の役割を担い始めた。この環境を背景に『みもぎの会』は条例や議員を活用し、DV被害者の現状を訴え、DV施策が次々打たれ始め、DV防止法への上乗せ横出し事業が増えていった。現在の平井知事にもこの姿勢は継承されている。現在のトータル支援費は年間7000万円を超える。

* 鳥取県施策の内容

民間団体支援の経験を生かした鳥取県独自のDV施策として

- ①相談段階：夜間電話相談、シェルター・警察への避難時のタクシー代補助、シェルター入所直前の医療費・入院費の補助
- ②一時保護段階：DV法対象外の恋人（DV第三次改正まで対象ではなかった）、親、きょうだいからの被害者保護費の負担、入所中の同行支援（交通費、運搬通信費助成）、通訳経費、託児支援費
- ③退所段階：退所後の自立支援のために借用する住宅の敷金と3か月分の家賃、ステップハウス運営委託費、同行支援、保証人の損失補償
- ④シェルターへの補助：家賃助成、夜間警備設備支援、畳替え、トイレ修繕等女性、ステップハウス取得費支援
- ⑤研修・啓発支援：スタッフ養成、相談員のスーパーバイズ、個別ケア体制整備、予防啓発ファシリテーター養成、外国人被害者支援員（通訳）養成等相談から自立支援まで切れ目のない支援を行政との連携で民間団体が現場対応を担っている。

■山口県内の取組

【山口県】

1. 山口県における配偶者等暴力対策

山口県では配偶者暴力相談支援センターを山口県男女共同参画相談センターに設置し、被害

者の相談・保護・自立支援等を行っている。

相談は下の表のとおりである。

電話	月～金曜日 8:30～22:00 土・日曜日 9:00～18:00	
面接 (事前 予約)	相談員による一般相談	月～金 8:30～17:15
	弁護士による法律相談	第1・3水 13:30～15:30
	医師による健康相談	第4火・金 14:00～16:00
	心理専門家のこころの相談	第2火 13:30～15:30

一時保護については、一時保護所における被害者等の保護を行っている。また、民間シェルター等への一時保護委託も行っている。

2. 関係機関や・団体等との連携・協働

①「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」設置

配偶者暴力に関する関係機関・民間団体相互の連携を強化し、相談の処理並びに被害者の保護及び自立支援を効果的に行うため、設置。

②「配偶者暴力被害者等自助グループ企画運営委託」（平成22年度～24年度実施）

自助グループの立ち上げ、自助グループ活動の企画運営、その他DV被害者の心理的ケアに有効な活動の企画運営を民間団体に委託。

③男女共同参画協働事業（平成22年～24年）

デートDVやDVについての啓発事業を民間団体と協働して実施。

④公益財団法人山口きらめき財団

きらめき活動助成事業を行い、民間団体の活動支援をしている。さらに、講師・アドバイザーの派遣や、デートDV教室、配偶者暴力防止講座の開催などの普及啓発事業を実施。

3. その他

女性に対する暴力根絶運動として、海峡ゆめタワー（下関市）等で11月12日（水）にタワーをパプル色でライトアップする予定である。

【宇部市】2008年に配偶者暴力相談支援センター（山口県内市町で唯一）を設置した。現在は、民間団体に業務の一部を委託し、相談機能の充実を図っている。関係機関等との連携として、民間団体を含んだ「宇部市DV防止支援ネットワーク」を設置している。また啓発事業として、市内の中学校・高等学校・大学・専門学校等でのデート

DV予防講座を開催し、民間団体からの講師派遣を行っている。さらに、民間団体が行うDV被害者の支援活動に対して助成金を交付し、民間団体の活動の充実を図っている。

【NPO法人山口女性サポートネットワーク】

2001年電話相談開始、2002年法人化とシェルター開設。活動状況は、相談事業（電話相談、同行支援、面接支援）、一時保護事業（行き場がなくなった女性と子どもの保護、警察・裁判所・行政・病院等への同行）自立支援事業（退所後あるいは難を逃れた女性への自助グループ、生活支援）啓発事業（DV講座・デートDV防止講座の講師、啓発のための講演会主催）を行っている。相談から一時保護、自立後の生活安定のために長い支援を切れ目なく行っている。10年近く関係性を持っていて、実家的存在になっている人もいる。

山口県や宇部市とは啓発事業や自立支援事業で助成を得てあらゆる試みをしている。

■まとめと課題

長崎県とNPO法人DV防止ながさきから「長崎モデル」について、鳥取県議会議員の浜田さんから「鳥取モデル」について、さらに山口県、宇部市のDV施策について発表を頂き、NPO法人山口女性サポートネットワークからの取り組み発表も行った。それぞれの県での様々な工夫と熱い活動状況が会場に伝わった。DV被害者の目線に立てば、行政の得意な分野と民間団体の得意な分野をうまくかみ合わせた支援体制ができることが切望される。しかし、行政には行政としての制約もあり、民間団体との連携には難しい問題がある。それをどう乗り越えるかは、行政・民間との創意工夫が必須である。民間団体も得意不得意がありA自治体でできたことが、必ずしもB自治体でうまくいくわけではない。両者双方が工夫・連携を図り、被害者にとって、安心安全で豊かな環境づくりへの支援体制が拡がり、深まっていくことを願って閉会とした。

分科会B

B-7

高齢のDV被害者への支援の在り方を探る

～恒例のDV被害者支援における官民協働体制の
構築と民間シェルターの果たす役割～

担当団体

S・ぱ～ぷるリボン

協力団体

久留米市男女平等推進センター

司会 河野 孝子（S・ぱ～ぷるリボン）

発題者 石本 宗子（久留米市男女平等推進センター）

榎尾 和枝（S・ぱ～ぷるリボン）

司会者の「今日、11月2日は、S・ぱ～ぷるリボンにとって記念すべき日で、まさに12年前のこの日に、高齢のDV被害者をシェルターに受け入れ、そこからS・ぱ～ぷるリボンの高齢のDV被害者支援が始まりました。」という言葉で始まった。参加者は約40名。

1 発題者からの報告

- (1) 久留米市男女平等推進センター 石本宗子
従来の施設入所を前提とした、高齢者虐待・高齢者福祉の枠組みだけでは対応に限界がある現状を見据え、被害当事者を明確にDV被害者と位置づけることで、シェルターを運営する民間団体と連携し、それによって多様な支援が可能になっている現状を報告。
- ① 久留米市における高齢のDV被害者への対応の主な窓口は、長寿支援課と地域包括支援センター（7か所）、一時保護を中心とする家庭子ども相談課、相談を中心とする男女平等推進センターである。
- ② 高齢のDV被害者対策の主な経過は、2006年に主に緊急避難とその後の落ち着き先に関する長寿支援課としての対応をまとめた「DV被害者支援対応マニュアル」を策定。続いて2013年には支援内容を共有するための「高齢のDV被害者支援対応マニュアル」を策定し、これらに基づいて取り組みを実施している。続いて2013年には支援内容を共有する

ための「高齢のDV被害者支援対応マニュアル」を策定し、これらに基づいて取り組みを実施している。

③ 高齢のDV被害者の現状と特徴に関する久留米市としてのとらえ方

高齢のDV被害者は、長い年月にわたりDVが繰り返されているにも関わらず、なかなか支援につながりにくい状況がある。DVに関する正確な情報が届いていないこともあるが、経済力のなさ、施設生活への拒否感や孤立への不安感、怖い、生きづらいつと感じながらもここまで我慢してきたのだからというあきらめ等により、動けない状況にあることが多い。また、周囲との様々なしがらみも重く、本人も周囲も、何とか生活ができている現状を動かし、変えることに消極的になりがちである。

一方、DV問題に関する啓発が進む中、自分のこれからの人生に限りがあるからこそ安全に暮らしたいと願ってようやく声を上げ、行動を起こしたり、周囲から発見され背中を押されて家を出てくる高齢のDV被害者も増えつつある。

従来は加害者と離れた後の生活は、高齢者施設への入所、または身内での保護という図式がほとんどだったが、人々の意識や生活様式の多様化により、地域社会の中で自立して生きることを希望する高齢者も増えている。

それぞれの状況に応じた支援のあり方が問われている。

このような高齢者を支援するためには、長年にわたるDVから離れる決断をして支援を求めてきた重みをしっかり受けとめること、相談から自立に至るまで、本人、支援者双方の一貫した安全確保・情報管理を徹底すること、関係窓口が連携し、可能な限り速やかに支援を組み立てること、自己決定を尊重することを大切にしている。

また、相談を受けるときは、問題点の整理と必要な取り組み、活用できるサービス等を、本人にわかりやすい言葉でゆっくり、丁寧に説明すること、加害者が高齢者だからと言ってDV状況を軽視しないこと、夫との関係の修復を勧めないこと、他機関を利用する必要がある場合は、本人了解の上、可能な限り相談を受けた者が、本人の事情と紹介の意図を説明し的確につなぎ、同行支援に努めること、関係窓口、機関との連携を密にして速やかに安全を確保し、その後の支援については、ケース会議をもちながら方向性を見定めることを確認している。

具体的な支援においては、問題点を整理し、支援方針を立てて提示して相談者の気持ちや意志を確かめ、とりくみの優先順位をつけて行動を支える。

主な情報提供の内容は、緊急避難に関する情報、保護命令申し立て手続き、別居後の生活等について、丁寧に具体的に伝える。

緊急一時保護については、相談者の状態に応じて行政、民間いずれでも可能なところに対応し、その後、関係者が速やかに集まり、加害者等の追及、相談者の意思、相談者の介護の要否や健康状態、身近な支援の有無等相談者の状態に応じてケース会議を行う。

(2) S・ぱ～ぶるリボン 榎尾和枝

久留米市男女平等推進センターからつながってきた高齢のDV被害者のうち、6つのケース事例を挙げてどのように支援しているかを報

告。

年齢は、80歳代まであり、家族関係、入所時の心身の健康状態、経済力、それぞれに事情が異なる。家に残してきた引きこもりの子どもを心配する人、顔に打たれた跡が残る人、ひどくつねられた跡がある人と暴力の後も痛ましい状態にある人もいるが、暴力・暴言、支配の相手は夫だけではなく、息子・孫娘とさまざまである。長い人生の中で、これ以上はそこでは暮らせないと、重い決断をして出てこられていた。

民間団体では、家を出てすぐの心細い気持ちに寄り添いながら、住宅確保に、生活保護申請に、弁護士との打ち合わせに、さまざまな行政の窓口にと、民間団体はどこに行く時も付き添う。結果的には高齢者特有の健康障害により入院を余儀なくされ施設に入所したケースもあるが、多くは、公営住宅、民間住宅に入居する形で退所する。シェルターで、それぞれの生き方をリセットして踏み出す。民間団体は、必要があれば、シェルター退所後も支援を続ける。夏の「花火大会を見る夕べ」や暮れの「自分にごほうび会」等の行事や、小物作りの「ぱ～ぶる工房」への参加の呼びかけもしている。

民間団体の一人ひとりに寄り添った支援と官民の協働により、健康の支障がない限りは高齢であっても一時保護後、地域で住居を設定してその後の生活を営んでいく。シェルターがあることで、多様な生活の選択肢ができ、一人ひとは老い向き合いながら自分の人生を生きていく。

(3) 質疑応答と意見交換

① DV被害女性のための民間団体がない自治体からは、団体の立ち上げ方の質問や、公営住宅のDV枠、ステップハウス、ワンストップ相談共通シート、個別のケースについての質問が出された。

② 相談員の方からは、高齢者のDV相談が確実に増えている、対策をしっかりとしなければという意見が出された。

③ 現在苦しい状態にある被害者の辛い発言もあった。

④ 「日本の男は生きているだけでDV、まして長生きすれば…」という参加者からの発言もあり、一同妙に納得する場面もあった。

(4) S・ぱ〜ぶるリボンに関わった当事者からの発言

最後に、12年前の11月2日（この分科会と同じ日）に家を出てその後シェルターに入所し、現在は、S・ぱ〜ぶるリボンの運営委員で、リサイクルショップ「おちトマト」の副店長として活動しているKさんが発言。（※おちトマトは、2006年から、DV被害者支援のための資金作りをしている店舗。久留米市男女平等推進センターが入っている施設の中で久留米市から無償で借り上げて営業）

12年前にDV状況から避難しシェルターに入所したこと、その後家を借りたものの、約1年間は、外に出るのも怖くて、痛いような孤独の中にいたこと、リサイクルショップに関わるようになり、社会との接点を見出したこと等を淡々と語った。

現在は、支援の傍ら趣味のカラオケを楽しみながらボランティアで高齢者施設を訪問されている等、自分らしい生き方を楽しんでいることを語った。

実はKさんは遺族年金受給のため頑張り、日本で最初に、夫と別居状態にあるDV被害者への遺族年金受給の道を拓いた人であることをスタッフが紹介すると、Kさんへ大きな拍手が送られた。

高齢のDV被害者のエンパワメントを共有し閉会した。

第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口

共同アピール

改正ストーカー規制法及び第三次改正DV防止法の運用が始まり、警察をはじめとする関係機関の取り組みがすすめられているにもかかわらず、DV・ストーカー被害の深刻さは軽減されることがありません。子どもたちをターゲットとする残虐な性暴力犯罪もあとをたたくず、性の商品市場で人生を奪われる若年女子の性暴力被害が顕在化しています。求められているのは、DV・性暴力から被害者の人権を守る法律の運用なのです。

会期中の国会には、「女性の活躍推進法」「女性の包括的健康支援法」が上程されています。私たちは、これらの法案に、女性に対する暴力の根絶およびリプロダクティブライツ・ヘルスの視点が明文化されていないことに強い懸念を覚えます。現政権は「女性の人権を尊重」「女性が輝く社会を実現する」ことを世界に向けてアピールしました。しかし女性の人権を侵害し生命の存続を脅かす「暴力」の根絶なしに、「すべての女性が輝く社会」の実現はありません。日本の社会から、世界のあらゆる地域から、女性に対する暴力をなくすために、私たちは以下のとおり要望いたします。

- 私たちは、性暴力が根絶される社会の実現をめざし、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 私たちは、DV防止法、売春防止法、ストーカー規制法、雇用機会均等法、児童虐待防止法、刑法等、性暴力に関わる関連諸法律の、国際基準にそった人権確立の視点による抜本的改正を求めます。
- 私たちは、緊急保護命令制度の新設を求めます。
- 私たちは、性暴力犯罪加害者への不処罰を終焉させることを求めます。
- 私たちは、国・都道府県・市区町村によるDV・性暴力根絶事業の継続的な予算拡充を求めます。
- 私たちは、当事者支援の主要な担い手である民間サポートグループ及び性暴力救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 私たちは、DV・性暴力被害者の人権救済システムの確立を求めます。
- 私たちは、医療機関をベースとするDV・性暴力被害者回復支援センターを、都道府県に一か所以上設置することを求めます。

2014年11月2日

第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口 参加者一同

全国シェルターシンポジウムの変遷

年	開催地等	テ ー マ	社会的な動き
1993			女性に対する暴力撤廃宣言
1995			世界女性会議
1998	第1回札幌大会	拡がれ、シェルタームーブメント	
1999	第2回新潟大会	ストップ!女性・子どもへの暴力	
2000	第3回東京大会	私の生(いのち)は私のもの	
2001	第4回旭川大会	DVのない地域をつくっていこう	DV防止法施行
2002	第5回大阪大会	あかん!女性・子どもへの暴力 ～みんなで活かそうDV防止法～	
2003	第6回石川大会	DVのないまちづくりをめざして ～市民と自治体の協働(コラボレーション)～	
2004	第7回鳥取大会	なくそう暴力!協働で変わる社会	DV防止法改正および基本方針の策定
2005	第8回愛知大会	DVを許さない!理解・行動・勇気 ～暴力のない社会をめざして～	
2006	第9回函館大会	DVを許さない!自治・人権・協働 ～当事者女性と子どもの自立を考える～	
2007	第10回東京大会	ノーモアDV (DV根絶国際フォーラム)	DV防止法2次改正
2008	第11回岡山大会	ストップDV! とりもどそう元気 ささえよういのち	
2009	第12回栃木大会	STAND UP!立ち上がろう!DV根絶をめざして	
2010	第13回久留米大会	つながれ ひろがれ DV根絶ネット	
2011	第14回宮城大会	災害を乗り越えて Wake Up 人権! ～暴力の連鎖を断ち切る～	東日本大震災
2012	第15回大阪大会	女(わたし)のからだは女(わたし)のもの DV・性暴力救援センターを全国に! ～とりもどそう性の自己決定権～	
2013	第16回岩手大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる、ひろげる、パープルネット ～女性・子どもに対する暴力の根絶～	ストーカー規制法改正 DV防止法3次改正
2014	第17回山口大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する 暴力のない地域に	

NPO法人全国女性シェルターネットとは

全国各地の民間シェルター運営や、当事者の直接支援に関わる団体の全国ネットワークです。2008年度から「パープルリボンプロジェクト」実施団体として、内閣府及び厚生労働省の後援団体となっています。

主な事業内容は、シェルター運営の支援、地域における被害当事者自立支援プログラムの実施、国際フォーラム・全国シェルターシンポジウム開催、自立支援基金(PMJ基金)の運用、暴力防止の啓発活動、インターネットラジオの開設(ラジオパープル)などです。

フォトブック



全体会会場
宇部渡辺翁記念会館



さあ、受付が始まりました



各団体の物品販売ブース

開会セレモニー



オープニングは
ブリージングカルテットの
素敵な演奏で・・・♪



いよいよ開会の全体会会場



NPO法人全国女性シェルターネット
共同代表挨拶

基調講演



多くの方が熱心に



シンポジウム



シンポジウムの始まりです



シンポジストの熱いお話

交流会



交流会のオープニングも、
ブリージングカルテットの
みなさんの演奏から・・・♪



たくさんの参加者で盛り上がりました



全国各地の方々や団体の方々の
熱い思いを受け止めました。

2日目 分科会



どの分科会も、発題者の発表に
耳を傾け、熱い議論が・・・









第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口 大会報告書

発行：第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口実行委員会

大会資料

パープルリボンプロジェクト事業

第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口

性暴力禁止法の制定に向けて

つながる 変える 女性・子どもに対する 暴力のない地域に

開催日：2014年 **11月1日(土)**
2日(日)

- 会場：
- **宇部市渡辺翁記念会館**
〈開会セレモニー・基調講演・シンポジウム〉
 - **宇部興産ビル3～4階 (ANAクラウンプラザホテル内)**
宇部市文化会館
〈分科会・全体会〉
 - **宇部国際ホテル**
〈交流会〉

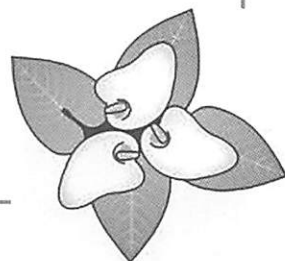
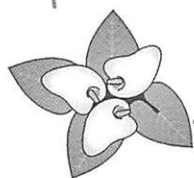
主催：第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口実行委員会、NPO法人全国女性シェルターネット

後援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、山口県、山口県教育委員会、山口県警察本部、宇部市、宇部市教育委員会
宇部観光コンベンション協会、日本司法支援センター山口地方事務所、山口県弁護士学会、山口県産婦人科医会
朝日新聞山口総局、読売新聞西部本社、毎日新聞社、山口新聞社、宇部日報社
KRY山口放送、**tys** テレビ山口、**yab** 山口朝日放送

協賛団体：フィリップモリスジャパン株式会社

目次

日 程	1
主催者挨拶	2
山口県知事挨拶	3
宇部市長挨拶	4
議員メッセージ	5
基調講演	7
シンポジウム	9
分科会	13
全国シェルターシンポジウムの変遷	28
物販・展示案内	29
実行委員会 事務局より	30
支援一覧	31
広 告	32
分科会会場案内	46



大会日程

1日目 11月1日(土)

宇部市渡辺翁記念会館

- 11:30 受付
- 13:00 開会セレモニー
- 14:00 基調講演
- 「DV防止法から性暴力禁止法へ
——リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から」
- 講師：南野 知恵子（元参議院議員、元法務大臣）
- 14:45 シンポジウム
- 「つながる 変える
女性・子どもに対する暴力のない地域に」
- コーディネーター：戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）
- シンポジスト：南野 知恵子（元参議院議員、元法務大臣）
- 河野 美代子（産婦人科医師）
- 竹下 小夜子（精神科医師）
- 八幡 悦子（NPO法人 ハーティ仙台）
- 17:00 閉会
- 18:00 交流会

2日目 11月2日(日)

**ANAクラウンプラザホテル内宇部興産ビル
宇部市文化会館**

- 9:00 受付
- 9:30 分科会A（午前の部）
- 12:00 昼食
- 13:00 分科会B（午後の部）
- 15:30 15分休憩
- 15:45 全体会・大会アピール
- 16:15 閉会

主 催 者 挨 拶



第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口

実行委員会 委員長 加登田 恵子

性暴力禁止法にむけて

つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に

第17回全国シェルターシンポジウムは、これまでの私たちの取り組みや願い、そして昨年度のテーマをふまえて「性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に」としました。

「つながる」は、被害当事者が仲間とつながることや、各地域の支援者がつながることによりパワーアップしていくこと、さらに、国や地域の関係機関とつながることによりスムーズな支援ができるようになるという思いを込めました。さらに「変える」には、地域の意識を変え、施策を変え、当事者が生きやすい社会に変えていきたいという熱いメッセージを込めたつもりです。

全国の当事者・実践者の皆さんの力を結集し、相互により高め合う会にできればと願っています。秋たけなわの宇部で、大いに語り合いましょう。

おいでませ、やまぐちへ！

NPO法人全国女性シェルターネット

共同代表 土方 聖子

全国シェルターシンポジウムは1998年の札幌開催から今回で17回目を数え、今年は山口県宇部市で開催できますことを心から嬉しく思い、本大会実施に向け関わってくださった実行委員はじめ関係各位に心からお礼と感謝を申し上げます。

3年前の東日本大震災による復興・再建がなかなか思いうるに進まない中、本年8月隣の広島市で集中豪雨による土砂災害が発生し、さらに9月岐阜・長野県境にそびえる御嶽山が噴火し、双方とも多くの犠牲者が出てしまいました。災害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

昨年は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が3度目の改正と「ストーカー行為等の規制等に関する法律」も制定から13年を経て初めての改正が行われましたが、ストーカー事件やDV被害は増々増え続け、しかも年々凶悪化しこれも社会問題となっております。DVもストーカーも性暴力も別々のものではなく、関連した支援対応が必要です。今後は行政機関、民間団体等が共に手を携え、暴力のない社会づくりへの確認の場として実りある大会にいたしましょう。



山口県知事 挨拶



山口県知事 村岡 嗣政

「第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口」が、ここ山口県で開催されますことを、地元開催県として光栄に思います。また、全国各地からお越しいただきました皆様の心から歓迎いたします。

本日御参加の皆様には、日頃から配偶者等からの暴力による被害者への相談や支援等、様々な分野で御尽力をされており、心から感謝を申し上げますとともに、深く敬意を表する次第です。

さて、私は、県民の皆様に「山口県に生まれてよかった」と思っていただけ「活力みなぎる山口県」の実現に向けた県づくりを進めており、その基本は、県民の皆様の安心・安全の確保であります。特に、配偶者暴力対策は、こうした県づくりを進めていく上での重要な課題と認識し、山口県配偶者暴力対策基本計画に基づき、市町、関係機関・団体等と連携しながら、暴力の根絶に向けた県民意識の醸成や、山口県男女共同参画相談センターを拠点とした相談対応、被害者の保護、自立支援等の充実・強化に取り組んでいるところです。

しかしながら、配偶者や交際相手からの暴力は、被害者が誰にも相談しないなど、潜在化する場合も多く、未然防止や早期発見が重要な課題となっております。

このような中、本シンポジウムが開催されますことは、大変意義深いものであり、これを契機に一層、地域で一体となって、見守りネットワークの拡充や被害者支援の充実を図ってまいります。

本日御参加の皆様には、本シンポジウムの開催を通じて、皆様の取組と連携が一層強化されることを大いに期待しております。

終わりに、本シンポジウムの御成功と、皆様の今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、御挨拶いたします。

宇部市長 挨拶



宇部市長 久保田 后子

「第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口」の開催をお祝い申し上げますとともに、全国各地からお越しいただきました皆様を「緑と花と彫刻のまち」宇部市にお迎えできますことに心から歓迎を申し上げます。

皆様におかれましては、平素から、DV被害者の保護や支援のため、さまざまな取り組みを進められており、そのたゆまざる努力と今日までの御尽力に対し、深甚なる敬意を表します。

さて、本市では、平成10年6月の宇部市議会において、中国地方で初となる「男女共同参画都市宣言」が決議され、続く「宇部市男女共同参画推進条例」の制定や「宇部市男女共同参画基本計画」の策定をはじめ、常に他に先んじた取り組みを行ってきました。

特に、平成20年4月には配偶者暴力に係る相談業務を充実するため、県下の市町に先駆けて「宇部市配偶者暴力相談支援センター」を設置、また平成22年3月には「宇部市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定するなど、市政推進の重要施策として、被害者からの相談の対応や保護、支援の実施について関係機関や民間団体等と連携を図りながら積極的に推進しているところです。

近年、男女間の暴力が大きな社会問題となる中、NPO法人全国女性シェルターネットの皆様を中心として、DVや性暴力の根絶に向けた全国シェルターシンポジウムがこのように盛大に開催されますことは、誠に意義深く、今後の活動がさらに広がりを見せることに大きな期待を寄せているところであります。

本市といたしましても、今回のシンポジウムを契機として「配偶者等からの暴力を許さない社会」の実現に向けて施策をより一層強化していく所存でありますので、皆様のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、本シンポジウムの開催にあたり多大なる御尽力をいただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、御参加の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、歓迎のことばとさせていただきます。

議員メッセージ

(五十音順 敬称略)



衆議院議員 上川 陽子

本日、「第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口」が、関係者の皆さまのご尽力により、盛大に開催されますことを心よりお祝い申し上げます。地域において一人ひとりが希望をもち、安心して暮らしていける社会を実現するために、社会から暴力を根絶しようと立ち上がった皆さまの勇気と、全国をネットでつなぎ「力」を束ねてこられたご努力に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、このたびの内閣改造に伴う人事により、私は、自由民主党に新設された女性活躍推進本部の本部長として活動することとなりました。秋の臨時国会では、「地方創生」と並んで「女性活躍」が大きなテーマとなり、その中心課題として「女性活躍推進のための新法」が審議されます。まさに安倍政権の本気度が試される重要法案です。日本がこれから大きく変わるための足がかりとなるよう、その成立に全力を注いでまいります。

私自身、これまで犯罪被害者の皆さまの権利を守る法制度の整備・強化をはじめ、人身取引禁止のための法整備やDV法の策定などに関わってまいりました。さらに3.11東日本大震災以降は、生活現場で被災者に寄り添いながら地道に支援活動を続けておられる女性たちの姿にふれたことをきっかけに、女性の視点をもっと具体的に復興プログラムへ盛り込むための運動に取り組みしました。

本シンポジウムでは、性暴力・性虐待被害への医療を中心とした支援体制など、多くの重要な課題が提起されるとお聞きしました。私自身、女性や子どもたちへの暴力・性暴力を防止し、被害者への特段の配慮や対策が講じられるよう、法制度の充実を図ることも含め、問題解決に向けて活動を続けてまいります。



参議員議員 紙 智子

第17回全国シェルターシンポジウムの山口県宇部市での開催、おめでとうございます。

当事者・支援関係者が一同に会して、暴力根絶にかかわる現状と課題を論議する、とても貴重な機会です。関係者の方々、またご参加のみなさまに心から敬意を表します。

児童虐待を受けているとして、全国の警察が今年上半期（1月～6月）に児童相談所に通告した18歳未満の人数が1万3037人に上り、半期として過去最多だったことが警察庁のまとめで分かりました。特に増えたのが、子どもの前で親が配偶者に暴力を振るう「面前DV」であり、DVを目撃して育った子どもたちの心身への影響が心配され、とても心が痛みます。

被害者の救済と保護の拡充、自立支援の充実、暴力を防止するための施策の強化はますます重要な緊急課題となっています。

日本共産党は、被害者が自立の準備をするための公営住宅への優先入居や自立に要する費用援助をするとともに、被害女性や子どもの心身のケアの拡充、専門スタッフの養成など総合的な支援をはかります。

女性・子どもに対する暴力をなくし、当事者・支援関係者とも手をつなぎ、真に実効性のある法制度と支援システムの枠組みをつくっていくために私もみなさんと一緒にがんばります。

議員メッセージ

(五十音順 敬称略)



参議員議員 神本 美恵子

第17回全国シェルターシンポジウムの開催、おめでとうございます。

第17回を迎えるという皆さんの努力の積み重ねを感じます。女性が輝くとか活躍できるとか様々なことが喧伝されていますが、私はいつでもこうした女性自身の活動が少しずつ社会を変えてきたのだと思います。私は、民主党が今年9月に新たに設置した男女共同参画本部長に就任し、政治を変えるためには絶対に必要な改革のために奔走しています。今年は、「性暴力禁止法」の法整備に向けた取り組みについて議論をされると聞いておりますが、女性の政治参加という課題も残されています。法律だけでは禁じ得ない女性への暴力の根底には女性が発言力を持つことが許されない社会そのものを変える必要があります。社会変革を起こすために、政治への参画の場をより積極的につくるべきではないかと考えています。性別に関係なく、人間がそれぞれ自分で輝いた人生だと思える生き方ができる社会の実現をめざして頑張っています。シンポジウムのご盛会を心から祈念しております。



参議員議員 山本 かなえ

「第17回シェルターシンポジウム 2014 in うべ・山口」の開催、誠におめでとうございます。また、日頃より全国女性シェルターネットの皆様には大変お世話になっております。この場をお借りしまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、第2次自公政権におきましては、「女性が輝く社会の実現」を政策の中心的な柱として掲げています。ここにいう「女性」とは一部のキャリア女性ではありません。全ての女性です。そして、全ての女性が年齢や職業、住んでいる地域に関係なく輝いていくためには、DVやストーカー、性暴力等女性に対する暴力の根絶が必要です。

また、DVや性暴力等は女性の健康問題でもあります。現在、女性の健康を包括的に推進する法案が議員立法として国会に提出され、継続審議となっています。女性の抱える様々な健康問題に対して、女性の人生の各段階の心身の状態に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等諸施策を有機的に関連させ、生涯にわたり継続的かつ包括的に支援する法整備が必要です。今国会において、女性の活躍の基盤となる女性の健康包括的支援法案を速やかに成立させていきたいと考えていますので、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

基調講演

11月1日(土) 14:00~14:45

宇部渡辺翁記念会館



DV防止法から性暴力禁止法制定へ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から

(講師)

南野 知恵子

(元参議院議員、元法務大臣)

日本赤十字看護大学看護学部教授を経て、1992年参議院議員通常選挙で自由民主党(比例代表)から当選。以後3期18年政治家として活動された。法務大臣・内閣府匿名担当大臣を歴任された。議員立法として21の法案を通しておられる。性同一性障害者別取扱特例法、DV防止法制定及び改正、母体保護法に関する法律、高齢者虐待防止法などに尽力をされた。

好きな言葉「泣こよっか、ひっ飛べ」「為せば成る なさねばならぬ何事も、ならぬは、人の為さぬなりけり」

<主著>『『解説』性同一性障害者性別取扱特例法』『詳解改正DV(ドメスティックバイオレンス)防止法』『泣こよっかひっ飛べ:看護の道から誠治の道へ』他、論文多数有

人生を幸せに暮らしたいのは人の常、全ての人々の願いであると思います。幸せの課題は個々人により内容やその順位の差はあるでしょうが、その人の設定した目標に向かって努力し、歩くことができる人は幸せであると思います。

私は離島を含む色々な場で、看護・助産に関する臨床・教育の場面を体験し学んできました。さらに、皆様方のお支えをいただき国会議員として3期18年間は、「立法すべし」の精神で努力してきました。その間、「DV防止法制定、更に改正」にも関わってきました。私の残された課題としては、たくさんの被害の実態があるなかで、それに対応する法律がありません。現在は現職ではありませんが、性暴力禁止法に向けて私の及ぶ限り努力したいと思っています。

立法現場における作業プロセスや、性暴力に関する状況等も含めてお話させていただきます。

政策・立法へのかかわり

ー強めよう愛の絆 支えよう、健康な暮らしー

政策

1. 議員の仕事は、立法にありと心得て活動
2. 女性の地位の向上
看護・助産、医療、福祉、教育等々
3. 子ども・女性・高齢者・障害者の方々への関心を深めて
DV、GID、ハンセン等々、安心して暮らせる社会環境の整備などの関わり
4. 性と生殖に関する健康と権利
人間教育、性教育、性暴力、国際的な活動も含めて

議員立法

	法 案	内 容	時期
1	保健婦助産婦看護婦法の一部改正する法律	男子も保健士として保健指導ができる	第128回国会 平成5年11月12日成立
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援を図る為、帰国旅費、自立支援金等の支給、住宅の供給の促進等の措置を講じようとするもの	第129回国会 平成6年3月29日成立
3	優生保護法の一部を改正する法律	「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改める	第136回国会 平成8年6月26日成立
4	労働安全衛生法の一部を改正する法律 (労働者保護法)	・労働者の健康の一層の確保を図るため、労働衛生管理体制を整備する ・健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、一般健康診断の結果の労働者への通知等、事業場における健康管理の充実を図るもの	第136回国会 平成8年6月11日成立
5	学校図書館法の一部を改正する法律 (司書教諭設置)	・大学以外の教育機関が、文部大臣の委託を受けて司書教諭の講習を行うことができることとする ・司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までとする	第140回国会 平成9年6月3日成立
6	精神薄弱者の用語整理のための関係法律の一部を改正する法律	精神薄弱者福祉法、障害者基本法第32法律に用いられている「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改める	第143回国会 平成10年9月18日成立
7	母体保護法の一部を改正する法律	受胎調整のために必要な医薬品を販売できる期限を延長する	第147回国会 平成12年5月16日成立
8	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援策の体制を整備し、ヘイグ風車からの暴力の防止及び被害者を保護するための施策を講ずる	第151回国会 平成13年4月6日成立
9	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律	保健婦・助産婦・看護婦の名称を保健師・助産師・看護師に改める	第153回国会 平成13年12月6日成立
10	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	一定の条件を満たす、性同一性障害者は、性別の取扱いの変更の裁判を家庭裁判所に請求することができることとする	第156回国会 平成15年7月10日成立
11	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律	「配偶者からの暴力」の定義を拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び地方公共団体の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援などを定めた	第159回国会 平成16年5月27日成立
12	刑法などの一部を改正する法律	有期刑の上限並びに犯罪に係る法定刑等及び公訴時効の期間を改める	第161回国会 平成16年5月成立
13	特定障害者に対する特別障害給付金支給に関する法律	特定障害者の福祉の増進を図るため、特別障害給付金を支給する	第161回国会 平成16年5月成立
14	母体保護法の一部を改正する法律	受胎調整のために必要な医薬品を販売できる期限を延長する	第162回国会 平成17年7月26日成立
15	高齢者虐待防止、高齢者擁護者に対する支援などに関する法律	虐待を受けた高齢者に対する保護、擁護者に対する支援のための措置等を定める	第163回国会 平成17年11月1日成立
16	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正	保護命令制度を拡充（脅迫、電話など）するとともに、基本計画の策定・DVセンターの業務の実施を市町村の努力義務とする	第166回国会 平成19年7月2日成立
17	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律	中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、国民年金の特例法による満額の老齢基礎年金等及び一時金の支給、これを補完する支援給付の実施などの措置を講じようとするもの	第168回国会 平成19年11月28日成立
18	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律	特別扱いの審判を請求する要件の一つである「現に子がないこと」から、「親に未成年の子がないこと」に改正する	第169回国会 平成20年6月10日成立
19	保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律	保健師助産師の教育を1年以上に延長、卒後臨床研修を努力義務とする	第171回国会 平成21年7月9日成立
20	原爆症認定集団訴訟に係わる問題の解決のための基金に対する補助に関する法律	原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定める	第173回国会 平成21年12月1日成立
21	母体保護法の一部を改正する法律	受胎調整のために必要な医薬品を販売できる期限を延長する	第174回国会 平成22年6月16日成立

シンポジウム

11月1日(土) 14:45~17:00

宇部渡辺翁記念会館



DV・性暴力被害者支援を進めるために

(コーディネーター)

戒能 民江

(お茶の水女子大学名誉教授)

コーディネーター	戒能 民江
シンポジスト	南野 知恵子
	河野 美代子
	竹下 小夜子
	八幡 悦子

専門はジェンダー法学、女性に対する暴力研究。1992年日本初のDV全国実態調査を実施。厚生労働省精神障害の労災認定基準専門検討会セクシュアル・ハラスメント事案分科会委員、厚生労働省婦人保護事業等の課題に関する検討会座長などを歴任。性暴力禁止法ネットワーク共同代表、女性と人権全国ネットワーク共同代表など。

＜主著＞『危機をのりこえる女たち－DV法10年、支援の新地平へ』（編著、2013年、信山社）、『講座ジェンダーと法第3巻暴力からの解放』（編著、2012年、日本加除出版）、『DV防止とこれからの被害当事者支援』（編著、2006年、ミネルヴァ書房）など。

DVや性暴力、性虐待、セクシュアル・ハラスメントなど「ジェンダーやセクシュアリティに基づく暴力」の被害を受けた人びとへの支援活動を通じて、私たちは、暴力が女性やセクシュアル・マイノリティ、子どもの心身に大きな影響を与えること、DVや性暴力は女性の健康問題であることを、社会に向けて発信してきた。

内閣府等の調査からは、女性に対する暴力がまさに「いのち」の問題であり、暴力被害が女性の心身の健康に深刻な影響を与え、健康問題が生活再建を阻む大きな要因となっていることがわかる。しかしながら、現状では被害直後の適切な医療・保健ケアすら極めて不十分であり、中長期的な回復支援に至っては施策の検討すら行われていない。

とくに、性暴力や性虐待、セクシュアル・ハラスメント等の被害が健康や生活に与える影響が大きいにもかかわらず、被害者支援のための政策展開への道筋は不透明なままである。2011年以降、ホットラインを通じて、女性たちの声がようやく届き始めた。性暴力被害者は適切な医療支援を受けることができず、さまざまな後遺症に悩み、自殺念慮や自殺企図率が高い。

一方、性暴力・性虐待被害の顕在化に伴い、医療を中心とした支援体制の整備が急務となっている。

2010年以降、SACHICO（性暴力救援センター・大阪）やSARC（性暴力救援センター・東京）が開設され、被害直後からの医療支援、法的支援、カウンセリング、福祉的支援などの総合的支援を行う被害者支援センター設置の必要性がいっそう明確になってきた。

2014年6月、自民党などの議員立法として「女性の健康の包括的支援法」が国会に上程され、臨時国会で審議される予定である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツおよび権利擁護の観点の欠如や暴力など健康問題の社会的背景に踏み込まないなど、同法案には議論すべき課題が多い。DV・性暴力被害者支援の現場の声を集約し、包括的な女性の健康支援法に盛り込むべき内容について提案していく必要がある。

本シンポジウムでは、以上の経緯を踏まえ、医療現場における支援課題を明確にし、私たちの求める法整備のあり方について議論を深めるとともに、政策提言をめざす。産婦人科・精神科の医療臨床および被害者支援現場から見えてくる問題点と課題を整理し、被害者の被害回復のために必要な施策や法制度について意見交換を行う。

シンポジウム

11月1日(土) 14:45~17:00

宇部渡辺翁記念会館



DV・性暴力被害者支援を進めるために

(シンポジスト)

河野 美代子

(産婦人科医師)

広島市中区河野産婦人科クリニック院長。河野セクシャリティ医学研究所所長。1972年医師免許取得以来、産婦人科医療一筋。2000年ボランティア団体「広島エイズダイアル」を立ち上げる。週2回の休診日には、性教育の講演で全国に飛ぶなど、執筆や講演に幅広い活動をしている。1989年エイボン教育賞、2011年日本家族計画協会会長賞、2013年母子保健家族計画事業厚生労働大臣表彰。

＜著作＞「さらば悲しみの性」(高文研・集英社)「ティーンズボディQ&A」(東山書房・学陽書房)「大人になること」(集英社)「SEX&ourBODY」(NHK出版)「初めてのSEX」(集英社)「河野美代子の更年期ダイアリー」(高文研)「思春期ガイド」(産婦人科の窓口から) (十月社) など12冊を上梓。現在ブログを毎日更新し、情報を発信し続けている。

勤務医の時代、第一子を生んだ若い女性が病室で夫にひどく殴られたことがあった。それは理不尽な夫の嫉妬によるものであった。顔面が腫れあがった彼女を、夫と別れさせると彼女の父親は怒った。私も離婚をすすめたが、結局は元のさやにおさまリ、結局三人の子が生まれた。そして、その三人の子たちの前で彼女は夫に刺されて死んだ。彼女の父親と、あの時点で別れていれば・・・と悔やんだものである。その後時を経て、遺児の一人が私の前に現れた・・・。

それ以来、私は、暴力に会った女性に・できるだけ早く・殺されないように・上手に別れることを勧めて来た。もちろん、一組の男女の別れはそんなに簡単にできることではないが、私は究極の「命」を奪われることを恐れる。一人では無理、誰かの助けを得て上手に別れることと。

産婦人科の診療の現場では、しばしば性暴力やDVの被害に出会う。患者として現れる彼女たちに、私は出来る限り、立ち直りの為のサポートをしてきたつもりである。これまで培ってきた人間関係を駆使して。しかし、それは私の個人的な繋がりでしか過ぎず、全てのドクターに当てはまることではない。また全てのドクターが被害者の心身の立ち直りに向けてのケアを学んでいるわけではない。そこには、システム作りと、関わる人全ての研修が必要である。また、長期に渡るカウンセリングも、その費用を個人が負担するには大きすぎる。

当日は、私の現場でどのような出来事があり、どのようなケアを行って来たかを具体的に述べたい。夫婦間のDV、子どもの大人からの性暴力の被害、そして若者に多く見られる望まない妊娠など。当然それは教育の充実にも繋がる。十代の少女たちの性の相手の男性は、圧倒的に社会人である。社会に出れば、誰も教えてくれない。だからこそ、学生の間に科学的知識の獲得と、性意識の形成ができる教育がなされなければ。性教育の目指す大切なことは「人間関係の作り方」であり、人権意識を育てることでもある。人権意識のない性教育は惨めである。

被害を誰にも話すことができず一人抱え込んで、周りが気づいた時にはもう人工中絶の時期をすぎており、出産せざるを得なくなった、でもその子を育てることもできず・・・という少女たちにも数多く出会っている。何かことが起きた時に早くSOSを求められる環境作りも必要である。

私自身、青春時代に男の暴力に合う度に、彼を怒らせた私が悪い、彼の嫉妬は私を愛してくれているからだと思われ続けていた。「DV」という概念を知っていたなら、もっと楽に生きることができたであろうに。だからこそ、今、そのような思考をしている若い人たちに「あなたが悪いのではない、暴力を振るう側が悪いのだ」と言い続ける。また、性教育バッシングが続く中で、「避妊のないセックスはDVだよ」という、こんなことをも伝えることができないことを憂うものである。

シンポジウム

11月1日(土) 14:45~17:00

宇部渡辺翁記念会館



DV・性暴力被害者支援を進めるために

(シンポジスト)

竹下 小夜子

(精神科医師)

1998年全国初の女性のための精神科診療所「さよウイメンズ・メンタルクリニック」開設。同院長。琉球大非常勤講師。暴力被害の後遺症に苦しむ女性たちの診療に従事する傍ら、暴力被害にあった女性のための民間ボランティア団体設立に協力。全国の支援スタッフ育成や一般市民への啓発活動に取組む。

＜著作＞『性to生～ジェンダーのはざまから』沖縄タイムス社刊、『オキナワ～女たちは今』ゆいまーるセミナー編ドメス出版、『Working with Woman～性暴力被害者のためのガイドブック』フェミックス社刊
『ドメスティック・バイオレンス～サバイバーのためのハンドブック』原田恵理子編 明石書店

＜DV・性暴力は健康問題である＞と言われる。たしかに女性や子どもの健康に密接に関連するが、＜DV・性暴力は総合問題であり、総合支援を必要とする＞のほうが、より実態を表現していると思う。

性暴力被害の場合、「逃げる・叫ぶ・抵抗する」のうち、どれか一つでも行動できた女性はわずかに12%のみで、多くは「抵抗どころか叫ぶことすらできなかった」現実がある。暴力の危機に直面すると多くの人は「Fight or Flight (闘うか、逃げるか)」よりも「Tend to be Friend (加害者を刺激せぬよう友好的・従順に振る舞う)」行動パターンをとるのが一般的で、強盗から「金を出せ」と脅されておらずと財布を差し出す男性は典型的な例だろう。財布を差し出した男性が「お金をあげたかった」とみなされて強盗が無罪になるなどあり得ないし、被害男性が「逃げなかった」「抵抗しなかった」と責められることもない。法律自体も現行の司法判断も実態からかけ離れ、著しく妥当性を欠くものとなっている。職業裁判官の判断がとりわけ客観証拠重視となり、一方で被害者の心理的反応により被害の説明が困難になりがちな現実、密室犯罪で証人もいないことなどの事情から、近年、検察や警察から被害者への告訴取り下げ圧力も目立つ。性暴力禁止法を始めとする法整備、明らかになってきた医学的知見に基づいた捜査の手法の見直しが必要であり、法曹教育に暴力の問題を位置づけることが求められている。

SACHICOを始めとして性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは幾つか設置され、計画中の県もあるが、公費で安定的に運営できるようにする必要がある、専門スタッフ育成システムを構築することが求められる。医学・保健・看護学生への教育に、暴力問題および被害者への対応を位置づけること。「被害」を認識できていない被害者も少なくないので、医療機関には利用者が気軽に手にとれる場所に教育・啓発・支援相談機関リストのパンフを常備させる。各医療機関に被害者への適切な対応ができる専門スタッフを置くための教育の拠点及び啓発活動を含めた地域の包括的で体系的な暴力防止および被害者救援システム整備の拠点としてワンストップ支援センターを機能させる。

貧困問題が女性や子どもを暴力に脆い存在にさせる現実があり、一方で、暴力被害の結果、女性や子どもの貧困問題が出現しやすい現実もある。貧困は「自己責任」ではなく、社会の再分配がうまく機能していない現実が問題である。教育および生命に関わる医療については、低所得者に限定せず、貧富の別なく誰もが同等のサービスを受けられるよう、全て公費でまかなう方向性をめざす。「財源」が問題にされるが、現在声高に主張されている法人税減税よりも、貧困と格差の是正、社会の適切な再分配を考えることが、よほど切実に求められている。

シンポジウム

11月1日(土) 14:45~17:00

宇部渡辺翁記念会館



DV・性暴力被害者支援を進めるために

(シンポジスト)

八幡 悦子

(NPO法人ハーティ仙台代表)

助産師として産科・小児科を中心に約10年間病院に勤務後、仙台で活動。性教育31年間(虐待の中で育ったこどもの性教育も含み)DV・性暴力被害女性の支援活動を25年行う。現在、宮城県の被災地のDV・性暴力の支援者教育・相談・啓発に取り組む。

<共著>「大人になる前のジェンダー論」「女たちが動く～東日本大震災と男女共同参画の視点～」

様々の機会で性教育をさせていただき、多くのこども達から性の質問や相談を受けました。そこで、性暴力を受けた人々に会いました。暴力被害は、結構あると肌で感じます。特に性被害は潜伏しています。暴力の連鎖を止めるには、性暴力の教育が一番大事だと思います。虐待の中の子どもは、すでに小学・中学校で学習の機会から落ちこぼれています。高校の教育に入れない子もいます。そのこども達が学ぶチャンスは、義務教育だけです。幸いに高校や大学などの高等教育にすすむ事ができた者は、性暴力の教育を受けているのでしょうか。いいえ、学んでいるのはまだ極一部です。大学生の起こした事件や成人の事件を見れば、教育の中に性暴力・人権教育がないのは歴然としています。どうして、このような基本を学ばないで大人になるのか、自分の人生も大変な事になるのに、と思います。実は、私もわかりませんでした。大人になるまで性暴力に関する法律を知りませんでした。セクハラ裁判、DV裁判に関してようやく、暴力にあった時の戦い方を知りました。

小さなこどもに通じる事を目指せば、どのような大人にも伝わる。だからパンフレットや紙芝居を作ってきました。ポイントは、性暴力に出会った時の戦い方、手当ての仕方です。暴力について学ぶと、当然隠蔽していた傷が疼きます。それは辛い事だけど回復の一步です。暴力の被害者が、加害行為を行っている事もあります。学ぶ事で、自分が行った行動の問題性に気付く一步だと思います。その場合も、やはり自分の心の傷の手当てがあつてこそ、自分の加害行為の反省につながると思います。様々の出会いから、私は「人は回復できる」と感じます。出会った人々の変化に希望を感じます。性暴力に踏み込む、積極的な教育が重要です。

また、全国女性シェルターネットに参加し、法律が不備なら新しく作る、改正してゆく事を知りました。世の中は変えてゆくことも出来ると知りました。今ある事を丸暗記する教育の中で育ち、まったく知らない発想でした。声をあげる重要性を知りました。

更に、医療現場はDV・性暴力の早期発見、手当ての絶好の機会です。医療教育の中に、病院運営の中に、性暴力の学習、救済の取り組みが入る事が重要です。医療分野の取り組みがすすむ事を願っています。

右往左往の日本ですが、真実を知ると楽になる人々は男女共にいると感じます。基本は性役割をおろして、“自分らしくで、良い”と知る事だと思います。いつかじわじわと非暴力の理念が広がると、信じたいです。できる限り出会った人に伝える事が、生きている意味だと思う日々です。

分科会

11月2日（日） 9:30～12:00



A-1	興産ビル 301	よりよい支援をするための取り組み 担当団体 NPO法人女のスペース・にいがた 東京YWCA	
A-2	興産ビル 402	連携同行支援事業 ～東京都内の支援団体が連携してDV被害者に より添い、アドボケイトを実施しています～ 担当団体 多摩でDVを考える会	
A-3	文化会館 第1研修室	DV被害者が働き続けるために 担当団体 NPO法人女のスペース・おん	
A-4	興産ビル 401	性暴力被害者のための総合的支援システム ～被害当事者からみえてくる中長期的支援の必要性～ 担当団体 ウィメンズセンター大阪	
A-5	文化会館 研修ホール	性暴力禁止法の制定に向けて 担当団体 NPO法人さんかくナビ	
A-6	興産ビル 302	DV・性暴力がもたらすトラウマと解離 ～解離を当事者の立場と支援者の立場から読み解く～ 担当団体 NPO法人レジリエンス	
A-7	興産ビル 403	アジアのシェルター運動に学ぶ ～いま、アジアのあちこちで、DVシェルター運動がもりあがっています～ 担当団体 フェミニストサポートセンター・東海	

分科会

11月2日（日） 13:00～15:30



B-1	興産ビル 301	議員フォーラム 性暴力禁止法の制定に向けて ～DV・性暴力被害者のための法整備～ 担当団体 NPO法人全国女性シェルターネット全国事務局	
B-2	興産ビル 402	移住（外国人）女性と子どもの自立支援 ～シェルターからみえる現状と課題～ 担当団体 NPO法人エンパワーメントセンター福岡	
B-3	興産ビル 401	民・官・学連携プロジェクトを通した子ども支援の実践 ～「他社信頼」と「健康な境界線の弾き方」をテーマとして～ 担当団体 NPO法人FTCアドボカシーセンター（FTC）	
B-4	興産ビル 403	男女間でしか起きない？DV・性被害と「多様な性」 ～性別のバリアを超え、「多様な性」に対応できる支援体制づくりを～ 担当団体 NPO法人全国シェルターネット 本部	
B-5	文化会館 研修ホール	児童虐待とDV被害の子どもたち ～私たちはどう支援したらいいか～ 担当団体 NPO法人女性サポート大阪	
B-6	興産ビル 302	つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に ～行政と民間団体の協働～ 担当団体 NPO法人山口女性サポートネットワーク	
B-7	文化会館 第1研修室	高齢のDV被害者への支援のあり方を探る ～高齢のDV被害者支援に おける官民協働体制の構築と民間シェルターの果たす役割～ 担当団体 S・ぱ～ぷるリボン	

分科会 A

A-1

301

よりよい支援をするための取り組み



担当団体

NPO法人女のスペース・にいがた
東京YWCA

協力団体

武蔵野大学大学院小西聖子研究室
女性の家HELP

司会 小池恵智子（NPO 法人女のスペース・にいがた）

発題者

戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授・厚生労働省婦人保護事業等の課題に関する検討会座長）

嶋美香（武蔵野大学大学院人間社会研究科博士課程）

上田博子（女性の家 HELP ディレクター）

丸山聖子（東京 YWCA、婦人相談員）

米山麻以子（東京 YWCA）

この分科会は、二部構成で行います。よりよい支援をするための取り組みとして、国と民間団体それぞれの取り組みについてご報告し、どのように現場で活かしていくのかを皆で考えます。

1 「婦人相談所ガイドライン」を学ぶ

婦人相談所は、1956年に制定された「売春防止法」の婦人保護事業の一機関で、「要保護女子」の「保護更生」を目的とした差別的な規定が現状に合わなくなってきていました。そこに2002年からは「DV防止法」に基づく「被害者保護・支援」の役割も加えられました。夫等からの暴力から逃れてくる女性たちの緊急一時保護の場が確保されたことは大きな意味がありました。しかし、全国の婦人相談所では対応が様々で、特に「女性の人権」の観点からは課題が指摘されてきました。

今年3月、全国の婦人相談所が実施する業務内容を明確化し、支援の均等化・標準化を図るため全国共通の業務の指標となるガイドラインが策定されました。「権利の回復と人権の尊重、安全・安心の確保に努めることが最も重要」とされています。ガイドライン策定の意義と課題、策定の経緯とその背景について、学び、考えましょう。

2 指標作成と実践例の紹介

東京YWCAでは2009年度から支援の質向上と支援者のバーンアウト防止をめざして、DV被害者への支援者に対する支援を行っています。その一つとして、DV被害者支援における指標作成に取り組み、民間団体の視点から必要とされるDV被害者支援の内容を可視化しています。DV被害者支援は、ケースに応じて柔軟に対応することが求められるとともに、地域や支援者によって支援格差が起きないようにマニュアル化していくことも必要です。2013年度からは、全国のエキスパート支援者の協力を得て、これまでまとめた各項目に対する皆さんの意見を取り入れて、指標としての精度を上げる作業を行いました。

それらの報告をはじめ、民間で指標を作成することの意義、そして現場での活用の仕方などをご紹介します。



分科会A

A-2

402

連携同行支援事業

東京都内の支援団体が連携してDV被害者に寄り添い、アドボケイトを実施しています。

担当団体

多摩でDVを考える会

司会 深澤純子

発題者 土方聖子、田村伴子、佐々木真紀

協力団体

シェルターポプリ、シェルターたいむ、ウェラワリー、NPO法人女性ネットSaya-Saya、NPO法人FTCアドボカシーセンター、NPO法人コミュニティネットワーク・ウェブ、NPO法人男女平等参画みなと、NPO法人ヒューマンサービスセンター、AWS、一社）ウェルク

- 1 24、25年度と東京都全域のシェルターネット東京ブロックを中心とした団体が、多摩地区と23区、外国籍支援団体の3つに分かれて連携同行支援事業を実施した。25年度は約400件にのぼる支援をおこなった。資金は東京都からの光交付金、25年度はフィリップモリス寄付金とウィメンズブラザ助成金を利用した。連携することで、助成金の有効活用、団体のネットワーク強化など効果があった。
- (1) 同行支援員の主な役割は、当事者の権利擁護のための行動をすることである。当事者に寄り添い、心理的サポートを行いながら、目的を果たせるように尽力する。時には保育要員として子どもと遊び、恐怖が強い時には前後2名がかりでボディガード要員としてふるまうこともある。
- (2) 事業の主な利用者は、民間支援団体が運営するシェルターやステップハウス入居者で、全体の3分の2をこえた。これは運営のための資源不足（人手の不足や資金不足など）から発生している需要である。また、法テラスで案内チラシを見た個人の利用も多かった。弁護士との話合いに同行する支援員の役割は、当事者の要望をきちんと伝えるサポートである。背景には弁護士との意思疎通がうまくいかないことが相当数あるといえる。法的な第三者意見を求める当事者も増えている。
- (3) 利用者の属性は20代から30歳代の女性が多く半数近くを占め、子どもがいる人も多い。子どもが小さい場合や複数いる、障害をもつなどの場合、同行支援員は保育要員としての比重が大きく、かなりの工夫と体力が求められる。
- (4) 主な行先は裁判所、行政窓口、警察署、教育委員会、学校、入国管理局、福祉事務所、児童相談所など行政機関が多い。その他は法律事務所や不動産屋、医療機関もよく同行する場所である。特に、婦人相談員が対応できない、通訳の必要がある外国籍の当事者への同行は増加の一途をたどっている。
- (5) 事業の成果としては、区の同行支援予算を獲得できたことが挙げられる。しかし、婦人相談員の仕事と重なるため私たちへの依頼は土日夜間、盆暮れの休日、外国籍通訳などの依頼に特定される。
- 2 課題は、動ける同行支援員の不足である。そのために毎年支援員の養成を目的とした専門的知識を学ぶ研修会を実施している。またステップハウスの運営改善も喫緊の課題である。今後は、行政のサービスが届いていない当事者への支援やDV相談事業との連携した同行など展開していきたい。

分科会 A

A-3

文化会館
第1研修室

DV被害当事者が働き続けるために



担当団体

NPO法人 女のスペース・おん

協力団体

北海道ウイメンズ・ユニオン

パープルユニオン

司会 大野 朋子（北海道ウイメンズ・ユニオン）

発題者 山崎 菊乃（NPO法人 女のスペース・おん）

小山 洋子（北海道ウイメンズ・ユニオン）

佐藤 香（パープルユニオン）

昨年盛岡市で行われた第16回全国シェルターシンポジウム「女性と労働」分科会ではDVをはじめ、性暴力、セクシュアルハラスメント被害当事者の労働問題をテーマとしました。

本テーマは参加者の方々の関心が非常に高く、100名以上の参加となりました。

特に議論になったのは、心身の安全が確保されるシェルターがあっても「シェルターに入る際に被害当事者が仕事を辞めざるを得ない」ことによる「雇用の継続」や「就労の確保」などさまざまな問題でした。

このために一時保護が必要な被害当事者であるにもかかわらず、シェルターへの避難をあきらめたり、反対に、シェルターへ避難するために仕事を辞めなかったりしなければなりません。

これからはSNSなどの広がりもあり、被害者当事者が「逃げ隠れ」することは不可能になりつつあります。

被害者当事者が労働権を侵害されるのではなく、加害者に処罰規定を課す法律の制定及び改正、そして、被害当事者が地域や社会であたりまえに生活できる方向にシフトが必要です。

本分科会では民間シェルターの調査を通じて、雇用の継続がなされた事例や、雇用をあきらめざるを得なかった事例を通して、シェルターやステップハウス利用当事者の雇用の継続をはじめとする労働問題の解決とともに、女性の真の自立に向けて、シェルター退所後も就労が継続できるためには何が必要か、シェルターとユニオンを両輪とした自立支援のあり方を考えます。

- 1 全国シェルターアンケート調査報告
- 2 事例発表
- 3 意見交換



分科会A

A-4

401

性暴力被害者のための総合的支援システム

～被害当事者からみえてくる中長期的支援の必要性～

担当団体

ウィメンズセンター大阪

協力団体

性暴力救援センター全国連絡会

司会 高見陽子（ウィメンズセンター大阪）

発題者 加藤治子

（NPO法人 性暴力救援センター・大阪
SACHICO代表、阪南中央病院産婦人科医師）

雪田樹理

（弁護士、NPO法人 性暴力救援センター・大阪
SACHICO運営委員）

高見陽子

（ウィメンズセンター・大阪代表、NPO法人
性暴力救援センター・大阪 SACHICO運営委員）

なぜ、病院拠点型のレイプクライシスセンターが必要なのでしょう？

2012年5月、内閣府より「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」が出されて以来、全国に性暴力被害者支援のためのワンストップセンター設置の動きが広がっています。現在は、手引きにある「病院拠点型」と「連携型」のセンターとが混在していますが、「病院拠点型は困難」という理由で、「連携型」の支援システムの設置を選択する傾向が強くなっているように思われます。それで良いのでしょうか。

私たちの社会にはこれまで、産婦人科医療、法的支援、カウンセリング・電話相談、女性グループによる支援活動などさまざまな支援の形がありました。しかし、レイプ・強制わいせつ・性虐待・DVなどの被害を受けた当事者の多くは、相談場所を探し回り、たらいまわしや二次被害に苦しみ、疲れた心と身体で途方にくれ、「その後」の自分自身を諦め、自分の将来に希望を持てなくなっていました。当事者にとっては、まず24時間つながるホットラインと、安心安全な空間と、必要とするものを一緒に考えてくれる人の存在とその場で提供されるケアが必要だったのです。

2010年4月に性暴力救援センター・大阪SACHICOをスタートして以来、4年間で17000件以上の電話がかかっています。来所し診療をした人の実数は779人にも達しています。心とからだのケアが同時に受けられるということが分かればこんなにも多くの女性たちが現れるということに私たちは驚き、かつ、性暴力被害がこんなにも多く起こっていることにあらためて怒りを覚えています。

そしてこの4年間で明らかになったことは、被害当事者を、医療の面でも継続的に診て行くなかで、カウンセリングや法的支援、生活・就労支援など、当事者に必要な更なる支援を提供していくことも支援の側に要請されることです。すなわち、当事者に寄り添い、「その後」をともに考え、歩み出す、急性期から中長期までの総合的な支援ができるレイプクライシスワンストップセンターの必要性が明らかになりました。

この分科会では救援センターの求められる支援と課題、総合的支援システムをご参加くださる皆さんと思い描きます。

分科会 A

A-5

文化会館
研修ホール

性暴力禁止法の制定に向けて



担当団体

NPO法人 さんかくナビ

協力団体

株式会社ウィメンズカウンセリング京都

社会福祉法人 婦人保護施設いずみ寮

司会

貝原己代子（NPO法人さんかくナビ）

長安めぐみ（NPO法人さんかくナビ・群馬大学講師）

発題者

井上摩耶子（特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング

学会代表理事・（株）ウィメンズカウンセリング京都代表取締役）

横田千代子（社会福祉法人 婦人保護施設いずみ寮 施設長）

薬師寺 真（倉敷児童相談所 子ども相談課 初期対応班長）

デートDVの現場で向き合う性虐待・性暴力。多くの女性や子どもたちが深刻な被害に巻き込まれている。そして、その回復には、長期の支援が不可欠である。早期介入や安心できる支援につなげ、輪を広げていくために、団体や機関を超えた支援ネットワークの構築への方策を考えたい。それぞれの発題者が、当事者主体の性暴力被害者支援のあり方を提案する。95年の北京宣言では、女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力の撤廃を謳っています。「北京+20」の今年、女性や子ども、そして少女が、人生のあらゆる局面において平等の権利、自由、機会を持てる社会になることを願っている。

1 小中高校生の性虐待・性暴力虐待被害者は、それなりのやり方で大人に向かってSOSを発信しているが、多くの大人の支援者は彼女たちの問題行動（リストカット、摂食障害、家出、非行など）の原因を見極められず、単に問題行動の解消だけを追求する。しかし、性暴力被害からの心理的回復なしに、問題行動の解消はありえない。のみならず、「暴力の再演」メカニズムによって更なる問題行動が引き起こされる場合も多い。ここが、フェミニストカウンセラーとしての問題点である。（井上摩耶子）

2 婦人保護施設には暴力を受けた女性たちが生活をしています。暴力が及ぼす影響が如何に深刻なものであるか、生活を共にしていると痛感します。それは計り知れなく深く、苦しく切ないものです。DVと虐待がつながっていると知りながら、被害者支援の現場ではまだ野放し状態と言えるでしょう。一刻も早く支援システムが構築される必要性を訴えます。可視化され、行動化される支援実践が急務です。（横田千代子）

3 子どもの虐待は、行為に視点を置いて評価されることが多い。行為で家族を評価することは、被害者である子ども以外の同居家族はすべて加害者という評価を下しやすくする。

性的虐待を受けている子どもの支援には、あらゆる点において同性親（主に母親）によるサポートは欠かせない。同性親に加害者というレッテルを貼らず、協働して子どもの支援を展開していくためには、児童福祉の実践者がDVの視点をしっかりと持ち、行為ではなく関係構造に視点を置いて子ども虐待を評価することとDV被害者支援ネットワークとの連携を丁寧に構築していくことが重要だと考えている。（薬師寺真）



分科会 A

A-6

302

DV・性暴力がもたらすトラウマと解離

～解離を当事者の立場と支援者の立場から読み解く～

担当団体
NPO法人レジリエンス

協力団体
博多ウィメンズカウンセリング

司 会 NP法人博多ウィメンズカウンセリング

樫木 京子

発題者 NPO法人レジリエンス

中島 幸子 西山 さつき

DV、性暴力、虐待などを経験することにより深いトラウマや解離の症状を抱える苦しむ被害者は多く、対応に悩む支援者も多い。

当分科会では実例を交え、トラウマを抱える当事者に具体的にどのような支援が役立つのかを検証する。

1 性暴力がもたらす影響について

性暴力がもたらすトラウマは深く複雑であることが多く、対応も難しい。

また、支援者の側が揺さぶられること、傷つくこともある。支援者がもっておくべき知識、セルフケアについて考える。

トラウマがもたらす症状のひとつの解離については、その仕組みや特徴について理解を深めることも重要である。

当事者の立場から解離している状態はどのように感じられるのか、どういった支援が役立つのか、周囲からみて当事者の解離にどのように気づくことができるのか、どのような立ち位置や知識が必要となるのかなどを学ぶ。

2 米国ファミリーバイオレンス研修の報告

米国オレゴン州でのファミリーバイオレンスの研修にて得た知識を共有する。

3 DV、性暴力被害がもたらすトラウマについてのNPO法人レジリエンスの取り組み

当事者への支援、そして支援者への研修、社会を変えるためできることについてなど、団体創立11年の歴史から考える。

分科会A

A-7

403

アジアのシェルター運動に学ぶ

～いま、アジアのあちこちで、DVシェルター運動が
もりあがっています～



担当団体

フェミニストサポートセンター・東海

司会 北仲 千里

発題者 紀 恵容（台湾）

アイヴィー・N・ジョシア（マレーシア）

協力団体

アジア・女性に対する暴力研究会

世界のあちこちで、DVなど女性に対する暴力を支援するシェルター運動が広がっています。

アジア各国を結ぶシェルター・ネットワークが2012年に結成されました。また、2015年9月ハーグで、GLOBAL NETWORK OF WOMEN'S SHELTERSの第三回の世界大会が予定されています。

マレーシアでは、アジアで最も早い1994年にDV法が作られました。Ivyさんが事務局長をつとめるウィメンズ・エイド・オーガナイズーション（WAO）は1982年設立以来、法律の制定などに大きな影響力を及ぼしてきました。マレーシアは多民族・複数の宗教が共存する社会であり、イスラム教徒も多く、法律婚以外の宗教上・慣習上の婚礼をあげた人も含めたすべての被害者をカバーするDV対策を進めるのは様々な難しさもあるようです。WAOはシェルターと児童センターを運営していて、19人の有償フルタイムスタッフを有し、シェルターは35ベッド、年間利用者は女性約100～120人、子ども80～100人、平均滞在日数は6週間～2ヶ月、相談・司法支援・シェルター利用者の支援、就業支援、自立支援、その後の支援などの支援を行っています。

台湾は、やはり日本よりも早い1998年にDVを含む家庭内暴力防止法が制定されました。保護命令の範囲が日本よりも広いなどの特徴があります。台湾では政府から民間シェルターへの財政援助があり、多くのソーシャルワーカーが、民間シェルターで活動をしています。紀さんの Garden of Hope 財団（勵馨社會福利事業基金會）は、被害を受けている少女と若い女性を支援する団体で、特に、性産業の犠牲となっている少女たちや、虐待の被害者が対象です。1988年の設立以来、12の支部を持ち、420人の有償フルタイムスタッフが勤務し、台湾全土のシェルターやセンターでのカウンセリング、一時保護、就業支援、ソーシャルワーク、司法支援、その後の支援、就労支援、DVを目撃した子どもの支援などを行っています。シェルターには35ベッドがあり、2012年には914人が利用し、平均利用日数は59.4日（6ヶ月～1年）となっています。若者に対する地域社会でのプログラムや、外国人妻へのサービス等も行っています。また、調査研究と政府の政策形成にも貢献しています。

<http://shelterasia.org/>



分科会B

B-1

301

性暴力禁止法の制定に向けて

～DV・性暴力被害者のための法整備～

担当団体

NPO法人全国女性シェルターネット
全国事務局

司会 遠藤 智子（社会的包括サポートセンター）

発題者 衆・参国會議員、地方議會議員

協力団体

性暴力禁止法をつくろう ネットワーク

DV防止法の第三次改正が、6年がかりでようやく実現しました。あわせて、法制定後13年目にストーカー規制法が改正されました。両方の改正によって、交際相手からの暴力被害者にDV防止法が準用され、ストーカー被害者に対してもDV防止法を適用する道が拓がりました。

しかし、DV・性暴力被害の深刻な実態は変わることがなく、当事者女性・子どもの回復支援は遅々として進まない状況が続いています。

DV防止法を根拠法として、私たちは女性に対する暴力の根絶をめざす活動を、直接支援の現場から当事者と共に推進・拡充してきました。相談窓口が増え、DV被害者支援制度の拡充がはかれたものの、法施行後13年を経過した現在、DV防止法だけでは、根本的な解決がのぞめない限界と課題が明らかになっています。

第十回大会「DV根絶国際フォーラム」から始まった「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」の活動は8年目を迎えています。この間、第3次男女共同参画基本計画第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に性犯罪対策の推進が明記され、刑法強姦罪等関係法令の見直し、ワンストップ支援センターの設置促進、子どもの性暴力被害対策なども強化されることになりました。SACHICO（性暴力救援センター・大阪）やSARC東京（性暴力救援センター・東京）などの民間支援団体による先駆的な取り組みによって、ようやく、性暴力犯罪被害者の回復支援施策がその一歩を踏み出したといえるでしょう。

2008年、国連事務総長がたちあげた国連のキャンペーン「力を合わせよう～女性への暴力根絶に向けて」の目標の一つは、「すべての国が、国際人権基準に沿った形で、女性へのあらゆる暴力防止に取り組み、2015年までに、それらを処罰する法律を制定し施行すること」です。加害者への不処罰を終焉させるために、被害者の回復支援を制度化するために、包括的な法律の制定こそが必要とされています。

政府は、女性の活躍と女性の人権保障を内外にアピールしています。文字通りすべての女性が輝く社会を実現するためには、女性の生命と人権をそこなう暴力と貧困の克服について、まず着手すべきであり、そのための包括的な性暴力禁止法の制定が緊急の課題となっています。

分科会B

B-2

402

移住（外国人）女性と子どもの自立支援

～シェルターからみえる現状と課題～



担当団体

NPO法人女性エンパワーメント
センター福岡

協力団体

移住労働者と連帯する全国ネット
ワーク・女性プロジェクト

司会 松崎百合子（女性エンパワーメントセンター福岡）

発題者

田中沙織さん（公益財団法人山口県国際交流協会）

李善姫（イ・ソンヒ）さん

（東北大学東北アジア研究センター）

支援員（女性の家HELP）

運営委員（W・Sひょうご）

- 1 「山口県における移住女性の現状と課題について」
- 2 「『移住女性のシェルター利用について』アンケート調査から見えるもの」
- 3 「シェルターにおける支援からみえる移住女性とその子どもたちの現状と課題」

本分科会では、4名の方から上記のテーマについて、報告を受け、移住女性とその子どもの自立支援について考えます。

開催地山口県国際交流協会の田中さんからは、全国的にも共通する県内全域に散住する、移住女性とその子どもたちの現状と課題や協会の支援について報告していただきます。

東北大学の李さんからは、主に本年全国のシェルターに協力いただき実施した調査より見える現状と課題について報告していただきます。

女性の家HELPと、W・Sひょうごのスタッフからは、シェルターの実践から見える現状と課題について、具体的に報告していただきます。

そして会場との意見交換を通して、十分なケアを受けなかった子どもたちの「その後」の問題、若年や障害を抱えた幾重にも困難な当事者の問題、通訳や文化の問題など、調査および現場の実践を出し合うことで、支援のヒントを得ると同時にシェルターネット内外のネットワークを強め現状を変える力にしたいと考えます。



分科会B

B-3

401

民・官・学連携プロジェクトを通した
子ども支援の実践

～「他者信頼」と
「健康な境界線の引き方」をテーマとして～

担当団体

NPO法人FTCアドボカシーセンター(FTC)

協力団体

早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター
山梨県都留市、NPO法人ダルク女性ハウス

司会：千野洋見（FTC）

発題者：当事者数名、平川和子、鈴木れい（FTC）、
兵藤智佳、松澤ゆかり（早稲田大学）、
佐藤洋（山梨県都留市産業観光課 学芸員）

FTCは、1997年のシェルター開設以降、DV被害母子への中長期支援を提供してきました。ひとり親家庭を取り巻く社会状況は、益々困難を極めています。とりわけDVや性暴力という過酷な体験をした母子にとって、心身の健康を取り戻し、壊された関係性を再構築していくプロセスには時間がかかります。そのような状況にある母子の自立支援の一環として、FTCは、2004年からシェルターを退所した母子を対象に、薬物依存からの回復支援施設であるダルク女性ハウスと共に、大自然の中で実施する「夏合宿」を実施してきました。2002年に設立された早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンターは、「社会と大学をつなぐ」、「体験的に学ぶ機会を広く提供する」、「学生が社会に貢献することを応援する」という理念に基づき、2006年より、協力団体として学生ボランティアと担当教員が夏合宿に参加しています。山梨県都留市は、都心からバスで2時間の距離にある自然豊かな町です。「かつての里山・奥山は、人が介在してこそ森としての機能を維持する」という宝の山ふれあいの里の理念は、「暴力によって関係性を切断された当事者は、人とのつながりの中で回復していく」というFTCの理念と共通していることから、連携が始まりました。それぞれに立場の異なる4団体が共同でプロジェクトを実施していく中からは様々な工夫や成果が生まれました。

分科会では、FTCとダルク女性ハウスは、中長期的に当事者母子を支援していくことの面白さと難しさ、そこから生まれる子どもたちの強靭さと希望について報告します。早稲田大学は、学生たちがボランティア活動を通じて感じたこと・経験したことを語り、教員が学生のボランティア活動の意味について解説を加えます。山梨県都留市の切り口は、森での活動を通じての「対応への試み」や「スタッフ間の連携ならびに受容度合い」「新しい森林管理スタイルの研究成果と課題」です。各団体が、異なる理念と実践を持ちながらも、「DV被害母子を支援する」という共通目標を通して見えてきた、気づきと揺らぎをお伝えします。「他者信頼と境界線」という究極のテーマにも迫ります。プロジェクトに参加した当事者からコメントをもらい、ひとり親家庭が直面する状況の厳しさについて、会場の参加者と意見交換を行いたいと思います。

分科会B

B-4

403

男女間でしか起きない？

DV・性被害と「多様な性」

～性別のバリアを超え、

「多様な性」に対応できる支援体制づくりを～

担当団体

NPO法人全国女性シェルターネット 本部

協力団体

共生社会をつくる

セクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク

司会 共生ネット 原ミナ汰

発題者 ステファン・ラル（いくの学園）

浜口ゆかり（高知ヘルプデスク）

宇佐美翔子（RCネット）

2013年に適用対象が広がったDV防止法だが、「DVや性暴力は男女の問題だ」との心のバリアが、同居の同性パートナーへの準用を阻んでいる。本分科会では、この法律が必要な人に確実に届くよう、以下を検証する。

1 同性パートナーからの暴力の相談データ・対応事例

2 あらゆる性別に対応できる支援体制の基本とは

近年ようやく、女性の性被害やDVの防止は、社会全体で取り組むべき課題として認識されるようになった。それにともない、他のジェンダーにおいても同様の性被害や親密な関係における暴力も可視化されつつある。

この分科会では、よりそいホットラインセクシュアルマイノリティ回線に寄せられた性暴力やDVの訴え、9月5日に発表されたアメリカ保健福祉省疾病管理予防センター（CDC）の、「親密なパートナーならびに性的暴行に関する全米調査報告書（National Intimate Partner and Sexual Violence Survey）」と2013年発表の性的指向別の被害実態調査報告にもとづいて、LGBTを含めたすべての被害者をケアするには、どのような制度設計や設置基準が望ましいかを、議論する。

発題者からは、

（1）現在の日本でのシェルター運営におけるジェンダーバリアの問題点

（2）サンフランシスコで運営されているオールジェンダーシェルターの報告と青森での実践

（3）高知に発足したばかりのLGBTケア施設の展望

を発表していただき、皆さんと、日本におけるすべてのジェンダーを包摂できる、シェルターもしくはケア施設の標準的な運営基準（SOP）のたたき台としたい。



分科会B

B-5

文化会館
研修ホール

児童虐待とDV被害の子どもたち

～私たちはどう支援したらいいか～

担当団体

NPO法人女性サポート大阪

協力団体

G.Planning文京、G.Planning

暴力防止教育研究会

ビデオ工房AKAME

司会 木村民子（G.Planning文京）

発題者 松下千代（NPO法人女性サポート大阪）

柳川眞佐子（G.Planning）

厚生労働省の発表によれば、平成25年度全国の児童相談所の児童相談対応件数は、速報値で7万3765件です。統計を取り始めてから毎年増加しており、25年度は前年度比10.6%の増加で、平成11年度の6.3倍となります。これは実数が増えたこともありますが、児童虐待への社会の関心が高まり、今まで隠れていたものが表に出てきたこともその理由と考えられます。

平成24年度のデータですが、種類別で見ると身体的虐待が35.3%で最も多く、次いで心理的虐待が33.6%となっています。加害者は実母が57.3%と最も多く、次いで実父が29.0%です。虐待を受けた子どもの年齢構成別では小学校前の子どもの合計は43.5%となっており、高い割合を占めています。警察庁の発表でも、児童虐待通告数2万1603人のうち心理的虐待は1万2344人で前年度比57%増です。そのうち眼前DVは8059人と増え続けています。（平成25年度）

当団体では、日頃の支援活動からDV家庭に育つ子どもたちへの支援が不足していることを痛感しています。母親による児童虐待は深刻で、背景にはDVが隠れていることも多く、DVを目撃して育った子どもたちは成長の過程で心身に悪い影響を及ぼすこともわかってきました。こうした子どもたちへの早い時期からの支援は緊急課題であるにも関わらず、学校現場では暴力防止のための教育は実施されていません。2005年に私たちが実施した関東甲信越485教育委員会へのアンケートでは、被害を受けている子どもをどう受け止め、声かけすべきかわからないという声もありました。

日本でもいくつかのNPOが、暴力防止教育のプログラムを実施していますが、私たちは公教育で、専門の教育を受けた教員から、すべての子どもたちが学ぶことが必要だと考えています。

今回の分科会では、DVを受けた母親の体験談や、韓国・ニュージーランドの先駆的なプログラムを紹介し、その中から日韓の暴力防止教育アニメ2作を上映します。日本ではまだ十分に行き届かない、DV家庭の子どもたちや児童虐待の被害児への支援を考えます。

分科会B

B-6

302

つながる 変える
女性・子どもに対する暴力のない地域に
～行政と民間団体との協働～



担当団体

NPO法人山口女性サポートネットワーク

協力団体

NPO法人DV防止ながさき
一般社団法人みもぎの会

司会 島田令子（山口女性サポートネットワーク）
発題者 田中洋子
（長崎県長崎子ども・女性・障害者支援センター課長）
悦 晴美（NPO法人DV防止ながさき）
浜田妙子（鳥取県県会議員）
須山和恵（山口県男女共同参画課課長）

DV被害者支援に関して、民間と行政との協働について考える。

長崎県では2007年に児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターを統合して「長崎こども・女性・障害者支援センター」を設置した。DV被害者支援は、こども・女性支援部女性支援課が担当している。一時保護所には、ソーシャルワーカー、心理士、保育士を配置し、パソコン練習室・風呂場の個室化、体育室増設等回収を実施。さらに、学齢同伴児に、現役教員による学習支援を行っている。また、退所後の支援としてステップハウスを開設している。DV防止ながさきでは2002年から活動を展開し、相談、啓発、予防教育に力を注いできた。現在、生活再建支援として、県の委託により①同行支援、②家事育児支援などの日常支援、③心身の回復支援などを行っている。

鳥取県のDV被害者支援施策は、県独自の事業により民間への財政支援は充実したものである。「みもぎの会」は、1997年から被害者支援を行っている。2001年鳥取県男女共同参画推進条例による苦情処理機関制度を利用して、行政のDV被害者に対する二次被害者を申し立てた。それをきっかけに「女性と子どもを守る懇話会」が発足し、知事に対して現場からの声を届けるチャンネルとなった。民間団体の経験を活かした鳥取県独自の施策として①シェルター入所直前の医療費、入院費の補助②DV法の対象外の恋人・親・兄弟などからの被害者保護費の負担③ステップハウス委託費④同行支援経費の補助⑤民間スタッフ養成経費の補助などがある。2011年には、シェルターの建物の新築、増改築費用に1,000万を限度に支援、ステップハウスの買い上げ2,000万を限度に支援している。

山口県は男女共同参画相談センターを設置し、被害者の相談・保護・自立支援等を行っており、被害者の状況に応じて民間団体等へ一時保護委託を行っている。また、民間団体と協働し、自助グループ運営委託や啓発活動を実施した。山口きらめき財団では啓発事業に助成金を出している。宇部市では、2008年に配偶者暴力相談支援センターを設置し、民間団体に相談業務の一部を委託している。また、デートDV予防講座を民間団体から講師を派遣して実施している。さらに、民間団体が行うDV被害者の支援活動に対して助成金を交付している。山口女性サポートネットワークは、2001年から相談・シェルター・自立支援・啓発事業を行っている。民間独自の支援活動をしているが、山口県や宇部市から委託事業や啓発事業を協働で行っている。



分科会B

B-7

文化会館
第1研修室

高齢のDV被害者への支援のあり方を探る

～高齢のDV被害者支援における官民協働体制の
構築と民間シェルターの果たす役割～

担当団体

S・ぱ～ぷるリボン

協力団体

久留米市男女平等推進センター

司会 河野 孝子 (S・ぱ～ぷるリボン)

発題者 石本 宗子 (久留米市男女平等推進センター)

榎尾 和枝 (S・ぱ～ぷるリボン)

- 1 趣旨 高齢のDV被害者（以下「被害者」とする。）がようやく声を上げつつあるが、相談の受け皿や一時保護及びその後の生活再建における支援体制には厳しいものがある。DV被害者が安心して声を上げられる環境と支援体制の構築に向けて、民間シェルターが果たす役割を考える。

2 発言要旨

(1) 久留米市における官民の支援体制構築の実践報告

久留米市では、高齢のDV被害者対策について、高齢者虐待と高齢者福祉の枠組みだけでは生活再建に限界があるとの問題意識から、関係各課・民間団体の連携構築により、多様な生き方を選択できる状況を作り出すことをめざしてきた。その経過と現状について、行政の立場から報告する。

(2) S・ぱ～ぷるリボンにおける支援の実践報告

S・ぱ～ぷるリボンでは、長い間加害者のもとにとどまってきた被害者が自分らしく生きなおしたいとする願いを受け止め、安全な環境で、安心して、地域とつながりながら生活ができるように、生き方の選択肢を広げられることを願って支援活動をしてきた。

行政から紹介され出会う被害者をシェルターに迎え、高齢者福祉の担当課をはじめ、さまざまな関係機関、市の関係窓口と連携しながら寄り添って支援してきた実践例をもとに報告する。

(3) 高齢のDV被害者支援における課題の共有と支援のあり方に関する意見交換

- ・ 長年なじんだ生活環境、しがらみの中、声を上げることや相手から離れることの難しさ
- ・ 経済力のなさや住居獲得の困難さ
- ・ 健康問題 等

(4) まとめ

サバイバーの言葉 「今、私はこのように生きています」



全国シェルターシンポジウムの変遷

年	開催地等	テ ー マ	社会的な動き
1993			女性に対する暴力撤廃宣言
1995			世界女性会議
1998	第1回札幌大会	拡がれ、シェルタームーブメント	
1999	第2回新潟大会	ストップ! 女性・子どもへの暴力	
2000	第3回東京大会	私の生(いのち)は私のもの	
2001	第4回旭川大会	DVのない地域をつくっていこう	DV防止法施行
2002	第5回大阪大会	あかん! 女性・子どもへの暴力 ～みんなで活かそうDV防止法～	
2003	第6回石川大会	DVのないまちづくりをめざして ～市民と自治体の協働(コラボレーション)～	
2004	第7回鳥取大会	なくそう暴力! 協働で変わる社会	DV防止法改正および基本方針の策定
2005	第8回愛知大会	DVを許さない! 理解・行動・勇気 ～暴力のない社会をめざして～	
2006	第9回函館大会	DVを許さない! 自治・人権・協働 ～当事者女性と子どもの自立を考える～	
2007	第10回東京大会	ノーモアDV (DV根絶国際フォーラム)	DV防止法2次改正
2008	第11回岡山大会	ストップDV! とりもどそう元気 ささえよういのち	
2009	第12回栃木大会	STAND UP! 立ち上がろう! DV根絶をめざして	
2010	第13回久留米大会	つながれ ひろがれ DV根絶ネット	
2011	第14回宮城大会	災害を乗り越えて Wake Up 人権! ～暴力の連鎖を断ち切る～	東日本大震災
2012	第15回大阪大会	女(わたし)のからだは女(わたし)のもの DV・性暴力救援センターを全国に! ～とりもどそう性の自己決定権～	
2013	第16回岩手大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる、ひろげる、パープルネット ～女性・子どもに対する暴力の根絶～	ストーカー規制法改正 DV防止法3次改正
2014	第17回山口大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する 暴力のない地域に	

NPO法人全国女性シェルターネットとは

全国各地の民間シェルター運営や、当事者の直接支援に関わる団体の全国ネットワークです。2008年度から「パープルリボンプロジェクト」実施団体として、内閣府及び厚生労働省の後援団体となっています。

主な事業内容は、シェルター運営の支援、地域における被害当事者自立支援プログラムの実施、国際フォーラム・全国シェルターシンポジウム開催、自立支援基金(PMJ基金)の運用、暴力防止の啓発活動、インターネットラジオの開設(ラジオパープル)などです。



物販・展示案内

【11月1日】 宇部市渡辺翁記念会館

団 体 名	内 容
NPO法人レジリエンス	販売 ・ パープルリボンネイルシール・缶バッジ・ピンバッジ・クリアホルダー ・ 書籍「傷ついたあなたへ」「傷ついたあなたへ2」「マイ・レジリエンス」「性暴力～その後を生きる」「ランディ・バンクロフト氏が答えるQ&A」 展示 ・ DVに関するパネル・活動に関するパネル・パープルリボンキルト
女性エンパワーメントセンター福岡	販売 ・ アジアの女性の手作り品・コーヒー・書籍 展示 ・ 会報・書籍
NPO法人男女平等参画推進みなと	販売 ・ ルバープジャム・講演録 展示 ・ DV根絶パネル・講演録・GEM通信
ウィメンズネット・こうべ	販売 ・ デートDV防止冊子・「災害と女性」関連冊子・書籍 展示 ・ DV防止ポスター・WACCA（DV被害女性と子供の居場所）案内ポスター・カード
NPO法人女性ネット Saya-Saya	販売 ・ 手作り手芸品・絵本・クリアファイル・ポスター・デートDV防止DVD ・ DV被害者支援養成講座のマニュアル・デートDV防止リーフレット 展示 ・ ポスター・2014年度活動報告
NPO法人全国シェルターネット	販売 ・ 出版物 展示
女性サポート大阪	販売 ・ 書籍など 展示
NPO法人DV防止ながさき	販売 ・ 猫のブローチ・ミニ針さし・ブックカバー・名刺入れ・鍋つかみ ・ 折り紙によるマリ・花のブローチ 展示 ・ 当会リーフレット他
NPO法人山口女性サポートネットワーク	販売 ・ デートDV小冊子 ・ 犯罪被害者支援関係の書籍
女性共同法律事務所	販売 ・ 「性暴力と刑事司法」大阪弁護士会人権擁護委員会 性暴力被害検討プロジェクトチーム 編纂
ウィメンズセンター大阪	販売 ・ 「子ども虐待への対応」・「性的虐待・DV～支援に関わる人のために」 ・ 「支援に関わる人のために II」「同 III」・CD「輝くときまで」 ・ 「DVに取り組む～医療現場でできること」・「女性への暴力防止」 ・ 「第15回全国シェルターシンポジウム報告集」・「更年期ハンドブック」 ・ 「性暴力救済センター全国連絡会研修会報告集」・「女のためのいるはかるた」

お土産コーナーもあります。



実行委員会 事務局より

第17回シェルターシンポジウム開催にあたって ご協力いただいたかたがたへのお礼

「山口で全国シェルターシンポジウムを開催してみたい」という夢が実現しつつあります。

このシンポジウム開催に当たり、実行委員を始めとし全国シェルターネットワークの方々や、分科会を担当して下さる方々、行政の皆様、広告や賛助金で支えて下さった多くの皆様にご支援いただきました。

なかでも、「NPO法人山口女性サポートネットワーク」の皆様には、実行委員会の中核として働いていただき、心よりお礼申し上げます。また、山口女性サポートネットワークを支えてくださっている会員の皆様にも、さらにシンポジウム開催のためのご賛助を頂きました。

私は、この仲間とともに、山口で2001年に女性への暴力ホットラインを始め、翌年シェルターを開設し、この13年間、DV被害者や行き場を失った女性たちへの支援について模索の日々でした。少しずつ行政や他団体とのつながりもでき、より当事者への支援も充実しつつあります。スタッフの皆さんは、私がヘルプというとてもどんな時でも支えて下さいますが、この度、改めてその温かさや心のつながりを実感することができました。

最後になりましたが、本シンポジウムを支えて下さった多くの皆様に心よりお礼申し上げますとともに、今後とも、地域におけるDV被害者支援活動に深い理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第17回全国シェルターシンポジウム2014 in うべ・山口

実行委員会 事務局長 小柴 久子

第17回全国シェルターシンポジウム実行委員会 in うべ・山口 実行委員

ウィメンズネット宇部	山口県会議員	石丸 典子
宇部市人権・男女共同参画課		井原 寿加子
うべ女性会議		佐々木 明美
エンパワーメント山口		戸倉 多香子
国際ソロプチミスト宇部		藤井 律子
国際ソロプチミスト防府	宇部市会議員	田中 文代
こども劇場山口県センター		真鍋 恭子
北坂会計事務所	山陽小野田市会議員	岩本 信子
山陽小野田市女性団体協議会	針間産婦人科	金子 法子
シンクロナイズドネット	NPO法人全国女性シェルターネットワーク	
母子支援施設 沙羅の木	NPO法人山口女性サポートネットワーク	
やまぐちネットワークエコー		
山口犯罪被害者支援センター	(アドバイザー)	
やまぐち男女共同参画会議	山口県男女共同参画課	
“わ” ネット山陽小野田	山口県男女共同参画相談センター	



支援一覧

第17回 全国シェルターシンポジウムを 応援しています。

フィリップモリスジャパン/山口県/山口県教育委員会/山口県警察本部
宇部市/宇部観光コンベンション協会/宇部市教育委員会/山陽小野田市
山口県弁護士会/日本司法支援センター山口地方事務所
国際ソロプチミスト宇部/後藤加代子
常春寺/岡村鈴江/母子生活支援施設 沙羅の木/小野弘子/山下公明
多原康成/平岡秀子/戸倉礼子/静間清人/秋山建設株式会社
かねはら小児科 金原洋治/田中隆子/加来洋一
藤野俊夫/岡崎幸紀/赤崎良子/佐田英明/原谷和子
中村 雅/弁護士 花岡 淳/弁護士 清水弘彦/弁護士 臼井俊紀
田中博子/弁護士 島田直行/竹内敏子/西野雅博
辻 真登/萩・山口法律事務所 山口正之
鉄谷千代子/やまぐちネットワークエコー/弁護士 石原詠美子
橋本嘉美/兼定啓子/貞金洋子/国際ソロプチミスト東下関/末永法律事務所
近本法律事務所 近本佐知子/大塚宣子/横沼智徳/徳久忠正/舩岡聖子
弁護士 佐伯奉文/三島敬史/肥塚栄一郎土方聖子/北仲千里
隠岐美智子/井坂玲子/貝原己代子/山県順子/高松 里
山崎菊乃八幡悦子/朝倉安都子/近藤恵子/南野知恵子
北坂会計事務所/一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
なかの眼科クリニック/山口銀行/西京銀行/加登田恵子
浜崎法律事務所 弁護士浜崎大輔/白石政美/泉 國繁/横田伸子
田所弘子/新山口法律事務所 弁護士沼田幸雄
株式会社ファーストリテイリング/反町吉秀/嶋村八重美/岩田美智子
有田信代/福場洋子/末廣理恵子/宮原久美子/仲村泰子
匿名希望者 10名

お名前の掲載は順不同です。
尚、掲載についてはご同意を得たものに限定しています。

謝辞

本書の出版に際して、多くの方々に御協力いただきました。

本書の出版に際して、多くの方々に御協力いただきました。

本書の出版に際して、多くの方々に御協力いただきました。

本書の出版に際して、多くの方々に御協力いただきました。

多くのご協賛を賜り誠にありがとうございます。



鈴木法律事務所

弁護士 鈴木 朋絵 弁護士 杉村 憲昭

〒750-0001 山口県下関市幸町7-7 スカイマンション下関幸町 201

営業時間 平日 9:00-17:00 TEL 083-250-6200

<http://www.suzukilaw.net>

法律相談 予約受付中

相談日時は、お電話にてご予約ください

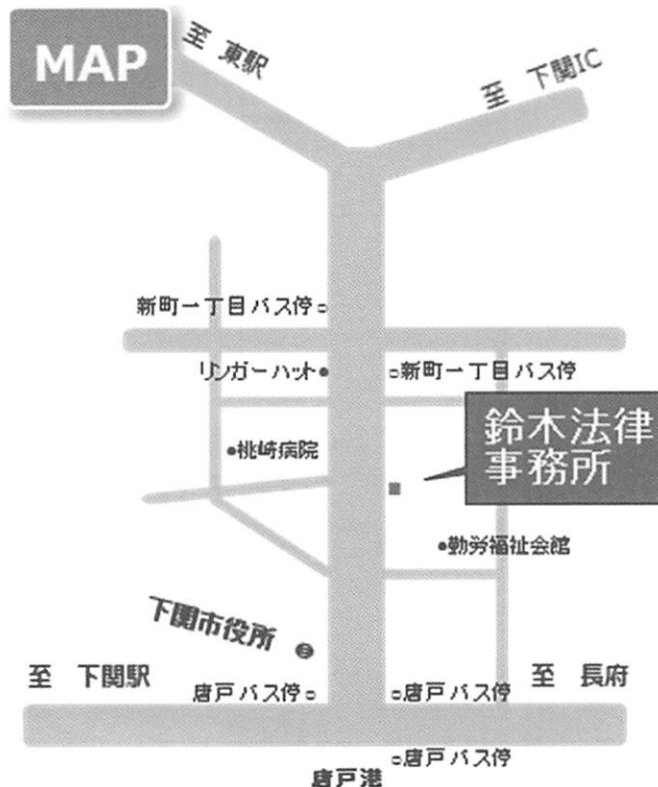
相談料 30分 5000円＋消費税の割合です

- ※ 通常1時間程度かかります
- ※ 収入等資力要件をみたす方は、法テラス無料相談制度(3回まで)を使うことができます
- ※ 犯罪被害者の方は山口県弁護士会犯罪被害者無料相談制度(3回まで)を使うことができます

暴力や暴言・浮気など 離婚を考えている方

離婚手続のアドバイス
親権・養育費・面会交流
慰謝料・財産分与
離婚までの生活費
協議離婚時の公正証書作成

相続・遺言・後見
交通事故
消費者詐欺・借金整理
犯罪被害・いじめ
刑事弁護・少年事件
過労死・過労自殺



交通案内

- ・駐車場2台
- ・サンデンバス
新町一丁目バス停から徒歩3分
唐戸バス停から徒歩5分
- ・駅から
JR 下関駅からタクシー5分
JR 新下関駅からタクシー15分

石川佳純選手の“夢”——
それは、昨日の自分より少しでも強くなること。そして、世界で活躍すること。

私たちの“夢”——
それは、お客様に笑顔をお届けすること。
この街が好きだから、この街で、もっとたくさんの笑顔に出会いたいから
今日も、あなたの“夢”のそばに。

応援してください。やまぎんも、私も。石川 佳純

“夢”が、私を強くする。



YMFG
Yamaguchi
Financial Group

山口銀行
YAMAGUCHI BANK

持っててよかった。さいきょうのキャッシュカード。



こんなに
便利!

平日営業時間内
(8:45~18:00)
お引出し・お預入れ
手数料 **無料!**

山口県内では約**400**カ所のATMでご利用頂けます。

SAIKYO
西京銀行



全国の
セブンイレブンで!

全国のイオンの
ショッピングセンターで!



※セブン銀行・イオン銀行ATMでのご利用は「入金」「出金」について、平日営業時間内(8:45~18:00)手数料無料でご利用いただけます。

個人のお客さまへ 西京銀行のキャッシュカードによるATMでの1日あたりのご利用限度額は、合計50万円です。

※当行ATMならびに提携金融機関ATMでのお取引金額(お引出・お振込・お振替)とデビットカードのご利用額の合計です。

あなたのあしたに
西京銀行

(平成26年4月1日現在)

食生活をサポートする

山口県美祢市
つじ歯科クリニック



宇部クラブは今年認証40周年を迎えました。
これからもDV防止活動を支援します。



女性と女兒の生活向上
～勇気ある一歩を踏み出そう～

国際ソロプチミスト宇部 国際ソロプチミスト防府

会長 小川知子 他 28名

事務局：〒755-0043

宇部市相生町8-1 宇部興産ビル6F

TEL: (0836) 21-9711

FAX: (0836) 21-9717

H P: <http://si-ube.jp/>

事務局：〒747-0037

防府市八王子1-11-20(河辺)

H P: <http://www.si-hofu.com/>



SOROPTIMIST
Best for Women

国際ソロプチミスト東下関

私たちは、「山口女性サポートネットワーク」の活動を支援します。

女性と女兒の生活向上
～勇気ある一歩を踏み出そう～

西リジョンのテーマをスローガンに、36名の会員が活動をしています。

資 会 北坂会計事務所



税理士・FP 特定社会保険労務士 北 坂 修

〒755-0044 山口県宇部市新町 9-24
TEL: 0836-21-4589
FAX: 0836-21-6615
メール: kitasaka@air.ocn.ne.jp

【併 設】北坂修税理士・特定社会保険労務士事務所
宇部歯科医師会労働保険事務組合

【加入団体】労働保険事務組合 山口県 SR 経営労務センター
労働保険事務組合 山口県建設業労災センター
宇部市歯科医師会労働保険事務組合
うべ障害者支援ネットワーク
経営革新認定支援機関
一口成年後見制度支援事業所

<http://www.kitasaka.jp/>



まずは、私たち法テラスへ
日本司法支援センター
法テラス

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(※) お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(※)を提供します。

(※) 刑事手続の流れ、各種支援制度など

弁護士のご紹介

法律専門家の力が必要な場合は、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。弁護士を依頼する場合の費用等について、資産額など一定の要件のもと、法テラスを通じて次のような制度をご利用いただくことができます。

(要件は制度により異なります)

弁護士費用等に関する援助制度

日弁連委託援助 刑事手続・行政手続

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例) 被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

民事法律扶助 民事手続

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行います。弁護士費用等の立替えを行います。

例) 損害賠償請求、損害賠償命令の申立て、保護命令(DV)の申立てなど

《お問い合わせは 全国共通ダイヤル あるいは お近くの「法テラス」窓口へ》

被害者支援ダイヤル



なくことないよ
0570-079714

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00



ホームページで 法テラス 検索

URL <http://www.houterasu.or.jp/>

● よくある質問とその答え (FAQ) や相談窓口情報を検索できます。



法テラス山口地方事務所

受付時間 平日 9:00~16:00

050-3383-5490

■ 法テラスでは、IP電話を使用しています。
■ おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルして下さい。

山口県内にお住まいの方は
こちらへ

悩み・不安・問題を解消し 幸せな未来をつくる！

Menu

心を軽くする
カウンセリングヒーリング
60分 5000円

あなたの心にメッセージを送る
カードリーディング
30分 3000円

幸せの人生を構成
みらくりあ未来セラピー
ゴールデンセブヒーリング込み
150分 15000円

運命転換
ゴールデンセブヒーリング
20分 6000円～

心からの先祖供養に
ご先祖ヒーリング
一家族 20000円

人間関係改善
ヒューマンリレーションヒーリング
50分 20000円
～ Etc ～

全て遠隔も行います

今あなたの心は幸せですか？

この世に起こる問題には

見える原因と

見えない原因があります

問題を解決するには両方解決する必要がありますが

見える原因を取り除かない限り

見える原因を変えていくことがむづかしいのです。

見える原因とは、環境・性格・思考・病気・人間関係など…

見えない原因とは、潜在意識・遺伝子DNAの情報・家系・ご先祖などがあります。

Mirakuria では

ゴールデンセブヒーリング創始者 本藤弘美氏より学んだ

無意識の中にあるネガティブを開放する独自のエネルギーワークで見えない部分の原因にアプローチしていきます。

見えない原因がクリアになってこそ

運命転換の第一歩となるのです。

Golden club

ヒーリングサロン

Mirakuria

みらくりあ

〒755-0051 宇部市上町2-8-8 TEL/FAX0836-36-2734

Mobil 090-4571-7717 yukico.8739-@docomo.ne.jp

(予 約 制)



健康をつくる

平和をつくる

医療福祉生協連 地域の思いを協同の力で『かたち』に変える

宇部協立病院	宇部市五十目山町16-23	TEL0836-33-6111
生協上宇部クリニック	宇部市海南町2-25	TEL0836-33-3395
協立歯科診療所	宇部市五十目山町15-8	TEL0836-34-2511
生協小野田診療所	山陽小野田市くし山1丁目17-20	TEL0836-84-2533
生協小野田診療所歯科	山陽小野田市くし山1丁目17-20	TEL0836-84-6695
生協下関歯科	下関市貴船町2丁目3-24	TEL083-224-0118
虹の訪問看護ステーション	宇部市末広町1-13	TEL0836-33-5358
協立在宅介護支援センター	宇部市末広町1-13	TEL0836-33-6199
ヘルパーステーションはばたき	宇部市五十目山町16-4-1	TEL0836-33-6234
協立デイサービスげんき	宇部市末広町1-13	TEL0836-33-6220
協立デイサービスふじやま	宇部市東平原2-9-8	TEL0836-39-6215
セメント町介護総合センター	山陽小野田市セメント町4-22	TEL0836-81-0065
虹の訪問看護S T東岐波	宇部市東岐波5637-8	TEL0836-59-1111

医療生活協同組合健文会 本部: TEL0836-33-6644 FAX33-6651
 〒755-0005 宇部市五十目山町16-23 組織部: TEL(0836)34-2510 FAX34-2512

耳鼻咽喉科

のののはなクリニック

院長 兼定 啓子

〒753-0221 山口市大内矢田北六丁目19-17

☎ (083) 941-1133 ^{いいみみ} FAX (083) 941-1187 ^{いいはな}

<http://www.nonohana.dr-clinic.jp>

*ホームページからも再診予約出来ます。

婚礼・宴会・会議・宿泊の御用命は



国際ホテル宇部

〒755-0047 山口県宇部市島1丁目7-1

フリーダイヤル 0120-37-5931

ホームページ <http://www.kokusaihotel-ube.co.jp>

弁護士法人

女性協同法律事務所

女性協同法律事務所へようこそ

夫や恋人からの暴力(DV), 性被害, セクシュアル・ハラスメント, 賃金差別, 解雇など, 女性であるがゆえの悩みや権利侵害, 離婚, 子どもや高齢者への虐待, いじめや学校事故, 破産・債務整理, 医療過誤, 老後の財産管理など, 困ったときはいつでもご相談ください。

女性弁護士による
女性の権利のための法律事務所

TEL: 092-751-8222

FAX: 092-751-8220

〒810-0001

福岡市中央区天神2-14-8
福岡天神センタービル4F



中光法律事務所

山口県山口市駅通り2-5-13 未来ビル

TEL: 083-901-1080

FAX: 083-901-1081

近本法律事務所

弁護士 近本 佐知子

山口県弁護士会所属

〒755-0042 山口県宇部市松島町18番10号 太陽生命ビル4階

TEL (0836) 35-3245

FAX (0836) 35-3246

山元 浩 法律事務所

弁護士 山元 浩

弁護士 石田 美 祢

〒750-0025

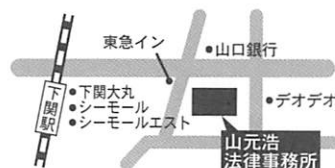
山口県下関市竹崎町4丁目4番2号

ヴェルタワー下関103号

TEL (083) 222-7001

FAX (083) 222-7701

URL: <http://hiroshiben.com/>



富山市 株式会社 廣貫堂 特約店

医薬品配置販売業(置きぐすり)

有限会社 兒玉薬品商会

牛黄⇒牛の胆石

末梢の血液循環の良好・心臓(心筋)の働きを助成。
血圧調整・ボケ防止・老化防止等々 365 種の病に効力あり。
万性の病・持病のある人は服用してみませんか!
2000 年前の「神農本草経」「傷寒論」に記載。

宇部市中央町 3 丁目 11-14

TEL (0836) 21-6223・FAX (0836) 21-6885



男命いか
防府認定店

生きたブランド
萩・須佐

男命いか!
みこと

- ・いか鮮コース (全 9 品) … ¥3,500 (税込)
- ・豪快コース (全 9 品) … ¥4,000 (税込)
- ・特選コース (全 10 品) … ¥4,500 (税込)
- ・おまかせコース … 5,500 (税込)

2 時間飲み放題 ¥1,500 (税込)



活いかと豪快刺盛

※不漁でいかが入荷
出来ない場合は豪快刺盛と
替えさせていただきます。
予めご了承下さい。

いか鮮本家

☎ 0835-28-7699

防府市栄町 1-5-1 (ルルサス防府 1F)

営業/(昼) 11:00~14:00 (夜) 17:30~22:00

●クレジット可 ●法人様の請求書可

●防府市内共通商品券可

駐車場/ルルサス駐車場(無料駐車券差し上げます)



moonflower / ムーンフラワー

【日本エステティック協会プレミアムサロン】

〒755-0031

山口県宇部市常盤町一丁目6-18 (井筒屋裏)

tel : 0836-35-5508

ケイタイ : 080-4456-7314

e-mail : mnd-moonflower@i.softbank.jp

web site : <http://riesthetic.jimdo.com/>

「山口の味」
地産地消弁当

山口県の特産品を
彩り良く盛り込みました。



Tokonami

NIIYA

にいや

集いの真心膳

厚生大臣賞受賞工場

ご予約・お問い合わせ

☎ 0836-51-0218 ☎ 0120-15-0218

【仕出し】料理【弁当】寿司

宇部市床波2丁目8番15号

<http://www.niia-net.com>

Design

ブランド力は大切な企業資産

Yoshii Design Works

株式会社 ヨシイ・デザインワークス
山口県宇部市小串74-3キャメロットビル2F TEL0836・32・0804

<http://www.ydworks.com/>

島田法律事務所

弁護士 島田 直行(山口県弁護士会所属)

〒750-0012 山口県下関市観音崎町12-10

太陽生命下関ビル5階

083-250-7881

<http://www.shimada-law.com/>

～男女共同参画社会をめざして～

うべ女性会議



代表 藤本米子

事務局 〒755-0091

宇部市上宇部西山

☎0836-21-3287

北京JAC山口

「北京JAC」の地域コーカスとして「北京JAC山口」を1998年4月29日に設立。

行動綱領実現のために、山口から声をあげる「北京JAC山口」

代表 細田 留美子

電話・FAX 0820-56-7692

mail ms-copix@poem.ocn.ne.jp

★山口県内に在住、在勤の方なら男女を問わず、どなたでも入会できます。



なんでもきくよ!



チャイルドラインやまぐち TEL0120-99-7777

注文住宅・増改築・リフォーム・管・下水工事・住まいの悩み相談

K.R.S. 株式会社 クルス

Home Creative Office

〒755-0808 宇部市西平原2丁目9-17

新光産業グループ TEL:0836-29-0964 FAX:0836-33-0964

毎週土・日は暮らしの無料相談会実施中!

お問い合わせフリーダイヤル
(受付時間:10:00~18:00)



0120-151-964

ホームページも <http://www.ube-kurusu.co.jp>
ご覧ください。 クルス宇部 検索 クリック!!

不動産仲介・売買・賃貸・管理

TOKUMI

株式会社 徳海

〒750-0018

下関市豊前田町2丁目7-5

TEL(083)-231-1093 FAX(083)222-1093

[URL] <http://www.tokumi.co.jp>

[E-mail] info@tokumi.co.jp



WALL PAPER STUDIO

Interior KOYO

http://www.interior-koyo.com

インテリア紅葉 SEARCH

手にとって選べる県内初の壁紙展示場。

こだわりマイカーテンを。
カーテンショップエトハウスで。

〒755-0058
宇部市中山新堀1138-1
☎ 0120-233-790
TEL 0836-32-0306
OPEN.9:00-17:00

代表取締役 社長
佐々木 剛

9/19 Open

懐新和食 (山口小郡店)

〒754-0002
山口県山口市小郡下郷明治北1225-1

TEL 083-972-1122

懐新和食 KAISHIN-WASHOKU

I-CHI

和食家婁 (宇部中央店)

〒755-0045
山口県宇部市中央町2-13-22
ZEMPOビル1F

TEL 0836-34-1515

和食家婁 WASHOKU-YAKOH

I-CHI

栄 MAN-EI

まんえい

総合ギフト専門店

結納・引出物・記念品・慶弔贈答品
お中元・お歳暮・販促品

宇部市西梶返3丁目12-10 (神原公園交差点東へ100m)

TEL 0836 (33) 5522 FAX 0836 (33) 5523

URL <http://www.ube-yanagida.com>

E-mail info@ube-yanagida.com <定休日/毎月第1・2水曜日>

山口県名産品の味をお届けします。

おみやげに
贈答品に
お見舞に
引出物に

おくりもの乃店

名産店 幸屋

宇部中央店 31-0182 恩田店 33-9146
宇部駅前店 41-3117 小野田店 84-3373

超絶フラワーライフ

Evergreen

〒755-0035 宇部市西琴芝 1-7-25-1

Tel&Fax 0836-22-8787

<http://www.facebook.com/evergreen.hana>

Beauty Place

forum

ビューティ・プレイス フォーラム

〒755-0046
山口県宇部市南小串1-2-10-1
TEL・FAX 0836-22-7770

HEARTS HAIR

宇部市神原町2-3-15

tel:0836-31-8538

<http://heartshair.com/>

MENARD JAPAN SINCE 1959

メナードフェイシャルサロン

pure ビュア

オーナー
石井ますみ

〒755-0151 山口県宇部市西岐波浜田1534-18
TEL&FAX 0836-51-5179
携帯 090-8248-8172

歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科

山下歯科医院

院長 山下 公明

宇部市東岐波磯地3797-4

(山口宇部医療センター入口バス停前)

TEL.0836-58-2500

歯科用CT完備

歯周病治療 山下歯科

検索

あらゆる印刷物のご用命を

有限会社
三共印刷

〒759-0204 宇部市大字妻崎開作1953-8(西割交差点から南へ2km)

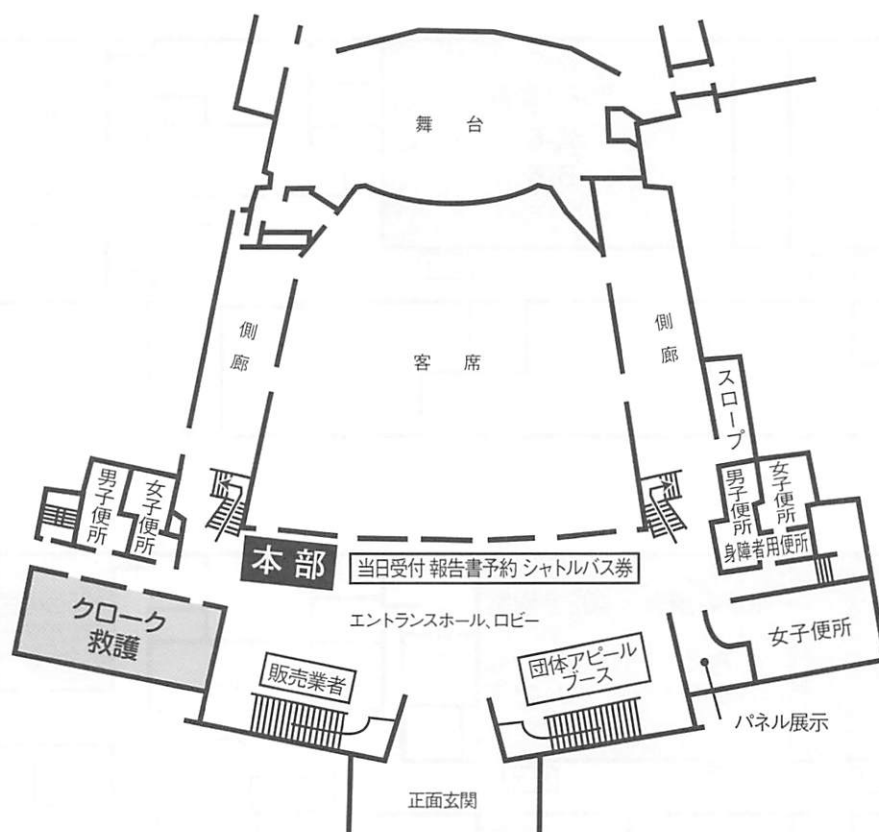
TEL 0836・44・4444 FAX 0836・44・4141

E-mail sp4444@k3.dion.ne.jp

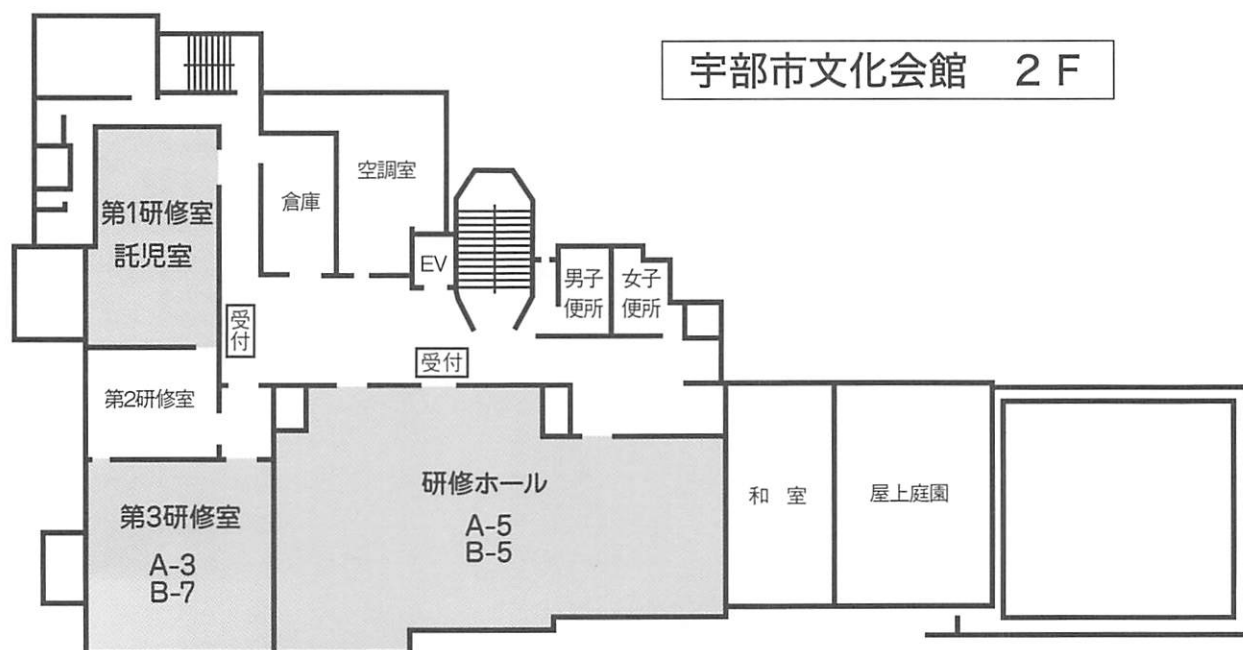
MEMO



渡辺翁記念会館 1 F

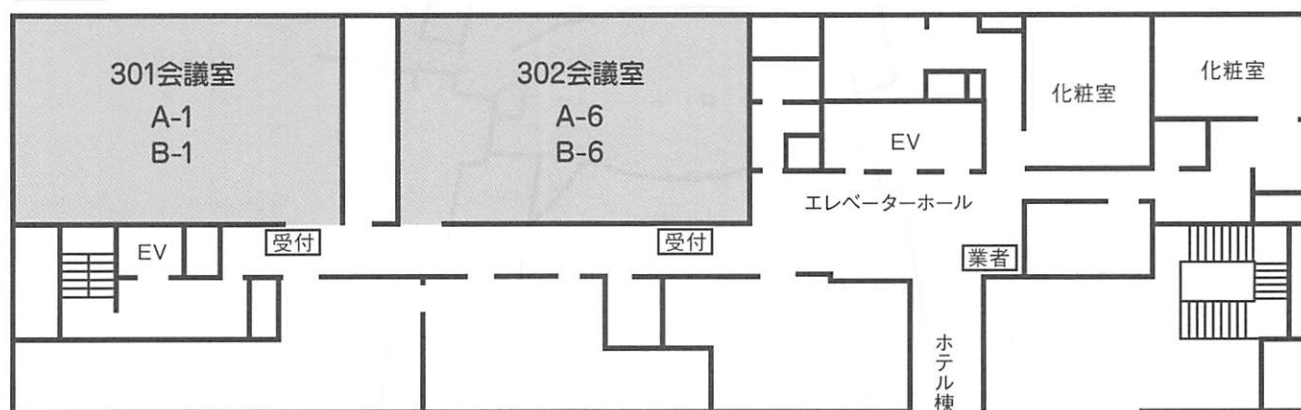


宇部市文化会館 2 F

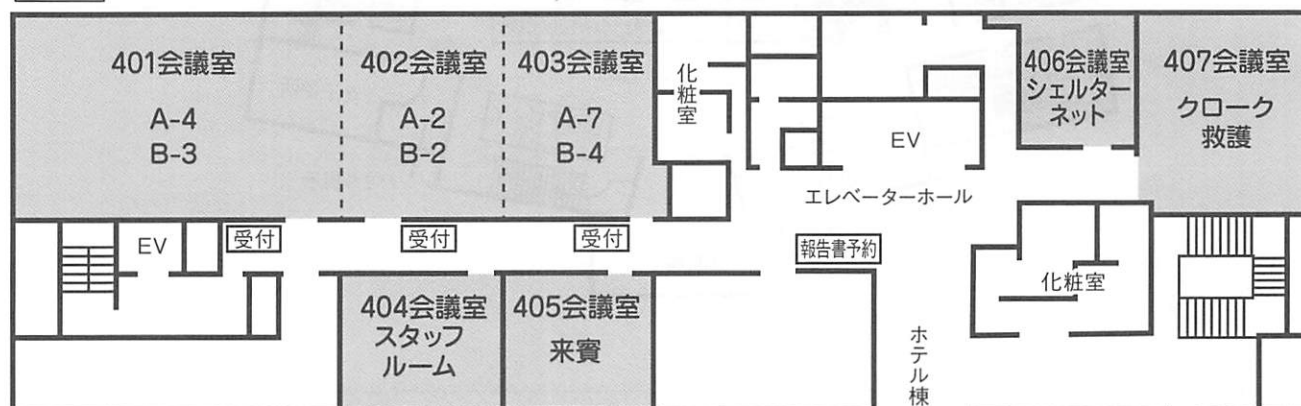


宇部興産ビル

3 F



4 F



会場周辺図

